

福智町告示第13号

令和7年第1回福智町議会定例会を次のとおり招集する

令和7年2月25日

福智町長 黒土 孝司

1 期 日 令和7年3月3日

2 場 所 福智町議会議事堂

○開会日に応招した議員

浦田 大介君

森野 和彦君

田寄みゆり君

石谷 光信君

橋本 騰馬君

尾崎さつき君

小松 繁信君

木戸 勝正君

朝部 壽君

楠木 静則君

堀江 政洋君

沼口 富生君

高津 鶴己君

木村 幸治君

日比生洋一君

矢野 博文君

原田 幸美君

皆川 高司君

○応招しなかった議員

なし

議事日程 (第1号)

令和7年3月3日 午前8時59分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長及び教育長 施政方針
- 日程第5 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第6 議案第2号 福智町旧下田川清掃施設組合財産管理基金設置条例の制定について
- 日程第7 議案第3号 福智町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第4号 福智町個人番号の利用等に関する条例及び福智町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第5号 一般職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第6号 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第7号 福智町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第8号 福智町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第9号 福智町隣保館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第10号 福智町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び福智町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第11号 福智町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第12号 福智町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第13号 令和6年度福智町一般会計補正予算 (第8号) について

- 日程第18 議案第14号 令和6年度福智町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算
(第1号) について
- 日程第19 議案第15号 令和6年度福智町国民健康保険特別会計補正予算(第5号) について
- 日程第20 議案第16号 令和6年度福智町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号) につい
て
- 日程第21 議案第17号 令和6年度国民健康保険福智町立診療所事業特別会計補正予算(第
2号) について
- 日程第22 議案第18号 令和7年度福智町一般会計予算について
- 日程第23 議案第19号 令和7年度福智町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算につ
いて
- 日程第24 議案第20号 令和7年度福智町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第25 議案第21号 令和7年度福智町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第26 議案第22号 令和7年度国民健康保険福智町立診療所事業特別会計予算について
- 日程第27 議案第23号 令和7年度田川郡町村公平委員会特別会計予算について
- 日程第28 議案第24号 令和7年度福智町公共用地先行取得事業特別会計予算について
- 日程第29 議案第25号 福智町拠点開発施設の指定管理者の指定について
- 日程第30 議案第26号 福智町農業委員会委員の任命について
- 日程第31 議案第27号 福智町農業委員会委員の任命について
- 日程第32 議案第28号 福智町農業委員会委員の任命について
- 日程第33 議案第29号 福智町農業委員会委員の任命について
- 日程第34 議案第30号 福智町農業委員会委員の任命について
- 日程第35 議案第31号 福智町農業委員会委員の任命について
- 日程第36 議案第32号 福智町農業委員会委員の任命について
- 日程第37 議案第33号 福智町農業委員会委員の任命について
- 日程第38 議案第34号 福智町農業委員会委員の任命について
- 日程第39 議案第35号 福智町農業委員会委員の任命について
- 日程第40 議案第36号 福智町農業委員会委員の任命について
- 日程第41 議案第37号 福智町農業委員会委員の任命について
- 日程第42 議案第38号 福智町農業委員会委員の任命について
- 日程第43 議案第39号 福智町農業委員会委員の任命について
- 日程第44 議案第40号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及
び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について

- 日程第45 議案第41号 田川郡町村公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約の制定について
- 日程第46 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第47 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第48 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第49 発意第1号 福智町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長及び教育長 施政方針
- 日程第5 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第6 議案第2号 福智町旧下田川清掃施設組合財産管理基金設置条例の制定について
- 日程第7 議案第3号 福智町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第4号 福智町個人番号の利用等に関する条例及び福智町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第5号 一般職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第6号 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第7号 福智町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第8号 福智町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第9号 福智町隣保館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第10号 福智町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び福智町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第15 議案第11号 福智町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第12号 福智町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第13号 令和6年度福智町一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第18 議案第14号 令和6年度福智町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第19 議案第15号 令和6年度福智町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第20 議案第16号 令和6年度福智町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第21 議案第17号 令和6年度国民健康保険福智町立診療所事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第22 議案第18号 令和7年度福智町一般会計予算について
- 日程第23 議案第19号 令和7年度福智町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第24 議案第20号 令和7年度福智町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第25 議案第21号 令和7年度福智町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第26 議案第22号 令和7年度国民健康保険福智町立診療所事業特別会計予算について
- 日程第27 議案第23号 令和7年度田川郡町村公平委員会特別会計予算について
- 日程第28 議案第24号 令和7年度福智町公共用地先行取得事業特別会計予算について
- 日程第29 議案第25号 福智町拠点開発施設の指定管理者の指定について
- 日程第30 議案第26号 福智町農業委員会委員の任命について
- 日程第31 議案第27号 福智町農業委員会委員の任命について
- 日程第32 議案第28号 福智町農業委員会委員の任命について
- 日程第33 議案第29号 福智町農業委員会委員の任命について
- 日程第34 議案第30号 福智町農業委員会委員の任命について
- 日程第35 議案第31号 福智町農業委員会委員の任命について
- 日程第36 議案第32号 福智町農業委員会委員の任命について
- 日程第37 議案第33号 福智町農業委員会委員の任命について
- 日程第38 議案第34号 福智町農業委員会委員の任命について
- 日程第39 議案第35号 福智町農業委員会委員の任命について
- 日程第40 議案第36号 福智町農業委員会委員の任命について
- 日程第41 議案第37号 福智町農業委員会委員の任命について
- 日程第42 議案第38号 福智町農業委員会委員の任命について

- 日程第43 議案第39号 福智町農業委員会委員の任命について
日程第44 議案第40号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について
日程第45 議案第41号 田川郡町村公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約の制定について
日程第46 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第47 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第48 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第49 発意第1号 福智町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

出席議員（18名）

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 浦田 大介君 | 2番 | 森野 和彦君 |
| 3番 | 田寄みゆり君 | 4番 | 石谷 光信君 |
| 5番 | 橋本 騰馬君 | 6番 | 尾崎さつき君 |
| 7番 | 小松 繁信君 | 8番 | 木戸 勝正君 |
| 9番 | 朝部 壽君 | 10番 | 楠木 静則君 |
| 11番 | 堀江 政洋君 | 12番 | 沼口 富生君 |
| 13番 | 高津 鶴己君 | 14番 | 木村 幸治君 |
| 15番 | 日比生洋一君 | 16番 | 矢野 博文君 |
| 17番 | 原田 幸美君 | 18番 | 皆川 高司君 |

欠席議員（0名）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

| | | | |
|----|-------|----|-------|
| 局長 | 森 めぐみ | 係長 | 秀島 慎一 |
| 書記 | 松井 健太 | | |

説明のため出席した者の職氏名

町 長 黒土 孝司 副町長 竹下 靖

| | | | |
|-----------|-------|-------------|-------|
| 教 育 長 | 朝部 英晴 | 会計管理者兼出納室長 | 森野 道正 |
| 総務課長 | 長野 士郎 | まちづくり総合政策課長 | 木村貴代美 |
| 税務住民課長 | 仲村 和宏 | 高齢障がい福祉課長 | 若林 友克 |
| 人権推進課長 | 福高 教晃 | 健康子育て支援課長 | 小松 卓美 |
| 建設課長 | 仲村 芳久 | 農政課長 | 白石 輝彦 |
| 住宅課長 | 八代 賢一 | 診療所事務長 | 守田裕一郎 |
| 学校教育課長 | 田中 智和 | 生涯学習課長 | 澤井 秀孝 |
| 防災管理・管財課長 | 山本 一博 | 代表監査委員 | 田丸 孝司 |

午前8時59分開会

○議長（皆川 高司君） 皆さんおはようございます。議会開会前ですが福智町議会映像配信の映像配信についてお知らせいたします。福智町議会では、町民の皆さんに開かれた議会を目指し、また議会への理解と関心を高めていただくことを目的に、新たな試みとして令和7年3月定例会よりインターネットによる本会議録画映像の配信を開始いたします。これは議会を傍聴することが出来ない方など、議会をより多くの方にご覧いただけるように、利便性の向上と議会活動の提供を行うものです。なお議会終了後おおむね10日前後、土、日、祝日を除くには録画配信の視聴が可能となる予定です。議員の皆様におかれましては御理解と御協力のほどよろしくお願いをします。それではただいまより、令和7年第1回福智町議会定例会を開会します。本日は議員全員出席しています。ただいまの出席議員は18名です。定足数に達していますので本日の会議は成立いたします。それでは町長挨拶をお願いします。

○町長（黒土 孝司君） おはようございます。本日は令和7年第1回福智町議会定例会を招集いたしましたところ御多用の中、御参集くださいまして誠にありがとうございます。今回の提出議案は議案第1号から議案第41号までの41議案と諮問が3件でございます。議案等の内訳は専決処分の承認についてが1件、条例の制定が1件、条例の一部改正が10件、令和6年度補正予算が5件、令和7年度当初予算が7件、福智町拠点開発施設の指定管理者の指定についてが1件、福智町農業委員会委員の任命についてが14件、規約の変更が1件、規約の一部改正が1件、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることが3件でございます。詳しいことにつきましてはその都度、御説明申し上げますので慎重なる御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。なお本日、本会議終了後に予定しております全員協議会におきまして下田川清掃施設組合の解散に伴う糸田町との覚書に関する内容について、御報告をさせていただきますのでお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） それでは本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。議事日程につき

ましては去る2月25日に開催されました議会運営委員会の答申によるものです。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（皆川 高司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の定例会の会議録の署名議員は5番、橋本議員、6番、尾崎議員を指名します。

日程第2. 会期の決定について

○議長（皆川 高司君） 日程第2、会期の決定について議題とします。令和7年第1回定例会の会期は、3月3日から3月13日までの11日間としたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、第1回定例会の会期は本日から3月13日までの11日間と決定しました。一般質問通告書は3月5日水曜日、午後5時までとなっております。お間違いのないようお願いします。事前に通告の分かるものは早めに提出をお願いします。

日程第3. 諸般の報告

○議長（皆川 高司君） 日程第3、諸般の報告、まずは議長報告ですが私が出席した会議等につきまして回覧をもちまして報告とさせていただきます。次は町長報告を黒土町長。はい、どうぞ。

○町長（黒土 孝司君） それでは御報告させていただきます。報告は4件でございます。1つ目は非課税世帯に対する支援対策事業の補正予算専決処分についてでございます。物価高騰の影響を特に受ける住民税非課税世帯に対して給付金を支給する国の補正予算が令和6年12月17日に可決され、その支給事務を可及的速やかに対応するよう求められたため1月24日付けで補正予算を専決処分いたしました。事業内容といたしましては住民税非課税世帯に対して一律3万円を給付し、その世帯が子供を養育している場合は、1人当たり2万円を加算するもので、財源につきましては物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として国から全額交付されます。現在3月中には給付を開始できるよう準備を進めておりますので、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。続きまして2つ目は、行政機構改革に伴う組織体制の見直しについてでございます。今後の職員数減少に伴う行政運営の効率化や時代に応じた行政サービスを提供する上で機構改革が必要である。そういうふう判断し行政機構改革検討委員会に機構改革の諮問を諮っていたところ、令和7年2月に同委員会から答申を受けたため、新たな課や係の体制方針を定めた議案を上程させていただきたいと考えているところでございます。後ほど議案内容の詳細について説明いたしますので、この場での説明は省略いたしますが4月より新たな組織体制で職務に邁進してまいりますので、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。続きまして3つ目は財産処分の不

調についてでございます。令和6年12月定例会の議案第64号、財産の処分についてで可決された旧赤池町庁舎跡地の財産処分につきまして契約相手方から解約の申出がございました。移住定住促進に向けた施策として取り組んだ財産処分でございましたが、実現には至らず移住定住事業の難しさを感じたところでございます。全国で多くの自治体が抱える人口減少問題は福智町にとってもとりわけ重要な施策であると考えております。今後も施策推進に向けて、多方面からの検討を重ねてまいりたいと考えておりますので皆様の御協力をお願い申し上げます。最後の4つ目につきましては福智町総合体育館の整備についてでございます。先日2月26日に福智町総合体育館住民説明会を開催したところ、約120名の方に御参加いただきました。公共施設統廃合の必要性や必要となる財源確保など事業概要を説明させていただきました。質疑の場では厳しい意見もございましたが真摯に受け止めながら、今後も広報紙などを通じて事業内道が広く浸透し、より多くの理解が得られるよう取り組んでまいります。議員の皆様におかれましては引き続き、御理解と御協力をいただきますよう重ねて申し上げ報告を終わらせていただきます。

○議長（皆川 高司君） 次は各常任委員会報告ですが令和6年第4回定例会以降、各常任委員会は開催されていませんので報告はありません。次は一部事務組合議会報告ですが、令和6年第4回定例会以降開催された議会のみ報告していただきます。まずは下田川清掃施設組合議会報告を小松議員。はいどうぞ。

○議員（7番 小松 繁信君） おはようございます。下田川清掃施設組合議会報告をいたします。令和7年第1回下田川清掃施設組合議会定例会が、令和7年2月14日に開催されました。議題として福岡県市町村職員退職手当組合からの脱退について及び、田川郡公平委員会からの脱退についての、専決処分の承認について、一般職の給与に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての、3議案が審議されいずれも承認、可決されました。また議会終了を新ごみ処理場の視察研修を行いました。なお議決結果につきましては必要に応じ税務住民課にて参照願います。以上、報告します。

○議長（皆川 高司君） 次は田川郡東部環境衛生施設組合議会報告を石谷議員。はい、石谷議員。

○議員（4番 石谷 光信君） おはようございます。田川郡東部環境衛生施設組合議会の報告をいたします。令和6年第3回定例会が令和6年12月20日に開催され、令和7年第1回定例会が令和7年2月27日に開催されました。お配りしております資料のとおり令和6年第3回定例会では、令和5年度一般会計歳入歳出決算の認定についてと令和6年度一般会計補正予算第3号を定めることについてを審議しいずれも認定、可決されました。また令和7年第1回定例会では、田川郡東部環境衛生施設組合公告式条例等の一部を改正する条例についてのほか6議案について審議し、いずれも可決されました。なお詳細につきましては田川郡東部環境衛生施設組合事務局にお問合せくださるようお願いいたします。以上、報告を終わります。

○議長（皆川 高司君） はい。次は田川地区広域環境衛生施設組合議会報告を朝部議員。はい朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） おはようございます。田川地区広域環境衛生施設組合の報告をいたします。令和6年第2回定例会が、令和6年12月20日に開催され令和7年第1回定例会が、令和7年2月27日に開催されております。お配りしています資料のとおり令和6年第2回定例会では、令和6年度一般会計補正予算第1号など5議案を審議し、いずれも可決承認されました。また令和7年度第1回定例会では、事務局設置条例の一部を改正する条例についてなど16議案を審議し、いずれも可決されました。なお詳細につきましては田川地区広域環境衛生施設組合事務局に、お問合せくださいますようお願いいたします。以上で報告を終わります。

○議長（皆川 高司君） はい、それでは次は田川広域水道企業団議会報告を橋本議員。はい、橋本議員どうぞ。

○議員（5番 橋本 騰馬君） おはようございます。田川広域水道企業団議会報告を議長より受けましたので報告いたします。令和7年第1回田川広域水道企業団2月定例会が、令和7年2月27日午後2時より、田川広域水道企業団において開催されました。議案としまして令和6年度田川広域水道企業団水道事業会計補正予算第3号が1件、田川広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてが1件、田川広域水道企業団債権管理条例の一部改正についてが1件、令和7年田川広域水道企業団水道事業会計予算が1件、全て原案のとおり可決されました。報告事項として令和6年度田川広域水道企業団債権放棄予定案件、朝倉配水池増設工事本体築造、上弁城排水配水池更新工事本体築造の入札結果についての報告がありました。以上で報告を終わります。

○議長（皆川 高司君） ありがとうございます。以上で、一部事務組合議会報告を終わります。次は、福岡県介護保険広域連合議会報告を田寄議員。はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄 みゆり君） おはようございます。福岡県介護保険広域連合議会の報告をいたします。令和7年1月30日に令和7年介護保険広域連合議会第1回定例会が開催されました。議案案件としては、令和6年度特別会計補正に伴う専決処分の承認が1件、課設置条例の一部を改正する条例の制定が1件、職員の給与及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定が1件、会計年度職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定が1件、職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定が1件、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定が1件、令和6年度一般会計及び特別会計補正予算に関する認定が各1件、令和7年度一般会計及び特別会計予算に関する認定が各1件について審議され、このいずれも承認、認定されました。一般質問では介護職員の確保について、また認定審査会についての質問も出されました。詳しい内容、会議録などについては福岡県介護

保険広域連合より、高齢障害福祉課へ議事録が送付されますので必要に応じてご覧ください。以上で介護保険広域連合議会報告を終わります。

○議長（皆川 高司君） 次は監査報告を田丸代表監査委員お願いします。はいどうぞ。

○代表監査委員（田丸 孝司君） 監査報告をいたします。例月出納検査及び財務監査を令和6年12月25日、令和7年1月27日、2月26日に実施しました。出納検査をした結果、預金通帳、日計表残高は符合しておりました。次に財務監査でございますが、各関係書類並びに帳簿を調査した結果、事務処理事業の執行は適正に処理をされておりました。以上で監査報告を終わります。

○議長（皆川 高司君） ありがとうございます。次は特別委員会報告ですが、令和6年第4回定例会以降開催された特別委員会のみ報告していただきます。福智町議会広報特別委員会報告を朝部委員長。はい、朝部委員長どうぞ。

○議員（9番 朝部 壽君） 広報特別委員会の報告をいたします。12月定例会後12月12日、1月7日、1月21日、1月27日、最後に2月5日に委員会を開催し、議会だより59号の発行に向けて作業を行い今月の発行となっております。なお議長をはじめ各委員、それから事務局の御協力によりですね、素晴らしいものが出来たと思っています。どうぞ一読いただけますよう、よろしく願いいたします。これで報告終わりたいと思います。

○議長（皆川 高司君） 以上で諸般の報告を終わります。

日程第4. 町長及び教育長 施政方針

○議長（皆川 高司君） 日程第4、町長及び教育長の施政方針を行います。はじめに黒土町長をお願いします。はい黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 本日ここに私の令和7年度の町政運営に向けての所信の一端と施策の大綱について申し述べ、議員各位をはじめ町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。少々お時間をちょうだいしたいと思います。まず皆さん御存じのとおり福智町は平成18年3月6日に赤池町、金田町、方城町の3町が合併し誕生いたしました。令和8年3月に20周年を迎えることとなり令和7年度は記念すべき節目の年度に当たります。これまでの間、本町の礎を築いていただいた先人の皆様にはもとより、議員各位をはじめ地域において御尽力をいただいている皆様、改めて深く感謝申し上げる次第でございます。誕生から20年といえは人に例えるならば、かつて成人として一歩踏み出す節目でありました。このメモリアルイヤーを新たな時代に向けたスタートの年度としてとらえ、ふるさとへの愛着と誇り、さらに醸成するとともに本町の魅力を広く発信し、皆様と将来を展望する契機となるよう町を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。その1つとして政策の柱1、まず定住促進施策の強化、福智町誕生20周年を迎える節

目において、次代に向けた新たなまちづくりを展望するためにも、本町が直面する現実を直視しなければなりません。国立研究機関の推計では令和7年度に実施する国勢調査において、本町の人口は2万人を下回ることが予想されており、生産年齢人口15歳から64歳未満ですが1万人を切り、老年人口つまり65歳以上については8,000人弱となり、年少人口つまり15歳未満は2,200人まで落ち込むことが見込まれております。これらを踏まえ、先月策定した第3期福智町地方創生総合戦略において、持続可能なまちづくりに向けた定住促進施策の強化を政策の柱として掲げたところでございます。子育て世代を初めとした定住促進により、現役次世代の活力が生まれ高齢者の皆様に還元される流れをつくるとともに、公共施設跡地の利活用という将来的な課題解決を想定しながら、誰もがいつまでも住み続けたい活力あるまちを実現すべく、賃貸住宅建設補助金や空き家リノベーション補助金等の施策を実施してまいります。人口構造の変化やデジタル化の波へ柔軟に対応し、将来にわたり町民の皆様1人1人が多様な幸せを、実感できる町を本町の目指すべき姿として一貫して掲げ確かな未来をつくるをテーマに、山積する課題解決と持続可能なまちづくりに向け、町政を力強く前へ進めてまいります。令和7年度におきましては、先に述べました定住促進をはじめ、子育て支援と生活支援、公共施設の集約化と地方創生、行政DX改革、ふるさと納税の強化の5つの視点を柱に据え、強い志を持って各施策の展開を図ってまいります。政策の柱2として、子育て支援と生活支援、それでは令和7年度の施策の柱に沿って御説明させていただきます。次に掲げる施策の柱は、子育て支援と生活支援です。物価高騰が依然として私たちの日々の生活を圧迫する中、所得制限のない副食費を含む保育料の完全無償化を継続するとともに、学校給食の無償化を実現し過去最多額のプレミアム商品券発行により、子育て支援と生活支援、地域内の消費喚起に取り組んでまいりました。令和7年度は、保育料無償化と学校給食費無償化を継続するとともに、昨年度さらに上回る2億円のプレミアム商品券発行を実現したいと考えております。政策の柱3といたしまして、公共施設の集約化と地方創生の推進、次に申し上げる施策の柱は公共施設の集約化と地方創生です。特に重要な施策であります。掘り下げて御説明申し上げます。3町規模の公共施設の同時期老朽化に伴う更新、維持、解体の対策は、本町にとって積年の課題であります。平成19年福智町行財政改革大綱より指摘されてきましたこの深刻な課題解決に向けた令和3年の福智町社会教育施設等統廃合検討委員会の意見書に基づき、3公民館、3体育館をそれぞれ統合する方針を固め、これまで鋭意取り組んでまいりました。まず3体育館の整備方針について申し上げます。赤池、金田、方城にある3つの体育館機能については、総合体育館に集約し町民の皆様のスポーツ振興や健康増進の拠点とすることはもとより、関係人口の増加をはじめ、賑わいと活力を生み出す地方創生の拠点として相乗効果を発揮できるよう、まちづくりのシンボル施設として位置づけ、整備を進めてまいります。スポーツには、する・観る・支える・など活動を通じて町で暮らす人々や集う人々、つな

がる人々の心身を健康にするだけでなく、新たな関係人口を生み出しコミュニティを活性化する力がございます。町民の皆様の生活の質と幸福度の向上を目指す本町といたしましては、スポーツを魅力的なまちづくりの重要な要素と捉え、スポーツの力を活用したまちづくりを推進してまいります。誕生する総合体育館を起点とした、つなぐ、広げる、発信する、というサイクルのもと町民の皆様1人1人が生活に豊かになり、この町で暮らす喜びが実感できるよう、スポーツによるまちづくりと健康づくりを展開し、新たなまちの活性化サイクルを生み出していきたいと考えております。懸念される経費につきましては以前の1.7倍以上となっている建設費高騰の影響を受け当初予定よりかなりの増額となることを余儀なくされておりますが、対象事業費の7割が国から交付税措置される過疎事業対策債を最大限活用できるよう、国に理解を求め町単独の一般財源の負担を極力抑制するよう懸命に努めてまいります。地方創生に資する2,000席の客席や大型ビジョンなどの整備は、地方創生補助金を充当できるように国に申請し、単なる体育館機能にとどまらず大規模なスポーツ大会や競技を誘致するとともに、幅広い催しが開催できるよう整備してまいります。重ねて申し上げますが総合体育館の趣旨は、あくまでも公共施設の集約化と町民の皆様の健康増進、並びに町のスポーツ振興が根幹であります。それらに加え町の活力や経済効果を生む魅力と付加価値を高める機能をプラスし、地方創生につながる拠点として創設するよう整備する方針でございます。令和8年度末の完成を目指して建設する総合体育館では、町民の皆様が日常利用できるトレーニングルームをはじめ、福智山麓直下型地震など大規模災害発生時の避難所機能等を有事に備えてまいります。また、本町に誕生した女子プロバレーボールチーム、カノアラウレアーズ福岡の公式試合会場、バレーボール、バスケット、卓球、バドミントンなど、屋内競技の各種大会会場、イベントやコンサートなどの集客を可能とするまちづくりの交流拠点を担う施設として整備してまいります。なおの財源措置に関する国への要望活動につきましては、私は直接関係省庁に足を運び、事業の必要性を幹部に説明し要望書を提出しています。引き続き国の支援を得るための活動を強化するとともに、企業版やクラウドファンディング型のふるさと納税による寄附、効果的なネーミングライツが獲得できるよう、全力を傾注し努めてまいります。次に公民館機能の集約化につきましては、旧コスモス保健センター診療所において整備することとし、教育委員会機能、子供家庭センター機能、防災機能を備える方針で、改修を進めてまいります。加えまして、図書館、歴史資料館ふくちのち前の、WiFi広場の児童遊具を拡充し、各公共施設の面的効果による周辺一帯を、子育て環境推進エリアとして位置づけてまいります。財源といたしましては、令和7年度が期限となっている合併特例債7割交付税措置を充当出来ますけども、その交付特例債を充当する予定で考えております。それら公共施設の集約のための建設と改修で進める一方で、当初予定しておりました本庁舎の増築は行わないこととし、必要最低限の改修にとどめながら行政機能の効率化に対する方針といたしました。ま

た方城保健センターについても、解体せずに維持経費を抑制できる書庫及び備品倉庫として利活用する方針といたしました。それら本庁舎改修と方城保健センターの利活用に伴う財源につきましても、合併特例債を充当し町財政負担の軽減を図ってまいります。以上、公共施設の集約化と地方創生について申し述べましたが、事業と施設の選択と集中により、町民の皆様の幸福度向上と、地方創生、持続的発展可能なまちづくりに向け、覚悟を持って推進してまいりますので改めて議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げます。続きまして政策の柱4、これにつきましては行政DX改革でございます。政策の柱の4つ目は行政DX改革であります。これまで住民サービス向上と業務効率化に向けたデジタルトランスフォーメーション推進計画を作成し、推進本部やワーキングチームを組織して、町民の皆様の利便性向上に取り組んでまいりました。令和6年度においては、町公式LINEの開設やオンライン手続、御遺族の負担を軽減する、おくやみコーナーの設置、給付金のコンビニ給付など、町民の皆様の気持ちに寄り添ったサービスを実現してまいりました。令和7年度も引き続き、書かない、待たない、各種窓口手続を初め、窓口サービス向上に向けた不断の改革を進めることとし、多様化、複雑化している行政課題に対応するとともに、時勢に即した行政機構改革を実施し、民間委託による官民相互の力を生かした総合窓口化へ準備を進めてまいります。続きまして政策柱の5、ふるさと納税の強化。このふるさと納税につきましては物産品の開発、企業連携、雇用創出にわたり、まちの魅力発信を積み重ねてきたふるさと納税は、本町の行財政と政策実現、持続的発展において不可欠な取組となっております。引き続き、トップセールスを強化し、企業版ふるさと納税やクラウドファンディング型ふるさと納税などを駆使しながら、総合体育館の整備をはじめ、今後見込まれる公共施設集約化の財源確保に努めてまいります。結びになりますが令和7年度は、福智町誕生20周年を迎えるとともに、昭和の元号で申しますと100年に当たる節目の年であります。戦中戦後、産炭地としての隆盛、閉山、財政再建、合併を経て今の福智町があります。私たちは幾多の困難を乗り越え、郷土の展望と将来を担う人材育成に、心血を注いできた先人たちの労苦と、その情熱を受け止めなければならないと改めて感じております。今後、行政機構改革を提案していますが極論といたしましては、町職員1人1人の人財、意識と資質、人間力とスキルによるところが大きいです。全ての自治体の職員は、奉職時に、地方公務員法に基づき全体の奉仕者として公共の利益のために全力を挙げてこれに専念することを宣言しております。今一度、その精神を真摯に受け止め、町発展のため町民の皆様の幸福実現のため、町職員1人1人が何をすべきか、何をできるかを、原点に立ち返って考える節目であってほしいと願ってやみません。庁内の人材育成におきましては、町職員の意識改革につながる研修の拡充を行ってまいります。一方、町内においては、未来を担う子供たちの可能性や視野を広げる体験事業を展開し、その1例として日韓国交60周年を契機とする上野焼ゆかりの韓国サチョン市との国際交流を実施してまいります。本町が直面する

課題に実直に向き合い、全力を傾注して町政を進めていくことをここにお誓いし、議員各位と町民の皆様の御理解と御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます、令和7年度の施政方針ならびに私の所信表明といたします。ありがとうございました。

○議長（皆川 高司君） 次に、朝部教育長をお願いします。はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい、改めましておはようございます。教育長の朝部でございます。どうぞよろしくお願いたします。それでは令和7年第1回福智町議会定例会の開会に当たりまして、令和7年度の教育施策方針を述べさせていただきます。令和5年3月に策定しました福智町教育大綱並びに第2期福智町教育振興計画は、令和5年度から令和9年度までの5年間であり、教育によるまちづくりを、引き続き推進しているところでございます。まずは教職員の働き方改革についてです。学校における働き方改革推進のために、現在LINEを活用したDXの取組を進めています。福智町では既に開始されている公式LINEによる暮らしのしずくの手続や、防災情報などをスマートフォンなどにお知らせする通知が届く情報サービスに加え、学校の現場でも朝の欠席連絡や学校からのお知らせなど、LINEの機能を使ったLINEでの学校連絡が開始されました。そのサービスのひとつである学校懇談会、予約もLINEを活用することで、これまで必要だった日時の調整もなくなり、学校業務のデジタル化に、効率化が図られ教師の負担軽減が出来つつあります。このことは保護者の負担軽減にもつながるのではないかと考えています。また部活動につきましても部活動指導員の不足など、課題を抱えているため部活動指導員や外部指導者の活用、拠点校部活動など、指導体制の充実が図られるように努めて取組も努めてまいります。今後も引き続き教職員の時間外、健康管理を意識した働き方改革の推進や、業務の役割分担、適正化を実施してまいります。次に以前から問題となっている不登校についてです。不登校の要因となっている問題の解決を、学校教育の現場だけで行うことが厳しい状況が続いています。また不登校だけではなく、いじめの問題についても、未然防止、早期発見、早期対応、そして継続的な支援の充実が大切であり、その対応として、教職員やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、地域などの関係機関が連携し、問題に対して早期から支援を行うことができる教育相談体制の構築が必要です。今後も、関係機関と連携を図り問題解決に取り組んでいく所存です。さらに、今後は学校に行きたくても行けない児童生徒のために、福岡県立大学と連携し現在の適用指導教室を、教育支援センターに改め、より細かな支援、学びの場の提供を行える準備を進めています。加えて、民間のフリースクールやオンラインフリースクールでの学習を出席扱いするなど、幅広い学習機会の確保を検討しています。同様に、登校等の児童生徒のコミュニケーションを図るツールとしてタブレット端末を使ったオンラインによる相談、学習支援など実情に応じて実施し、ICTを効率効果的に活用した個別支援も引き続き行っていきます。タブレット端末は、令和7年度に更新を控えておりますが、現在ではタブレット端末を活用した事業が浸透

しており、更新によるタブレット端末が使われない時期などがなく、スムーズかつシームレスな更新を進め、学習面についてもタブレット端末と各教室に設置している。電子黒板を活用した、わかりやすい事業を展開していきます。また、ICT活用能力を育てていくための環境整備を進め、円滑な情報教育が行われるよう、より効果的な活動を目指します。そして教職員につきましても、ICTを最大限に活用した質の高い授業を行い、学力向上につながるよう指導力の向上を目指します。次に、社会教育施設の統廃合についてです。先ほど町長の施政方針の中で整備方針が詳しく示されましたので、ここでは概略を説明をさせていただきます。令和7年度は、方城体育館方城分館の解体に取りかかった後に、総合体育館の建設を進めてまいります。これは2年計画の継続事業を予定しており、従来の体育館機能だけではなく、スポーツジムや観覧席、音響や大型モニターの付加価値を加えることにより、更なるスポーツ行政への推進を図るとともに、多岐にわたる活用が可能となり新たな賑わいの創出に向けた施設としても取組を進めてまいります。また公民館の統廃合については、赤池中央公民館、方城分館、金田分館、の統廃合を見据え、旧コスモス診療所、旧コスモス保健センターに教育委員会、公民館機能のほか、子育て支援機能、避難所も兼ね備えた複合的な施設として改修を進めてまいります。また、老朽化が進み使用出来なくなった遊具が多数あるWiFiワイド広場の再整備を行い、子育て支援の環境を整えてまいります。次に、福智町がホームタウン協定、フレンドリータウン協定を締結しているプロスポーツチームには、町内中学校の部活動指導や助言、また小学校では体育の授業の学校活動等への参加を通じて交流を深め、今後も引き続き福智町のスポーツ振興教育を推進してまいります。次に、上野焼き釜ノ口窯跡地につきましては、窯跡周辺の測量が終わったところです。令和7年度も引き届け資料の情報収集や調査を行い、上野焼窯跡調査指導委員会の助言をいただきながら進めてまいります。以上をもちまして、令和7年度の教育施政方針とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（皆川 高司君） 以上で施政方針を終わります。議案審議に入る前に、皆様にお諮りします。定例会の審議方法につきましては、本会議で審議を行うもの、委員会に付託して審議を行うものを1議案ごと、会議に諮り議事を進めてまいりたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認めます。なお本会議審議の議案及び委員会付託審査の議案の討論、採決については、最終日の本会議で行いたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、討論採決については最終日の本会議で行うことで議事進行をさせていただきます。

日程第5. 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（皆川 高司君） 日程第5、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて、議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。はい。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第1号につきましては専決処分の承認を求めることについてでございます。内容といたしましては、令和6年度福智町一般会計補正予算第7号についてでございます。補正額は1億7,632万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ250億6,994万3,000円とするものでございます。補正理由といたしましては、物価高騰により影響を特に受ける住民税非課税世帯と、住民税非課税の子育て世帯の児童に対する追加給付に係る経費に加え、ライスセンター統合設計委託事業の繰越し明許費の追加に伴う速やかな予算措置が必要となったため、1月24日付けで専決処分にしたものです。詳しいことにつきましては、担当課より御説明申し上げます。申し上げますので御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 補足説明を長野総務課長に求めます。はい、総務課長どうぞ。

○総務課長（長野 士郎君） 総務課の長野でございますよろしくお願いいたします。本議案について御説明申し上げます。議案第1号、専決処分の承認を求めることについての内容は、物価高騰により、影響を特に受ける住民税非課税世帯に対する給付金に係る国の補正予算が、令和6年12月17日に可決されたことに伴い、住民税非課税世帯1世帯当たり3万円の給付及び同世帯内の18歳以下の児童1人当たり2万円の追加給付に係る経費につきまして、速やかに給付を開始する必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年1月24日付けで専決処分を行った。令和6年度福智町一般会計補正予算第7号について、議会の承認を求めるとでございます。それでは令和6年度福智町一般会計補正予算第7号について、補足説明をいたします。まず議案書の1ページをお願いいたします。第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、1億7,632万5,000円を追加し、補正後の予算の総額を250億6,994万3,000円とするものでございます。歳出事項につきまして、議案説明資料の8ページをお願いいたします。3款1項9目、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費でございます。19節、扶助費に1億6,850万円を計上いたしております。1世帯当たり3万円を給付する非課税世帯、4,950世帯、その世帯のうち、1人当たり2万円を給付する子供加算、1千人分を想定した給付金額となっております。3節職員手当等から、12節、委託料までの事務に係る経費といたしまして、782万5,000円を見込んでおり、合計で1億7,632万5,000円を計上いたしております。なお財源は全額物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金による国庫補助金となっております。また給付金以外におきましては、6款1項農業費、ライスセンター統合設計委託事業1,850万円を繰越し明許費として定めるもの

でございます。以上が議案第1号令和6年度福智町一般会計補正予算第7号の内容でございます。御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。本案について、質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。お諮りします。本案については、委員会付託を省略し本日の本会議で採決まで行いたいと思っておりますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、委員会付託を省略し、本日の本会議で採決を行うことに決定しました。これより討論を行います。本案について討論の方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決を行います。本案は表決システムにより採決をします。本案について承認すべきものと決定することに、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。どうぞ。

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め確定します。賛成多数、全員賛成です。よって、本案は承認すべきものと決定しました。

日程第6. 議案第2号 福智町旧下田川清掃施設組合財産管理基金設置条例の制定について

○議長（皆川 高司君） 日程第6、議案第2号福智町旧下田川清掃施設組合財産管理基金設置条例の制定について議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第2号につきましては、福智町旧下田川清掃施設組合財産管理基金設置条例の制定についてでございます。内容としましては、下田川清掃施設組合の解散に伴い、本町に譲渡された財産について、維持管理、解体等に要する経費に充てるための基金を設置するに当たり、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、新たに条例を制定するものでございます。詳しいことにつきましては、担当課より御説明申し上げますので、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 補足説明を仲村税務住民課長に求めます。仲村課長どうぞ。

○税務住民課長（仲村 和宏君） おはようございます。税務住民課長仲村でございます。よろしくお願いいたします。議案第2号について補足説明いたします。本条例は令和6年9月定例議会におきまして、下田川清掃施設組合の解散に伴う財産処分についての議案を御承認いただき、糸

田町と協議書を締結しました。この協議書に基づきまして下田川清掃施設組合基金を福智町に引き継ぐため、福智町において基金を設置するものでございます。なお下田川清掃施設組合から引き継ぐ基金の額といたしましては、約10億1,000万円を予定しております。以上で補足説明を終わります。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。本案について、質疑の方はありますか。はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 糸田町と福智町若干3ページと4ページと数字が若干違うようなんですけれども、これはどういったことで数字が違っておるのか。また、この負担割合ってというのは、どういったことで決められておるのか、お尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい、税務住民課長仲村さん。

○税務住民課長（仲村 和宏君） 添付資料についております協議書、まず3ページにつきましては令和3年3月に議会承認いただきまして締結しました、クリーンセンターし尿処理場ですね、そちらの財産処分に関する協議書でございます。この協議書の案文につきましてはその年度の人口比率、令和3年度の人口によって、はじき出した割合でございます。4ページですね、4ページの令和6年9月定例会で承認いただきましたものにつきましては、これも令和6年度に下田川で積立っています、令和6年の人口割合に応じた率となっております。この分につきましては塵芥処理場の部分にかかる割合でございます。以上です。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） ということは、令和6年度の割合が、福智町が少し大きくなっておるのは、糸田町のほうの人口減のほうが大きかったというふうに理解すべきだということではないわけですね。

○議長（皆川 高司君） はい、税務住民課長。

○税務住民課長（仲村 和宏君） 9月定例会でも御説明申し上げましたがこの割合につきましては、人口割合、人口比率に応じて、はじいておりますので、議員がおっしゃるとおりでございます。

○議長（皆川 高司君） いいでしょうか。ほかにもございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） ほかにないようですので、質疑なしと認めます。お諮りします。本案については、所管の総務文教常任委員会に付託し、審査を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、本案については、所管の総務文教常任委員会に付託す

ることに決定しました。

日程第7. 議案第3号 福智町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（皆川 高司君） 日程第7、議案第3号、福智町課設置条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。黒土町長どうぞ。

○町長（黒土 孝司君） 議案第3号につきましては福智町課設置条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。内容としましては、行政運営の効率化を図り、時勢に応じた行政サービスを提供することを目的に、既存の組織体制の見直しを行うため、本条例の一部を改正するものでございます。詳しいことにつきましては、担当課より御説明申し上げますので、御承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 補足説明を長野総務課長に求めます。はい。長野総務課長。

○総務課長（長野 士郎） 議案第3号について御説明申し上げます。本改正の目的は求められる行政サービスが多様化、複雑化、高度化する中、より質の高い住民サービスを迅速かつ的確に提供できるよう対応するため、令和7年4月1日付で、課を再編するとともに、課の名称変更を行うものでございます。議案書の2ページ新旧対照表をお願いいたします。表の右側が現行、左側が改正案でございます。上から、防災管理管財課を防災管財課に、まちづくり総合政策課を企画振興課に名称を改めるものでございます。次に税務住民課を税務課と住民課に再編するものでございます。また高齢障害福祉課を福祉課に、健康子育て支援課をこども課に改め、保健健康課を新設し、現行の税務住民課、高齢障害福祉課、健康子育て支援課の窓口3課の機能や業務を改正後の5課で効率的に行うことにより、時勢に応じた行政サービスを提供するとともに、行政課題への対応を図るものでございます。本改正により、出納室、議会事務局、教育委員会を除きまして、現行の11課を13課へと再編する行政機構となっております。補足説明は以上でございます。御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。本案について、質疑の方はありませんか。はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄 みゆり君） 3ページの予防接種担当課、そしてその次の4ページの子供子育て担当課というその課の位置づけがちょっと私わかりにくかったんですけど、この課の位置づけについて説明をしてください。

○議長（皆川 高司君） はい。長野課長。

○総務課長（長野 士郎） はい。3ページ及び、4ページの改正につきましては庶務を担う担当課の位置づけについて明記したものでございますが、今後、機構改革が今後ですね今後の機構改革が行われた際に、この業務をどこの課が担うのかということが、予測がつきませんので、その

都度条例改正を行うのではなく、所管の業務を担当する課において処分を処理するというふうに改めるものでございます。

○議長（皆川 高司君） 田寄議員いしょうか。はい、どうぞ。

○議員（3番 田寄 みゆり君） 当然のことと思うんですけど、課長さんが増えるということですよ。課長さんが増えるということですね、先ほどの予防接種担当課とかいうところには課長さんはまだいないということなんですね。

○議長（皆川 高司君） はい、長野課長。

○総務課長（長野 士郎） この予防接種でありましたり、子育てにつきまして、予防接種は業務でございますので課の中に課が所管する行政業務でございますので、この予防接種のみの担当課長というものはおりません。1つの課の中の業務の1つとして、この予防接種がございますので、それを所管する課の課長が、この事務局長的な役割を担うものであると認識しております。

○議長（皆川 高司君） はい、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） お諮りします。本案については、委員会付託を省略し、本日の本会議で採決まで行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、委員会付託を省略し、本日の本会議で採決を行うことに決定しました。

これより討論を行います。討論の方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決します。本案にについて、賛成又は反対のボタンを押してください。どうぞ。

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。賛成多数。全員賛成です。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第4号 福智町個人番号の利用等に関する条例及び福智町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（皆川 高司君） 日程第8、議案第4号、福智町個人番号の利用等に関する条例及び福智町税条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。提案理由の説明を黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第4号につきましては、福智町個人番号の利用等に関する条例及び

福智町税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。内容といたしましては、マイナンバーカードに係る機能をスマートフォンに搭載することにより、スマートフォンだけでマイナンバーカードと同様の本人確認ができる仕組みを設けることを目的とした、行政手続における特定の個人の識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。詳しいことにつきましては、担当課より御説明申し上げますので、御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 補足説明を長野総務課長に求めます。はい。長野課長どうぞ。

○総務課長（長野 士郎） はい。議案第4号について御説明申し上げます。議案書の資料6ページをお願いいたします。今回の福智町個人番号の利用等に関する条例及び福智町税条例の一部改正に関する趣旨及び改正内容についてまとめた資料でございます。まず1点目でございますが情報通信技術の活用による行政手続にかかる、関係者の利便性の向上並びに、行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律が令和6年6月に公布されました。このことにより、住所、所在地、法人の名称など、制度横断的に、多数の手続で参照されるデータから成る、公的基礎情報データベースの整備や利用促進を実施するほか、マイナンバー及びマイナンバーカードに関する、所要の改正等により、デジタル社会形成基本法を初めとする5つの法律において、一部改正が行われております。2点目といたしまして、この5つの法改正のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法におきまして、特定個人情報の正確性の確保、次期マイナンバーカードの導入に必要となる措置及び、スマートフォンだけでマイナンバーカードと同様に本人確認ができる仕組みを設けるための措置等の改正が行われたところでございます。3点目の本議案における条例の一部改正につきまして、マイナンバー法の一部改正により、条項にずれが生じたことに伴い、第1条において、福智町個人番号の利用等に関する条例、第2条において、福智町税条例で引用している同法の条項番号を変更するものでございます。なお施行日は、デジタル社会形成基本法等の一部改正法の公布の日から起算して1年を超えない範囲内において、政令で定める日となっております。補足説明は以上でございます。御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりましたこれより質疑を行います。本案について質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。お諮りします。本案については、所管の総務文教常任委員会に付託し、審査を行いたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、本案については所管の総務文教常任委員会に付託する

ことに決定しました。

日程第9 議案第5号 一般職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（皆川 高司君） 日程第9、議案第5号、一般職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第5号につきましては、一般職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。内容といたしましては、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例を整備する条例を制定するものでございます。詳しいことにつきましては担当課より御説明申し上げますので、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 補足説明を長野総務課長に求めます。はい総務課長どうぞ。

○総務課長（長野 士郎） 議案第5号について御説明申し上げます。議案書資料54ページ最後のページになりますがお願いいたします。今回の関係条例を整備する条例内容についてまとめた資料でございます。まず第1条福智町職員の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、同条例第7条におきまして行政職給与表1、6級職員、課長職に相当する職員を含め、その昇給幅を3号給から4号給へと改めるものでございます。同条例第12条におきましては、子の扶養手当を月額1万円から1万3,000円に増額するものですが、人事院勧告を遵守し、附則での経過措置で令和7年度は月額1万1,500円の支給とするものでございます。また配偶者扶養手当を廃止し、同じく附則での経過措置により令和7年度は月額3,000円を支給するものでございます。括弧3第13条の2におきましては特定の市を除く福岡県全域が5級地に指定されたことに伴い、4%の地域手当を年度ごとに増額するもので、人事院勧告に基づき、令和7年度は2%、以降は年度を経るごとに1%ずつ4%まで引き上げるものでございます。次の第15条におきましては、国家公務員の基準に準じ、通勤手当上限額を5万5,000円から15万円に引き上げるものでございます。括弧5第24条の2は管理職特別勤務手当の対象となる平日深夜の時間体を、午前0時以降から午後10時以降へと拡大するものでございます。括弧6第28条の2におきましては定年前再任用短時間勤務職員の手当支給を適用除外の緩和により、地域手当及び、住宅手当を支給するよう拡大するものでございます。括弧7におきましては別表第1、第2の1から3の給与表を、人事院勧告に基づき改正するものであります。次に第2条に

つきましては、括弧6と同様、暫定再任用職員の手当支給を拡大するものでございます。第3条、福智町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、括弧7における引用元の給与表の改定に伴い、会計年度任用職員給与表を改定するものでございます。第4条、町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正につきましては、地方自治法の一部改正により、条例の引用条項にずれが生じたことに伴う一部改正となっております。補足説明は以上でございます。御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりましたこれより質疑を行います本案について質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。お諮りします。本案については所管の総務文教常任委員会に付託し審査を行いたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、本案については所管の総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

ここで暫時休憩10時25分までお願いします。

午前10時15分休憩

午前10時25分再開

○議長（皆川 高司君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10. 議案第6号 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（皆川 高司君） 日程第10、議案第6号、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。はい。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第6号につきましては、育児休業、介護休業等育児または家庭介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。内容といたしましては、育児休業、介護休業、育児または介護、家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の施行に伴い、関係条例を整備する条例を制定するものでございます。詳しいことにつきましては担当課より御説明

申し上げますので、御承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 補足説明を、長野総務課長に求めます。はい。長野総務課長どうぞ。

○総務課長（長野 士郎） 議案第6号について御説明申し上げます。議案の資料、最後に添付しております。7ページをお願いいたします。今回の関係条例を整備する条例内容についてまとめた資料でございます。まず第1条、福智町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございます。括弧1、第8条の3であります。深夜勤務及び時間外勤務の制限の対象となる育児を行う職員の、養育範囲が3歳に満たない子のある職員から小学校就学の始期に達するまでの子のある職員へと拡充するものでございます。次に括弧2第15条では、配偶者等についての定義を明記いたしております。括弧3第17条の2及び17条の3におきましては、仕事と介護の両立支援制度の強化により、介護直面時に介護休暇に関する制度や、介護両立支援制度の個別周知及び意向確認、勤務環境整備の義務化に伴い、改正するものでございます。第2条、福智町職員の育児休業等に関する条例の一部改正では、育児休業を介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正により、条例の引用条項にずれが生じたことに伴う、本条例の一部改正となっております。補足説明は以上でございます。御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりましたこれ質疑を行います。本案について、質疑の方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。お諮りします。本案については所管の総務文教常任委員会に付託し審査を行いたいと思っておりますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、本案については、所管の総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第11. 議案第7号 福智町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（皆川 高司君） 日程第11、議案第7号、福智町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。はい。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第7号につきましては福智町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。内容といたしましては、非常勤消防団員の処遇改善を図ることを目的とした、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する

る法律施行例の一部を改正する政令の公布に伴い、非常勤消防団員に係る退職報償金に、新たな勤務年数区分を追加するため本条例の一部を改正するものでございます。詳しいことにつきましては担当課より御説明申し上げますので、御承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（皆川 高司君） 補足説明を山本防災管理管財課長に求めます。はい課長どうぞ。

○防災管理・管財課長（山本 一博君） 防災管理管財課の山本です。よろしく願いいたします。議案第7号について御説明いたします。福智町消防団員に係る退職報償金については、勤務年数及び階級に応じて、本条例別表に基づき支給をしております。議案書の2ページをご覧ください。今申しました、退職報償金の別表についての新旧対照表となっております。横向きの資料となっておりますので、資料を横にしてご覧いただけたらと思います。中央より右が現行、左が改正案となっております、現行改正案、それぞれ表の右側、アンダーラインのか所をご覧ください。現行では勤務年数30年以上で退職報償金が頭打ちとなっておりますが、改正案では新たに35年以上の区分を追加し、各階級に応じて退職補償金の上積みが行われております。これは近年の消防団員数の減少対策として、団員の処遇改善を図るといった趣旨でございます。本条例の改正につきましては、提案理由でもありましたように、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。以上で補足説明を終わります。御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います本案について質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。諮りします。本案については所管の総務文教常任委員会に付託し、審査を行いたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、本案については、所管の総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第12. 議案第8号 福智町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（皆川 高司君） 日程第12、議案第8号、福智町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。はい。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第8号につきましては、福智町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。内容としましては、田川地区広域環境衛生

施設組合規約の一部改正による同組合の共同処理する事務の変更に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。詳しいことにつきましては担当課より御説明申し上げますので、御承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 補足説明を仲村税務住民課長に求めます。はい、課長どうぞ。

○税務住民課長（仲村 和宏君） 議案第8号について補足説明いたします。本条例は令和7年4月から一般廃棄物収集運搬に係る許可について、田川地区広域環境衛生施設組合での組合で、その事務を取り扱うこととなるため、必要な条例の改正を行うものでございます。具体的には、一般廃棄物であるし尿や燃えるごみ、資源物の収集運搬に係る許可と、浄化槽清掃料の許可に係る手続や、その手数料等の条文を削除するとともに、町民や事業者が排出する一般廃棄物については、法律に定められた基準に従い、廃止することを明記するものでございます。以上で補足説明を終わります。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。本案について質疑の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。お諮りします。本案については所管の総務文教常任委員会に付託し、審査を行いたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、本案については所管の総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第13. 議案第9号 福智町隣保館条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（皆川 高司君） 日程第13、議案第9号、福智町隣保館条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第9号につきましては福智町隣保館条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。内容としましては、福智町人権のまちづくり館を廃止することに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。詳しいことにつきましては担当課より御説明申し上げますので、御承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 補足説明を福高人権推進課長に求めます。はい、課長。

○人権推進課長（福高 教晃君） 人権推進課福高です。よろしくお願いいたします。それでは議案第9号、福智町隣保館条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明をいたします。今回の条例の改正は、福智町人権のまちづくり館の老朽化等によりまして隣保館機能を、本年3月末をもって廃止にしたいので条例の一部を改正するものでございます。議案書の2ページを願

いたします。新旧対照表で説明いたします。別表第2条関係、右側が現行で現在8館の隣保館がありますが表の1番下の下線を引いた部分、福智町人権のまちづくり館を、右側改正案で削除し7館とするものでございます。この条例の施行日は令和7年4月1日となっております。今回、隣保館機能が廃止される人権のまちづくり館につきましては、7年度に解体することを予定しております。次に、福智町人権のまちづくり館の概要で説明いたします。3ページをお願いします。人権のまちづくり館は、昭和52年度に社会教育施設整備事業で、同和対策研修所として福智町赤池970番地4に、延べ床面積1,521平米、RC造り三階建てで建設されました。その後、同和対策研修センターに名称が変更され隣保館として48年運営をしてきたところでございます。現在、施設の利用状況につきましては隣保館の事務室のほか、平成23年10月から田川地区人権センター、平成30年4月から赤池福祉会が1階部分の部屋を使用しており、そのほか社会福祉協議会が主催する、心配事相談や弁護士の無料相談などで使用しておりました。また町民の方が、囲碁を週4日ほど行っておりましたが隣保館の廃止に伴い、それぞれほかの施設へ移ることとなっております。人権のまちづくり館では、他の隣保館で行っております教室等などは行っておりません。また2階部分につきましては423席のホールがございしますが、老朽化等によりましてコンクリート破片の落下等、危険のために令和2年度より外階段等にですねフェンスを設置して、立入りを禁止しておるところでございます。なお4ページ以降に位置図、平面図を添付しておりますので、ご参照のほどをよろしく申し上げます。以上で議案第9号の補足説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。本案について質疑の方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。お諮りします。本案については所管の厚生常任委員会に付託し、審査を行いたいと思っておりますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、本案については所管の厚生常任委員会に付託することに決定しました。

----- . ----- . -----

日程第14. 議案第10号 福智町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び福智町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（皆川 高司君） 日程第14、議案第10号、福智町特定教育保育施設及び特定地域型保

育事業の運営に関する基準を定める条例及び福智町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。提案理由の説明を、黒土町長に求めます。はい黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第10号につきましては、福智町特定教育、保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び福智町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。内容としましては、児童福祉事業の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令及び子供子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。詳しいことについては、担当課より御説明申し上げますので御承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川 高司君） 補足説明を小松子育て支援課長に求めます。はい課長どうぞ。

○健康子育て支援課長（小松 卓美君） おはようございます。健康子育て支援課の小松と申します。よろしくお願いいたします。議案第10項に関します補足説明を行います。先ほど、町長のほうから提案理由の説明がありましたが、今回、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令及び、子供子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令の2つが公布されたことによって本町が規定してあります2つの条例について一部を改正するものであります。15ページの条例の一部改正の概要をお願いいたします。今回の国におけます基準等の改正の背景としまして2つあり、1つ目は括弧1にあります、地域型保育事業における連携施設に関する経過措置等についてでございます。子供子育て支援新制度の施行に伴い地域型保育事業では、保育内容の支援や代替保育の提供について、連携施設を確保する必要があり確保が困難な場合に限り10年間は確保する必要がないことと、経過措置が規定されておりました。経過措置が終了した場合、認可基準を満たさなくなる施設が、全国で1,163施設、全体の30.9%ある現状や、地域における保育の提供を担ってきたことを踏まえ、第3期市町村子供子育て支援事業計画の終期となる、令和11年度末まで経過措置が延長されたものでございます。また連携施設の確保が困難である状況から、保育内容支援、代替保育などの基準を緩和するための見直しが行われております。2つ目は児童福祉施設などの施設運営に関する要件としての栄養士の配置についてでございます。栄養士法では管理栄養士国家試験は、栄養士の免許を受けた者でなければ受験することが出来なかったところ、関係栄養士養成施設卒業者については、栄養士免許の取得が不要とされる一部改正がされました。栄養士免許を取得せずとも、管理栄養士となることが可能となった次第でございます。児童福祉関係の基準では、施設の運営等に関する要件として、栄養士の配置等を求めており栄養士免許を有しない、管理栄養士を配置等した場合についても、当該要件を満たすことができるように見直しが行われました。1ページをお願いします。第1条は、内閣府令

第109号によります。基準府令、特定教育保育施設及び、特定地域型保育事業並びに特定子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正を受けまして、本条例の一部を改正するものでございます。3ページをお願いします。第2条につきましては内閣府令109号並びに内閣府令、第7号の管理栄養士の配置等についての改正となっております。5ページから14ページにかけて新旧対照表をつけております。御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。本案について質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。お諮りします。本案については所管の厚生常任委員会に付託し、審査を行いたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め本案については、所管の厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第15. 議案第11号 福智町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（皆川 高司君） 日程第15、議案第11号、福智町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第11号につきましては、福智町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。内容といたしましては福智町営住宅長寿命化計画に基づく、町営住宅の解体により管理戸数が増えとなったため、本条例の一部を改正するものでございます。詳しいことにつきましては担当課より御説明申し上げますので、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（皆川 高司君） 補足説明を八代住宅課長に求めます。はい課長どうぞ。

○住宅課長（八代 賢一君） はい、住宅課八代です。よろしくお願いいたします。福智町営住宅の条例の一部を改正する条例について説明します。1ページをお開きください。福智町営住宅条例の一部を次のように改正する。2ページを、すいません、お開きください。新旧対照表になっております。現行の表中の高尾団地、福智町赤池326番地、昭和45年度建築年度の20戸を16戸に改める。次に湧淵C団地、福智町伊方4476番地8、建築年度昭和55年度、30戸を削る。これに伴い、全体の管理戸数1,968戸が1,934戸となるものです。以上、御承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりましたこれより質疑を行います。本案について質疑の方はありませんか。はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 管理戸数が1,934戸ということでありましてけれども、特に赤池地区について、古い町営住宅で入り口が板で入れない、クロスといいますか、古い町営住宅について入居が出来ないような状況になっているのがかなり見受けられます。こういったものについては管理戸数の中に入っておるのか、あるいは管理戸数から除外しておるのかどうか、お尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい、八代住宅課長。

○住宅課長（八代 賢一君） 今、高津議員のおっしゃってる封鎖している団地につきまして、板を貼っております。それにつきましては、実際の管理戸数に入っております。完全に解体が終わったところの数が管理戸数から外れるという流れになりますので、例えば1棟丸々空き家にならないと解体出来ませんので、そういったところから今回、高尾団地はですね1棟丸々4戸空きましたので、解体を進めさせてもらったという経緯になっております。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員どうぞ。

○議員（13番 高津 鶴己君） そうすると入り口を封鎖しておるのは、おおよそどれくらい今現在あるのか。住宅課長の把握の中でいいんですが、大体50戸ぐらいなのか、何十戸ぐらいあるのかお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい、八代住宅課長。

○住宅課長（八代 賢一君） 特に、赤池地区が多いんですが福智町全体といたしまして、250から300の間が封鎖している入居停止にしている住宅があると承知しております。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 今、数を聞いてちょっと驚いておるわけでありましてけれども、ぜひこの封鎖しておる住宅についてどのようにすべきなのか、建てかえるのか、どうするのかその辺、町長のお考えはどうなっておられるのか、お尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 改築するのか解体するのかというのは、やはりその需要がない限りは解体して整理していくという考えを持っています。外から入ってくる需要者が多ければ、また検討しないといけないという部分がございます。今取りあえずは解体する方向で考えております。

○議長（皆川 高司君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。お諮りします。本案については、所管の産業建設常任委員会に付託し、審査を行いたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、本案については、所管の産業建設常任委員会に付託す

ることに決定しました。

日程第16. 議案第12号 福智町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（皆川 高司君） 日程第16、議案第12号、福智町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第12号につきましては、福智町体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。内容といたしましては、福智町方城体育館を解体することに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。詳しいことにつきましては、担当課より御説明申し上げますので、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 補足説明を澤井生涯学習課長に求めます。はい、澤井課長。

○生涯学習課長（澤井 秀孝君） おはようございます生涯学習課澤井でございますよろしくお願いいたします。それでは、議案第12号の補足説明をいたします。現在、方城体育館につきましては、解体を計画しております。そのことに伴い福智町体育施設条例の一部を改正するものでございます。議案書1ページをお開き願います。まず上段別表1中、別表1につきましては体育館の名称、所在地を明記している表となりますが、この表より方城体育館を削除するものでございます。続きまして下段、別表2このか所につきましては体育館使用料を明記した表となっておりますが同じく方城体育館を削除するものでございます。続きまして、2ページをお開き願います。この2ページの表については照明使用料について明記しております。表となっておりますが、ここからも同じく方城体育館を削除します。また、金田屋内競技場につきましては、表記がわかりにくいため簡潔な表敬とあわせて変更するものでございます。なお3ページから6ページにかけて新旧対照表を添付しておりますので、後ほど御参照いただきますようよろしくお願いいたします。補足説明は以上となります。御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりましたこれより質疑を行います。本案について、質疑の方ありませんか。はい。朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） 先日26日に説明会というより、もう報告会になってたのかなあと思いますが、その明くる日に、解体の入札があった。全然私は知りませんでしたけど余りにもこう見切り発車ってうか、説明会においていろんな意見が出たのは事実ですよ。1番、町民が願ってるのは、説明会をいろんなところでしてください。大事なのは、説明会。私も何度もいろんな立場で申し上げたことなんやけど、これはですねやはりですね、いくらなんでもね120名と町長の報告の中であつたけど、たったそのぐらいですよ。あの交流センターがいっぱいになるぐらい、私は予測してたんやけど本当に少なかった。それだけ情報発信も乏しいのかなあというふうに今考えてるわけですよ。これも少しやっぱ考えてもらわないと、60億5,000万とい

う金額ですからね。やはり、町民としてはもうぶったまげたんじゃないか、余りにもびっくりしたなかるうかなと本当、自分自身もそう考えたんやけど、あのですね町長以下、執行部来られてましたけど余りにも少ないでから、びっくりしたのではないか。

○議長（皆川 高司君） 朝部議員。この条例改正の制定について議題となっているので。そのことで質問してください。常任委員会が総務やから総務で質問してもらえませんか。これは付託しますけん。

○議員（9番 朝部 壽君） なら1つだけ最初に言ったそれだけ、どういうふう考えてるのか、答弁お願いします。

○議長（皆川 高司君） 町長今言ったこと、とりあえず答えてください。

○町長（黒土 孝司君） 説明はですね1回の説明の中で全部伝わるかって言ったら町民が2万1,000人約います。その中で詳しく伝えると言いながらも言葉足らずのところも説明の中でいろいろとあるんじゃないかなという部分も含めて、1番皆さんに知っていただくのはやはり広報紙の中に丁寧に説明するというのが大事になってくると思っておりますので、広報で1人1人会場に来ない人たちにも、知らせるという方法をとらせていただきたいというふうに思っています。

○議長（皆川 高司君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。お諮りします。本案については、所管の総務文教常任委員会に付託し、審査を行いたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、本案については所管の総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第17. 議案第13号 令和6年度福智町一般会計補正予算（第8号）について

○議長（皆川 高司君） 日程第17議案第13号、令和6年度福智町一般会計補正予算第8号について議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。はい黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第13号につきましては、令和6年度福智町一般会計補正予算第8号についてでございます。補正額は14億6,758万3,000円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ236億236万円とするものでございます。詳しいことにつきましては、担当課より御説明申し上げますので、御承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 補足説明を長野総務課長に求めます。はい。長野総務課長。

○総務課長（長野 士郎） 議案第13号、令和6年度福智町一般会計補正予算第8号について御説明申し上げます。今回の補正予算の主なものにつきましては、50億円の寄附額を見込んでい

たふるさと納税が、自治体間競争激化の影響を受け、8億2,000万円減額したことに伴う経費や、基金積立て分の減額を初め、各事業における決算見込みに伴う不用額の減額となっております。それでは議案書の1ページをお願いいたします。第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14億6,758万3,000円を減額し、補正後の予算総額を236億236万円とするものでございます。続きまして第2条債務負担行為の補正でございます。議案書の8ページをお願いいたします。地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間、限度額を定めるものでございますが、第2表債務負担行為補正の表の左上に記載のとおり、計上済みであった債務負担行為を廃止するもので、田川地区障害者基幹相談支援センター事業の受託業者がなく、田川管内8市町村と共同での事業継続が困難となり、各市町村での調整となったことに伴う補正となっております。続きまして第3条、繰越し明許費の補正でございます。次のページ9ページをお願いいたします。第3表、繰越し明許費補正でございます。この繰越し明許では予算成立後の事由により、年度内にその支出を終わらない見込みとなっている事業経費につきまして、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して支出することができる経費の限度額を定めるものでございます。今回繰越し明許に追加する事業といたしましては、3款1項社会福祉費、地域介護福祉空間整備等施設整備交付金事業費から、8款2項道路橋梁費、東長浦野添線の舗装整備事業までの9事業、総額で6億3,760万2,000円の繰越し明許をお願いするものであります。続きまして、第4条地方債の補正でございます。その下の10ページをお願いいたします。第4表地方債補正でございます。過疎対策事業債から緊急浚渫推進事業債まで、6つの地方債において補正後の借入れ限度額を3,090万円減額し、総額20億8,538万6,000円とするものでございます。それでは歳出補正の説明後、歳入補正の説明という順に説明をさせていただきます。歳出におきましてはほとんどの項目にわたって、決算見込みによる不用額の減額、事業費の減額補正となっておりますので、ふるさと納税費の減額を除く、増額計上を中心に、主な項目について御説明申し上げます。議案書説明資料34ページをお願いいたします。2款1項10目、ふるさと納税費、ページ中段、8節旅費から12節委託料まで、4億795万5,000円を減額いたしております。これはさきに述べました、自治体間競争の激化及び、物価高騰による、返礼品ニーズの変化の影響を受けたことにより、50億円の寄附を見込んでいた予算を、8億2,000万円減額し、41億8,000万円とする下方修正となっております。関連する経費及び基金並びに歳入において、それぞれを減額するものでございます。続きまして40ページをお願いいたします。3款1項3目障害者福祉費、ページ上段、19節、扶助費に、自立支援給付費、障害児施設措置費3,020万円を計上いたしております。これは自立支援給付、障害児施設措置費の利用者増に伴う計上でございまして財源といたしましては、国が2分の1、県及び町が4分の1の割合となっております。続きまして44ペー

ジをお願いいたします。3款2項4目、子供子育て事業費、ページ中段12節、委託料に保育所運営費委託費8,219万7,000円を計上いたしております。これは人事院勧告の公定価格改定に伴う増額で、財源は国県の補助が7割以上となっております。続きましてその下のページ45ページをお願いいたします。4款1項1目保健衛生総務費、ページ最下段の23節、投資及び出資金に、田川広域水道企業団出資金2億3,030万円を計上いたしております。これは翌年度への繰越し事業額が確定したことに伴う計上で、財源として一般会計出資債により、50%が交付税措置されるものでございます。ページ飛びまして67ページをお願いいたします。ページ下段、13款1項基金費、1目減債基金費から70ページの19目教育振興基金費まで、19の基金におきまして、各事業の減額補正に伴う余剰金及び債券運用収入等をそれぞれの基金に財源更正した上での増減を継続しており、ふるさと納税寄附金の減額に伴い、指定寄附金分として、各基金において、計8億2,000万円を減額いたしております。補足説明は以上でございます。御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。本案について質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。お諮りします。本案については、配付しています各常任委員会一般会計歳出補正予算分割表案に基づき、各常任委員会に付託し審査を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、本案については、各常任委員会に付託し審査することに決定しました。

日程第18 議案第14号 令和6年度福智町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（皆川 高司君） 日程第18、議案第14号、令和6年度福智町同和地区住宅新築資金等貸付け事業特別会計補正予算第1号について議題とします。提案理由の説明を町長に求めます。

○町長（黒土 孝司君） 議案第14号につきましては、令和6年度福智町同和地区新築住宅新築資金等貸付け事業特別会計補正予算第1号についてでございます。補正額は3,658万4,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ3,918万6,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては決算見込みによる増額の補正でございます。御承認いただきますよう、よろしくようお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。本案について

質疑の方はありませんか。はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 同和新築資金の、ごめんなさい。令和6年度末、残高っていいですかをまずお尋ねしたい。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。これ厚生常任委員会に付託するようになるかもしれませんが、そっちで聞いてもらえませんか。

○議員（13番 高津 鶴己君） はい、わかりました。私厚生常任会のメンバーですので。

○議長（皆川 高司君） それでお願いします。ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。お諮りします。本案については、所管の厚生常任委員会に付託し、審査を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め本案については所管の厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第19. 議案第15号 令和6年度福智町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について

○議長（皆川 高司君） 日程第19、議案第15号、令和6年度福智町国民健康保険特別会計補正予算第5号について議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。はい、どうぞ。

○町長（黒土 孝司君） 議案第15号につきましては令和6年度福智町国民健康保険特別会計補正予算第5号についてでございます。補正額は3,268万5,000円減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ28億1,361万6,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、決算見込みによる各種経費の減額補正でございます。承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います本案について、質疑の方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めますお諮りします本案については所管の総務文教常任委員会に、付託し審査を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め本案については所管の総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第20. 議案第16号 令和6年度福智町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

について

- 議長（皆川 高司君） 日程第20、議案第16号、令和6年度福智町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号について議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。黒土町長どうぞ。
- 町長（黒土 孝司君） 議案第16号につきましては、令和6年度福智町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号についてでございます。補正額は1,696万円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ3億8,027万4,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、決算見込みによる各種経費の増額の補正でございます。御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。
- 議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います本案について質疑の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。お諮りします。本案については、所管の厚生常任委員会に付託し、審査を行いたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、本案については、所管の厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第21. 議案第17号 令和6年度国民健康保険福智町立診療所事業特別会計補正予算

（第2号）について

- 議長（皆川 高司君） 日程第21、議案第17号、令和6年度国民健康保険福智町立診療所事業特別会計補正予算第2号について議題とします。提案理由の説明を黒土に求めます。はい黒土町長。
- 町長（黒土 孝司君） 議案第17号につきましては、令和6年度国民健康保険福智町立診療所事業特別会計補正予算第2号についてでございます。補正額は1,316万円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ3億9,511万9,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、決算見込みによる各種経費の減額補正でございます。御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
- 議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりましたこれより質疑を行います。本案について、質疑の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。お諮りします。本案については、所管の厚生常任

委員会に付託し、審査を行いたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、本案については、所管の厚生常任委員会に付託することに決定しました。

ここでトイレ休憩をいたします。25分まで暫時休憩しす。

午前11時13分休憩

午前11時25分再開

○議長（皆川 高司君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第22. 議案第18号 令和7年度福智町一般会計予算について

○議長（皆川 高司君） 日程第22、議案第18号、令和7年度福智町一般会計予算について議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。

○町長（黒土 孝司君） 議案第18号につきましては、令和7年度福智町一般会計予算についてでございます。歳入歳出予算の総額は前年度と比較して、39億8,739万3,000円を増額した、215億6,881万1,000円でございます。詳細につきましては担当課より御説明申し上げますので、御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 補足説明を長野総務課長に求めます。はい。長野総務課長。

○総務課長（長野 士郎） 議案第18号令和7年度福智町一般会計補正予算について説明をさせていただきます。予算総額は前年度と比較し40億円弱の増額となっております。主な理由といたしまして、福智町総合体育館建設事業及び、生涯学習センター改修事業並びに、下田川清掃施設組合解散に伴う財産処分による基金積立てが挙げられます。その3事業合わせまして、40億円を超える計上となっております、それらを除けば前年度を下回る予算規模となっております。それでは議案書の1ページをお願いいたします。第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ215億6,881万1,000円と定めるものでございます。次に第2条継続費でございます。議案書の9ページをお願いいたします。単年度では終わらない事業において、翌年度に繰越して支出することができる、継続費の総額及び年割額は、第2表に記載のとおり、10款6項保健体育費、福智町総合体育館建設事業で、総額を55億9,110万円とし、令和7年度、21億6,760万円、令和8年度、34億2,350万円の年割額を定めるものでございます。続きまして第3条、債務負担行為でございます。次のページ10ページをお願いいたします。債務を負担することができる事項、期間、限度額については、第3表に記載のとおり、指定ごみ袋等購入事業で、令和7年度から9年度までの限度額を2,830万円とするものでございます。次に第

4条地方債につきまして、下のページ11ページをお願いいたします。第4表のとおり、過疎対策事業債から緊急自然災害防止対策事業債まで、7つの地方債における限度額、起債方法、利率及び償還方法は記載のとおりで、限度額の総額を42億3,660万円とするものでございます。また第5条では一時借入金の最高額を50億円と定めております。第6条では、地方自治法第220条第2項ただし書の規定によります、歳出予算の流用について定めております。それでは当初予算の主な内容につきまして、当初予算説明資料にて説明をさせていただきます。予算書が181ページまでございますがその後ろに添付しております、当初予算説明資料の1ページをお願いいたします。表の構成は上段からか、担当課名及び、歳入歳出の項目目、次に、項目事業内容、積算根拠等その下に、予算額及びその内訳を記載しております。まず、歳入の主要事項から説明をさせていただきます。1ページ町税でございます。項目事業内容欄に記載しております通り、町民税から入湯税まで、令和7年度の調定見込額に収納率を掛けた額を計上いたしております。各税目の金額につきましては記載のとおりでございます。その下、地方交付税でございます。普通交付税で45億5,000万円、特別交付税で6億円を計上いたしております。令和7年度の国の地方財政計画におきましては、対前年度比でプラス1.6%となっております。令和7年度の普通交付税の見込額といたしましては、令和6年度決定額49億7,156万円から1.6%増額した額の約9割、45億5,000万円を計上し、机上の計算となりますが約5億円を、内部留保財源といたしております。次に3ページをお願いいたします。ふるさと納税による指定寄附金でございます。令和6年度の普通ふるさと納税寄附額は、過去最多寄附額であった令和5年度の約55億円より約13億下回る42億円を見込んでおり、令和7年度当初予算におきましては、国の規制強化による影響を考慮した上で、10億円の寄附額からスモールスタートし寄附状況に応じて補正により対応してまいりたいと考えております。歳入では寄附金10億円、歳出では基金への積立金10億円、事務費を含めた経費、返礼品経費約5億円を計上いたしております。その下4ページ町債でございます。下段の予算額及びその内訳欄では、記載のとおり、合併特例債から臨時財政対策債まで、5つの地方債で合計42億3,660万円を計上いたしております。なお充当事業の中継につきましては、上段の項目事業内容欄に記載のとおりでございます。次に5ページをお願いいたします。ここからが歳出になります。職員人件費でございます。一般会計計上の職員数は204名分を計上いたしております。また特別職及び特別会計を含む総数は、令和6年度と比較し、退職による7名減の230名でございます。一般会計の予算計上額は16億8,181万2,000円で人事院勧告に伴い、前年度と比較し、4,257万3,000円の増額となっております。なおこの予算及び職員数には常任の再任用職員11名分を含んでおります。その下6ページ、議員報酬特別職給与教職員人件費、会計年度任用職員賃金、並びに、令和4年度から実施しています包括業務委託でございます。包括業務委託では、1億6,273万

6,000円を計上いたしております。なお各項目の増減額につきましては、予算額及びその内訳欄に記載のとおりでございます。続きまして7ページをお願いいたします。本庁舎改修事業費でございます。建築後29年を迎える本庁舎の施設環境が、利用者の利便性やユニバーサルデザイン等の配慮面で支障があり、スペースにおいてもDX等のデジタル化への対応が困難となっている状況を踏まえ、来庁者の利便性向上をはじめ業務効率等行政サービス向上に資する機能的な庁舎とするために必要な改修を行うものでございます。主な改修内容は総合窓口カウンターやローカウンター化などの記載の4点、5,936万9,000円を計上いたしております。財源といたしましては、70%が交付税措置される合併特例債を充当いたします。次にその下8ページ、本庁舎の電話回線等に関する改修事業でございます。本庁舎の電話交換機が設置後10年を経過し、更新時期を迎えていたがそのままの機能環境での更新では、大規模の費用や、維持管理経費が伴うという課題に直面する中、更新の方法について検討を重ねてまいりました。今回よりクラウド型PBXに移行することで、施設投資やメンテナンスコストの削減をはじめ、柔軟な拡張性や災害対応の強化を図るものでございます。固定電話の大部分を廃止し全職員に公表スマートフォンを整備することにより、業務効率の向上に向け、12月からの運用開始を目指し、取組を進めてまいります。全体事業費は1,148万4,000円で、導入工事費相当額に70%が交付税措置される合併特例債を充当いたします。続きまして9ページをお願いいたします。農村環境整備事業でございます。農道及び農業用水路等を整備するため合併特例債や、一部県補助金を財源とし、毎年計画的に行っている事業であります。令和6年度の工事か所は、市場地区農道改良事業など計13か所を予定しており、総額3億18万7,000円を計上いたしております。次にその下のページ10ページをお願いいたします。プレミアム商品券事業でございます。物価高騰の影響が続く中、地域経済活性化に向けた消費喚起の取組として過去最多額となる2億円のプレミアム商品券を調整20周年記念事業の一環として発行するものでございます。プレミアム率2割を含む2億4,000万円分の経済効果と消費喚起を図り、プレミアム分を県と町がそれぞれ2分の1ずつ負担するもので、2,300万円を計上いたしております。町負担分の財源には、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用いたします。続きまして11ページをお願いいたします。町道整備事業でございます。町道の利便性や安全性を持続的に確保するため、国庫補助金と、70%が交付税措置される過疎対策事業債を財源とし、老朽化や改良が必要となる町道の整備を毎年計画的に実施している事業でございます。令和7年度の工事24か所は、輝ヶ瀬水落線など、計24か所を予定しており、総額2億9,302万3,000円を計上いたしております。次にその下の12ページ、町営住宅改善事業でございます。町営住宅長寿命化計画に基づき、改善工事や解体工事を実施しておりますが、令和7年度は継続事業の平原団地住戸改善工事、天郷団地建て替えに伴う実施設計、高尾団地解体工事、荒迫団地解体工事の4件で、総額

3億2,381万5,000円を計上いたしております。続きまして、13ページをお願いいたします。生涯学習センター改修事業でございます。前年度からの継続事業で旧町ごとにある、老朽化した公民館を旧コスモス保健センター並びに診療所に集約し、整備する事業でございます。統合する施設は公民館機能に加え、子育て支援や防災機能を有する複合型施設として整備し、幅広い世代の町民の皆様が活用する地域コミュニティーの場として位置づけるものでございます。総事業費は8億円で、財源には70%が交付税措置される合併特例債を充当いたします。次にその下の福智町総合体育館建設事業でございます。老朽化した旧町ごとにある3つの体育館を総合体育館として1か所に統合集約化し、機能を強化して整備する事業でございます。これまで都度、議会全員協議会等を通じた担当課説明により事業概要につきましては、議員各位、御認識のことと存じますが施政方針で町長が申し述べましたとおり、多世代にわたる町民の皆様のスポーツ振興と健康増進を根幹とした、スポーツの力によるまちづくりと健康づくりの交流拠点として、また大規模災害時の避難所機能を備え、有事への対応可能な施設として新設するものでございます。さらに、屋内競技の各種大会や大規模イベントの開催を可能とするため、交流人口、関係人口増による、地域活性化、地方創生につなげるシンボル施設として付加価値を高め整備する計画となっております。事業は継続費として令和8年度までの2か年事業で実施し令和7年度の事業費は21億6,760万円で財源には70%が交付税措置される過疎事業対策債を充当するとともに、観客席や大型ビジョンなどの地方創生に資する設備においては、新たな地方創生交付金を最大限活用してまいります。町が負担する財源につきましては、クラウドファンディング型を初めとする、ふるさと納税寄附金により、さらなる財源確保の拡充に努めるものでございます。最後に基金の状況につきまして簡単に御説明申し上げます。資料戻っていただきまして、166ページをお願いいたします。基金の状況でございます。1番下の行、合計欄でございますが左から2列目の、令和6年度末残高見込額は257億6,052万円で、前年度末残高と比較し、約18億516万円程度増加する見込みで、過去最多額を更新する見込みでございます。以上で議案第18号の説明を終わらせていただきます。なお、その他の歳入歳出の内訳につきましては、予算書の12ページ以降に歳入歳出予算事項別明細書を添付しておりますので、後ほど御参照をお願いいたします。御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。本案について質疑の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。お諮りします。本案については配付しています各常任委員会一般会計歳出当初予算分割表案に基づき、各常任委員会に付託し、審査を行いたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、本案については各常任委員会に付託し審査することに決定しました。

日程第23. 議案第19号 令和7年度福智町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

○議長（皆川 高司君） 日程23、議案第19号、令和7年度福智町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。はい。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第19号につきましては、令和7年度福智町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてでございます。歳入歳出予算の総額は、前年度と比較し、同額の260万2,000円でございます。御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりましたこれより質疑を行います。本案について質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。お諮りします。本案については所管の厚生常任委員会に付託し、審査を行いたいと思いましたが御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、本案については所管の厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第24. 議案第20号 令和7年度福智町国民健康保険特別会計予算について

○議長（皆川 高司君） 日程第24、議案第20号、令和7年度福智町国民健康保険特別会計予算について議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。はい黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第20号につきましては、令和7年度福智町国民健康保険特別会計予算についてでございます。歳入歳出予算の総額は、前年度と比較し、72万7,000円を減額した27億2,449万2,000円でございます。御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。本案について質疑の方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。お諮りします。本案については所管の総務文教常任委員会へ付託し審査を行いたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、本案については所管の総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第25. 議案第21号 令和7年度福智町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（皆川 高司君） 日程第25、議案第21号、令和7年度福智町後期高齢者医療特別会計予算について議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。はいどうぞ。

○町長（黒土 孝司君） 議案第21号につきましては、令和7年度福智町後期高齢者医療特別会計予算についてでございます。歳入歳出予算の総額は、前年度と比較し、3,663万2,000円を増額した3億9,845万1,000円でございます。御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。本案について質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。お諮りします。本案については所管の厚生常任委員会に付託し、審査を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、本案については所管の厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第26. 議案第22号 令和7年度国民健康保険福智町立診療所事業特別会計予算について

○議長（皆川 高司君） 日程第26、議案第22号、令和7年度国民健康保険福智町立診療所事業特別会計予算について議題とします。提案理由の説明を、黒土町長に求めます。はい。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第22号につきましては、令和7年度国民健康保険福智町立診療所事業特別会計予算についてでございます。歳入歳出予算の総額は、前年度と比較し7,263万7,000円を増額した5億485万円でございます。御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。本案につい

て質疑の方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。お諮りします。本案については所管の厚生常任委員会に付託し、審査を行いたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め本案については所管の厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第27. 議案第23号 令和7年度田川郡町村公平委員会特別会計予算について

○議長（皆川 高司君） 日程第27、議案第23号、令和7年度田川郡町村公平委員会特別会計予算について議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第23号につきましては、令和7年度田川郡町村公平委員会特別会計予算についてでございます。歳入歳出予算の総額は、前年度と比較し2万1,000円を減額した。255万7,000円でございます。承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明は終わりました。これより質疑を行います。本案について質疑の方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。お諮りします。本案については、所管の総務文教常任委員会に付託し審査を行いたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、本案については所管の総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第28. 議案第24号 令和7年度福智町公共用地先行取得事業特別会計予算について

○議長（皆川 高司君） 日程第28、議案第24号、令和7年度福智町公共用地先行取得事業特別会計予算について議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。はい黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第24号につきましては、令和7年度福智町公共用地先行取得事業特別会計予算についてでございます。福智町特別会計設置条例第1項第6号の特別会計予算につき、歳入歳出予算の総額は、科目存置として1,000円を計上するものでございます。御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。本案について、質疑の方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。お諮りします。本案については所管の総務文教常任委員会に付託し、審査を行いたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め本案については、所管の総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第29. 議案第25号 福智町拠点開発施設の指定管理者の指定について

○議長（皆川 高司君） 日程第29、議案第25号、福智町拠点開発施設の指定管理者の指定について議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。はい。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第25号につきましては、福智町拠点開発施設の指定管理者の指定についてでございます。福智町拠点開発施設とは、ふるさと交流館日王の湯のことでございますが、地方自治法第244条の2第6項及び福智町拠点開発施行条例第8条の規定により、指定管理者の指定を行うものでございます。詳しいことにつきましては、担当課より御説明申し上げますので、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 補足説明を山本防災管理管財課長に求めます。はい、課長どうぞ。

○防災管理・管財課長（山本 一博君） 議案第25号について説明いたします。現在、福智町拠点開発施設ふるさと交流日王の湯の指定管理者として、令和3年9月1日から令和7年3月31日の期間で指定しています、株式会社サンレーにつきましては、福智町拠点開発施設条例第6条のただし書、再指定を妨げないとありますので、今回の指定につきましても、引き続き、株式会社サンレーを再指定するものでございます。なお、指定期間につきましては、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3か年となります。以上で補足説明を終わります。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。本案について質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。お諮りします。本案については所管の総務文教常任委員会に、付託し審査を行いたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め本案については所管の総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第30. 議案第26号～日程第43. 議案第39号福智町農業委員会委員の任命について

て

○議長（皆川 高司君） ここで皆様にお諮りします。日程第30から日程第43は、福智町農業委員会委員の任命についてです。同一案件でありますので一括議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、日程第30から日程第43までを一括議題とすることに決定しました。日程第30、議案第26号から日程第43、議案第39号までの福智町農業委員会委員の任命について議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） ただいま議長の許可をいただきましたので、議案第26号から議案第39号までの14議案につきまして、一括して御説明いたします。議案第26号から議案第39号につきましては、農業委員会委員の任命についてでございます。現在の福智町農業委員会委員の任期が令和7年3月31日付で満了することに伴い、農業委員会に関する法律第8条第1項の規定により、本町の条例で定める委員定数14名の委員を令和7年4月1日付で任命することについて、議会の同意を求めるものでございます。現在14名のうち1名が女性委員でございますが、一般社団法人福岡県農業大会議より、女性農業委員のさらなる登用について強い要請を受け、今回より女性委員を1名増やし2名とするものでございます。最初に議案第26号から30号までを御説明いたします。議案第26号につきましては、日高一雄氏。27号につきましては、日高勝幸氏です。議案28号につきましては、太田政孝氏。第29号については、熊谷博幸氏。議案第30号につきましては、小松智氏となっております。この5名の方が市場地区、上野地区からの選出でございます。続きまして議案31号から34号まで。議案31号については宇野貞子氏。32号につきましては、丸山隆徳氏。33号については、田中敏明氏。34号については、永末元氏、以上4名が、金田地区、神崎地区からの選出でございます。続きまして議案第35号から議案第39号まで。議案第35号につきましては、山口忠秋氏。議案第36号につきましては、倉石秀美氏。議案第37号につきましては、高津隆晴氏。議案第38号については、竹下千代美氏。議案第39号については、秋野孝行氏。以上の方5名が伊方地区、弁城地区からの選出でございます。経歴等につきましては、それぞれ議案の次のページに記載しておりますので、後ほど御参照をお願いいたします。任期は令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間でございます。慎重審議の上、ご同意いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりましたこれより質疑を行います。質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。本案については、委員会付託を省略し、本会議で

審査を行いたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、本案については委員会付託を省略し、本会議で審査を行うことに決定しました。本案の討論、採決については、最終日の本会議で行いたいと思います。

日程第44. 議案第40号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同規約の変更について

○議長（皆川 高司君） 日程第44、議案第40号、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同規約の変更について、議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。はい。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第40号につきましては、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同規約の変更についてでございます。内容につきましては、令和7年3月31日をもって下田川清掃施設組合が解散されることに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を減少し、福岡県市町村職員退職手当組合同規約を変更するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。詳しいことにつきましては、担当課より御説明申し上げますので、御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 補足説明を長野総務課長に求めます。はい。長野総務課長。

○総務課長（長野 士郎） 議案第40号について御説明申し上げます。議案書の1ページをお願いいたします。福岡県市町村職員退職手当組合同規約の一部、別表第1田川郡の項中及び別表第2第5区項中から、それぞれ下田川清掃施設組合を削るものでございます。補足説明は以上でございます。御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりましたこれより質疑を行います。本案について質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。お諮りします。本案については所管の総務文教常任委員会に付託し、審査を行いたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、本案については所管の総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第45. 議案第41号 田川郡町村公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約の制

定について

○議長（皆川 高司君） 日程第45、議案第41号、田川郡町村公営委員会共同設置規約の一部を改正する規約の制定について議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。はい。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第41号につきましては田川郡町村公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約の制定についてでございます。内容につきましては、令和7年3月31日付の、田川地区清掃施設組合及び下田川清掃施設組合の解散に伴う田川郡町村公平委員会を共同設置する関係団体の減少及び、本規改廃時における福岡県への届出に関する規定の追加と、本規約の変更について、地方自治法の規定により、関係団体の協議を定める必要があるため、議会の決を求めるものでございます。詳しいことにつきましては、担当課より御説明申し上げますので、御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 補足説明を、まちづくり総合政策課、木村課長に求めます。木村課長。

○まちづくり総合政策課長（木村 貴代美君） まちづくり総合政策の木村ですよろしくお願いいたします。それでは議案第41号の補足説明をいたします。今回の提案理由は先ほど町長が申し上げましたとおり、田川地区清掃組合及び下田川清掃施設組合の解散に伴う関係団体の減少、並びに本規約の改廃時における福岡県への届けに関する規定の追加となっております。加えて、各条項の見出し文等の修正を同時に行っているところでございます。それでは、資料の4ページの新旧対照表をお願いいたします。右側が現行、左側の欄が改正案となっております。主な改正か所のみ御説明いたします。まずは、第1条です。第1条の中段、田川地区清掃施設組合並びに下田川清掃施設組合を削除いたしまして、田川地区消防組合を福岡県田川地区消防組合に改めるものです。続いて、6ページをお願いいたします。第11条に、公平委員会の委員の身分の取扱いについて、新たな条項を定めているものでございます。その下段、第13条、共同設置の変更及び廃止について、関係団体の数を増減、もしくはこの規約を変更する場合、関係団体の議会議決を経て、福岡県へ届け出る旨の条文を新たに加えているものでございます。補足説明は以上となります。御承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりましたこれより質疑を行います本案について質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。お諮りします。本案については所管の総務文教常任委員会に付託し審査を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、本案については、所管の総務文教常任委員会に付託す

ることに決定しました。

次の議案審議に入る前に、皆様にお諮りします。お昼になりましたがこのまま継続してし、議事を進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） それではこのまま議事を進行させていただきます。よろしくお願ひします。

日程第46. 諮問第1号～日程第48. 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（皆川 高司君） ここで皆様にお諮りします。日程第46から日程第48は人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてです。同一案件でありますので一括議題にしたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、日程第46から日程第48までを一括議題とすることに決定しました。

日程第46、諮問第1号から日程第48、諮問第3号までの人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。はい黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） ただいま議長の許可をいただきましたので、諮問第1号から諮問第3号までの人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして一括して御説明いたします。諮問第1号から諮問第3号までの内容につきまして、本年6月30日をもって任期満了となる3名の人権要望につきまして、再度、人権擁護委員の候補者として推薦することについて、議会の意見を求めるものでございます。諮問第1号につきましては、本田美津江委員でございます。諮問第2号につきましては、柴田恭子委員でございます。諮問第3号につきましては、小松弘子委員でございます。任期は、令和7年7月1日から令和10年6月30日までの3年間でございます。経歴等につきましてはそれぞれ諮問の次のページに記載しておりますので、後ほど御参照をお願いいたします。慎重審議の上、御同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりましたこれより質疑を行います質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。本案については委員会付託を省略し、本会議で審査を行いたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、本案については委員会付託を省略し、本会議で審査を行うことに決定しました。本案の討論、採決については最終日の本会議で行います。

日程第49. 発委第1号 福智町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

○議長（皆川 高司君） 日程第49、発委第1号、福智町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。提案理由の説明を、提出者の堀江議会運営委員長に求めます。はい、堀江委員長。

○議員（11番 堀江 政洋君） 福智町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について、議案書発意第1号を参照してください。提案の理由は、情報通信技術の活用による行政手続に関わる関係者の利便性の向上並びに、行政運営の簡素化及び、効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う改正に対応するとともに、所要の規定の整備のため、福智町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正するものです。新旧対照表として3ページから6ページに添付しておりますので、皆さん御参照願いたいと思います。各議員におかれましては、慎重審議していただき、御承認していただきますよう、よろしくお願ひします。以上でございます。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりましたこれより質疑を行います。本案について質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。本案については委員会付託を省略し、本会議で審査を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、本案については委員会付託を省略し、本会議で審査を行うことに決定しました。本案の討論、採決については、最終日の本会議で行います。

○議長（皆川 高司君） 以上で本日の日程は、終了しました。皆様に申し上げます。各委員会の日程は4日火曜日に総務文教常任委員会、5日水曜日に厚生常任委員会、6日木曜日に産業建設常任委員会となっています。本会議は11日火曜日と12日水曜日を一般質問、13日木曜日を最終日としております。本日はこれで散会します。

午後0時05分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

令和7年 第1回 (定例) 福 智 町 議 会 会 議 録 (第2日)

令和7年3月11日 (火曜日)

議事日程 (第2号)

令和7年3月11日 午前8時59分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

出席議員 (17名)

| | |
|------------|------------|
| 1番 浦田 大介君 | 2番 森野 和彦君 |
| 3番 田寄みゆり君 | 4番 石谷 光信君 |
| 5番 橋本 騰馬君 | 6番 尾崎さつき君 |
| 8番 木戸 勝正君 | 9番 朝部 壽君 |
| 10番 楠木 静則君 | 11番 堀江 政洋君 |
| 12番 沼口 富生君 | 13番 高津 鶴己君 |
| 14番 木村 幸治君 | 15番 日比生洋一君 |
| 16番 矢野 博文君 | 17番 原田 幸美君 |
| 18番 皆川 高司君 | |

欠席議員 (1名)

7番 小松 繁信君

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

| | | | |
|----|-------|----|-------|
| 局長 | 森 めぐみ | 係長 | 秀島 慎一 |
| 書記 | 松井 健太 | | |

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-----------|-------|-------------|-------|
| 町 長 | 黒土 孝司 | 副 町 長 | 竹下 靖 |
| 教 育 長 | 朝部 英晴 | 会計管理者兼出納室長 | 森野 道正 |
| 総務課長 | 長野 士郎 | まちづくり総合政策課長 | 木村貴代美 |
| 税務住民課長 | 仲村 和宏 | 高齢障がい福祉課長 | 若林 友克 |
| 人権推進課長 | 福高 教晃 | 健康子育て支援課長 | 小松 卓美 |
| 建設課長 | 仲村 芳久 | 農政課長 | 白石 輝彦 |
| 住宅課長 | 八代 賢一 | 診療所事務長 | 守田裕一郎 |
| 学校教育課長 | 田中 智和 | 生涯学習課長 | 澤井 秀孝 |
| 防災管理・管財課長 | 山本 一博 | | |

午前8時59分開議

○議長（皆川 高司君） おはようございます。それではただいまより令和7年第1回定例会本会議第2日の会議を開きます。欠席議員の報告をいたします。小松議員から欠席届が提出されていますので、報告いたします。ただいまの出席議員は17名です。定足数に達していますので、本日の会議は成立いたします。それでは町長挨拶をお願いします。はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） おはようございます。本日本会議第2日、一般質問につきましては8名の議員より一般質問通告書を受けております。各議員の質問に対しましては、議事進行における時間短縮を図るため内容によりましては、直接担当課長より答弁をさせていただきますので、あらかじめご了承いただきたいとお願い申し上げます。各議員の質問に対しましては、誠意をもって回答させていただきますので、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 本日の議事日程はお手元に配付の通りです。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（皆川 高司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、8番木戸議員、9番朝部議員を指名します。

日程第2. 一般質問

○議長（皆川 高司君） 日程第2、一般質問を行います。お手元に一般質問用紙一覧表を配付していますのでご参照願ひます。また議会だより発行のため、写真撮影を行いますのでご協力をお願いします。それでは一般質問に入ります。今回8名の方から通告書が提出されています。まずは矢野博文議員の一般質問を許可します。はい、矢野議員。

○議員（１６番 矢野 博文君） はい議長。

○議長（皆川 高司君） 矢野議員どうぞ。

○議員（１６番 矢野 博文君） おはようございます。私は社会福祉協議会、新規に情報が入ったので質問させていただきます。社会福祉協議会の会長は誰ですか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○議員（１６番 矢野 博文君） 下の名前は。

○町長（黒土 孝司君） お答えいたします、嶋野勝氏です。

○議員（１６番 矢野 博文君） はい議長。あのですね、去年の何月やったかな、6月評議委員会があったんですけど、その時局長と嶋野氏から社会福祉協議会は福智町職員に準ずると理解しておりますが、向こうが言うには他町村の社会福祉事務所、学校の校長は同じように6等級の再任用でもらいようっちゅう話があったんですよ。それはどうなんですか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） この給与体系についてお答えさせていただきますけれども、福智町の社会福祉協議会の職員に関しましては、福智町の職員給与に準ずっております。

○議長（皆川 高司君） はい、矢野議員どうぞ。

○議員（１６番 矢野 博文君） 自分も一応その通りには言いました。そしてですね、社会福祉協議会の監査について監査委員の方は誰ですか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 監査委員につきましては2名いますけども、名前は言っていないのかとちょっとまた悩んでおります。2名おります。

○議長（皆川 高司君） 矢野議員どうぞ。

○議員（１６番 矢野 博文君） まずですね、嶋野会長の知人だと思うんです。知人を監査委員に任命するのはいかなものと考えておりますが、どうですか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） この監査委員の選任については、社会福祉協議会の定款に謳われておっ
てですね、構成員等については有識者、学識経験者となっております。監査委員につきましては
評議委員会の決議によって選任されております。

○議長（皆川 高司君） はい、矢野議員。

○議員（１６番 矢野 博文君） 知人でも何でもいいということですか。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 社協の中ですね、評議委員会の中で決議していただければ結構だと思います。

○議長（皆川 高司君） 矢野議員。

○議員（16番 矢野 博文君） あのですね監査日前日にですね、知人の監査委員2名と団体の会長が方城のレストランで食事をしております。その時の内容は、明日の監査は午前10時から12時までと指示があったと聞いておりますが、このような問題は発覚しても大丈夫なんですか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 食事で同席するのがいいかどうかというのはわかりませんが、その時に監査の依頼を会長はしたのじゃないかというふうに感じております。

○議長（皆川 高司君） 矢野議員。

○議員（16番 矢野 博文君） あのですね、監査とかいうてもね、1億なんぼの金がこんだけの項目で使いよんばい。この間をたい、たった2時間で監査してとか言うてたい、できる問題やか。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 社協の監査は2時間程度というふうに今おっしゃいましたけども、その監査の時間についてはですね、うちの方は何時間でやれとかそういうことは指示ができませんので、町が委託して行っている委託事業につきましては、社会福祉協議会と定期的に協議を行っており、その中で進捗状況や予算について適正に遂行されているかというのをうちの監査の方で確認はしております。

○議長（皆川 高司君） はい、矢野議員どうぞ。

○議員（16番 矢野 博文君） 2時間でこれ全部を監査せとかね、そういうことを指示すること自体ね、おたくたち知らんじゃ済まんというんですよ。お金やりよんやきね、県もやりよう、福智町も1億4,000万、5,000万やりよんやき。ね、そうきもう少しその本人はですね、監査はしたいけど、頭からね2時間で抑えてくれとか言われたらもう従うしかないとまで話しよんですよ。

○議長（皆川 高司君） はい黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 朝2時間でやってくれというのは会長とその社協の監査委員、その間の話と思っております。うちの方はですね、町費についてはうちの監査委員の方から、社協の中で監査をしておりますのでそれについて時間は2時間というのは定めておりません。

○議長（皆川 高司君） 矢野議員。

○議員（16番 矢野 博文君） 違うんですよ。嶋野会長にね、指示をするとが本当なんですよ。そうでしょ。こういう問題が発覚してね、こんだけの項目あるんばい。ね、これを2時間にせとか言うたらたい、飯は食わせてもらいよう、言うたこと聞かならんっていう部分が出るやろ。そんなことすんとか何とかね、おたくは指示をするべきでしょう。どうですか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） この監査につきましては、評議委員会の中で指摘していただければありがたいというふうに思ってます。

○議長（皆川 高司君） はい、矢野議員。

○議員（16番 矢野 博文君） 私に振るんやったら振ってもいいです、私は言います。

○議長（皆川 高司君） はい、矢野議員。

○議員（16番 矢野 博文君） 令和7年度当初予算のうち、把握している町からの社協委託事業補助金の内容について、助成金5,600万、社会福祉委託料9,100万、児童福祉費委託料が90万円ね、これ。1億3,800万。この補助金に伴う監査は2時間程度で終わるものか、おたくたちで考えて指導して欲しいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 今矢野議員からご指摘されております2時間、その分についてはですね、こういう意見があるということは申し伝えますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（皆川 高司君） 矢野議員どうぞ。

○議員（16番 矢野 博文君） この1億3,800ね、いいですか、自己の所有する他人のものを不正不当に自分のものにすること横領、横領なんですよこれ。主に会社のお金を不法に取得すること、会社としてはそのような行為が行わないように対策を講じる。業務上横領罪10年以下の懲役、時効は7年、町長はね、町長なって7年ならんとやけんたい、十分時効はそれなりにあると思うんですよ。そきこういうことをちゃんと相手に会長に、こうなるんばいあなるんばいっちゅう部分を教えてやらんと、ね。向こうは向こうの言い分があるんやき。他市町村でも同じことしよう、ね。こうやって学校の校長も同じことでしょう、ほんならね学校の校長になるほど学歴があるんかっちゅう部分で俺は言うんやき。よその町がとか言うたらよその町に行かいいやないかっち。ね、そきそこんところおたくがね、町長がもう少し町長の権限としてねお金をやりよう、町民の税金これね、町民を愚弄しちょうのと一緒。そこんところどうなんですか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議員のおっしゃる通りでございます。町の方より委託金として出す分についてはですね、うちの監査委員、うちは2名で社協の方で監査を行います。その中でですね、やはり指摘する部分はきちんと指摘することは当然だし、今おっしゃったその法的な部分、そういう部分についてもですね、うちの方から指摘するのは間違っていないと思っておりますので、今後そのようなことを言われることのないように、はい、気をつけます。

○議長（皆川 高司君） はい、矢野議員。

○議員（16番 矢野 博文君） あのですね、今町長言うたようね。監査をこっちから入れるっ

ちね。最初からそうすべきやと。なあなあで行ききね、よその町と比較するんよ。福智町の職員に準ずるやんね、そき田丸委員と今楠木委員。あっち達に余分な金払うてでもね、監査してもらたほうがいいと思いますよ。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 町長の監査についてはですね、昨年より入っておりますけれども、やはりそれまで監査をしてなかったというのが問題であるという認識の中から、昨年度より監査を町から行うということでしておりますので、ご理解いただきます。

○議長（皆川 高司君） はい。

○議員（16番 矢野 博文君） 今またおかしいこと言うたやろ。ね、こんだけ1億何千万も6,000万も5,000万もやりよってたい、監査はしてません。ね、もし私が評議委員ならんでね一個人やったらたい、どうしようもないよね。評議委員やけん言えれる。こういうとは発覚するんやけん。ね、そき町長自身もね、町民の税金をそこに1億5,000万6,000万やりよることがわかつちゃんやき。ほんならもう少しあんたね考えてくれんとたい。俺やら税金払いたくない。こんな税金やったら。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） この合併以来監査をしてなかったというのが問題になっていると思います。うちの方もそれを是正すべくですね、昨年より監査をしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議員（16番 矢野 博文君） ほんなら今までこのようなことが発覚してからですね、このような方にずっと任せていい問題ですかね。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 是正すべくですね、社協より返還金というのも発生しております。それは監査を行いだしてからの問題でございますので、今後問題があるべき部分については監査の中で十分指摘させていただきたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい。

○議員（16番 矢野 博文君） 終わります。

○議長（皆川 高司君） はい、次は森野和彦議員の一般質問を許可します。森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） はい、議長。

○議長（皆川 高司君） はい、森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） はい、一般質問させてもらいます。まずは福智町が合併してから、来年3月8日で20周年を迎えますが、令和7年度町長の施政方針の中で、町長は5項目の主要

施策を打ち出しています。その中でまず1項目めに定住促進の強化。2番目子育て生活支援。3番目に公共施設の集約化と地方創生の推進。4項目めに行政DX改革の推進。5項目め、ふるさと納税の強化をうたわれています。その中で3項目に関して質問をさせていただきます。まず令和6年度までの実施事業として、定住促進補助事業、新築に関しましては100万円、町内業者を利用した場合は50万円の加算、中古取得住宅の購入は50万円というふうな住宅改修工事を行ってきましたが、令和7年度の施策賃貸住宅建設補助金、それから空き家リノベーション補助金はどのような内容なのか。そしてさらに継続的に実施する事業なのか、お伺いをいたします。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） お答えさせていただきます。現在転入者の多くは賃貸住宅の物件を希望していますけども、物件の数が少なく、転入者を受入れる住まいの基礎が十分でないという状況に今現在あります。特に若年層の転入増加、転出抑制が課題となっているところですけども、そのために今現在、町が住宅政策で施策の中でカバーできていない部分について、賃貸物件の建設に対する補助、それと空き家を売買や賃貸物件として利活用させるためのリノベーションに対する補助、また移住者を対象とした物件のリフォームに対する補助、この3つの事業をですね、実施する予定としており継続的に実施するかにつきましては利用状況等を見ながら判断して参りたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい、森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 今継続的に判断していきたいというふうにおっしゃいましたが、この中で福智町に関しての問題ですが、福智町もそうですが、嘉麻市に関しては、今の内容が倍額、新築に関してはもう200万、中古に関しては100万というような補助をしています。その辺の状況は町長どうでしょうか。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議員のご指摘はちょっと安いんじゃないかというご指摘だと思います。その分については十分検討せんと立ち遅れていくというふうに思ってますし、またうちの広報がですね、十分なされていないというのがその問題の1つじゃないかなと思ってます。やはり広報を含めて、やはり定住に向けてですね、町に人口が増えるような施策、そういう部分についてはPRをもっとやっていきたいと考えておりますので、今後に期待していただければというふうに思います。

○議長（皆川 高司君） 森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 次の質問にいかしてもらいます。移住支援事業に関してですが、移住支援事業に関して令和7年2月末時点の申請件数と、移住された人数をご提示していただきます。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 本年度につきましては現時点で申請はまだございません。しかしながら、令和6年度11月時点では東京圏からの転入者は16人、支援金の交付実績は令和4年度の1件のみと、まだまだこれが十分にPRされていないように感じております。

○議長（皆川 高司君） はい、森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 移住支援事業に関しましてもPRができてないということは本当にそもそもの啓発啓蒙の不足というところですね、いくんでしょうが、もっともっとこうアピールするようなインターネットを利用しながら、それから広報等ですね、よその町もいろいろやってます、支援事業に関しては。だからその辺をいかに情報発信をしていくのか、それは重要だと思いますが、町長福智町ではできないような施策もですね、必要と思うんですよ。その辺どうですか。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） そういう部分については、やはり自分たちの固い考えじゃなくて、やはり柔軟に考えながらですね、ご意見をいただければ、それに適用できる部分についてはやっていきたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい、森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 次にいきます。3番目の項目ですが、他町村に比較して、福智町の移住支援補助金は妥当だと思いますか、それとも今後見直しをしていく考えはあるのでしょうか。町長に伺います。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 今現在ですね、この金額で妥当であると判断しておりますけれども、やはり周りの状況をですね、見ながら立ち遅れることのないように考えていきたいと思います。

○議長（皆川 高司君） 森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 福智町は結構いろんな支援事業をやってます、それは確かです。県下早見一覧表というのがありますが、こういった中でも上位ランクに位置するような状況ではないかと思いますが、これに関してですねもっと中身の充実した内容がですね、必要じゃないかと思います。魅力あると言えば、やっぱり子育ての世代とか、高齢者にしてもそうですが、そういった魅力のあるようなものをですね、何か政策として打ち出していくというお考えをお聞きします。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議員おっしゃいました魅力ある福智町、これが一番の問題になると思いますけれども、それに対する施策はですね、いろいろと職員ともども話し合いの中で判断しており

ますけど、やはりもっとユニークと言ったら失礼にあたりますけれども、奇抜なアイデアといますかそういう部分についてはですね、皆さんの意見を頂戴しながら判断していきたいと思えます。

○議長（皆川 高司君） はい、森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） ぜひそういった魅力あるアイデアをですね、職員と共同しながら、そして外部のですね意見もお聞きしながらですね、そういった他町村にないような状況でをお願いしたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい、どうぞ。

○議員（2番 森野 和彦君） 次に行きます。次は2項目目の問題です。子育て支援と生活支援に関してですが、昨年度から保育料完全無償化、学校給食無償化を実現されていますが、令和7年度も継続して実施できることは、物価高騰の折、保護者等皆さん非常に助かっていると思えます。そこでですね、今後もこの事業が継続的に次年度以降も実施するのか、町長にお伺いいたします。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 引き続きこの令和7年度も継続いたしますし、令和8年度もずっとこの保育料の完全無償化、それと学校給食の無償化、この部分については財源を確保して実施していきたいと考えてます。

○議長（皆川 高司君） はい、森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 子育て支援も本当に重要と思えます。さらになれば、やっぱり高齢者の対策にとってもですね、そういった生活支援というような状況はお考えでありますか、町長にお伺いします。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 今質問がありましたのは子育て世代の課題を述べさせていただきましたけれども、各層にあります働き方世代から高齢者、その方々に十分理解していただける支援というのは、いろいろと考えていかないというふうに考えております。

○議長（皆川 高司君） 森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 次に行きます。福智町が合併して20周年を迎えますが、20周年記念事業として予定されていますプレミアム商品券、この時期等はいつごろぐらいになりますかお聞きします。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） お答えします。プレミアム商品券につきましてはですね、昨年をさらに上回る2億円分の紙の商品券とキャッシュレス商品券。この2つの段階でですね、発行していく

予定にしております。まず紙の商品券の販売予約の申し込みにつきましては、5月中旬から6月上旬に行く予定です。7月から12月までの年末までを使用期間とするように考えております。続きましてキャッシュレス、この分の商品券につきましては、令和7年9月ごろに受付販売を開始して、令和8年1月31日までを使用期間とする予定で考えております。

○議長（皆川 高司君） 森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 今紙ベースとキャッシュレスをお聞きしましたが、紙ベースは12月末まで。キャッシュレスは1月末まで。紙ベースにしてもまだ12月末というのは少し早いんじゃないでしょうか。その辺は1月末、キャッシュレスは2月末とかという状況にはならないでしょうか、お伺いします。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 担当課より答弁させていただきます。

○議長（皆川 高司君） まちづくり総合政策課長、木村さんどうぞ。

○まちづくり総合政策課長（木村貴代美君） おはようございます。まちづくり総合政策課の木村です。よろしくお願いたします。今森野議員より1月末まで伸ばせないかということですが、前払い式支払い手段の商品券の発行につきましては、資金決済に関する法律により、使用期限が6ヶ月間というふうに半年間というふうに決められているため、今回7月から12月末の6ヶ月間で発売するということになっています。

○議長（皆川 高司君） はい、森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 今答弁されました使用期間は決められているというのは、これ福智町独自ではできないんですか、お聞きします。

○議長（皆川 高司君） はい、木村課長どうぞ。

○まちづくり総合政策課長（木村貴代美君） 今申し上げましたように、資金決済に関する法律の中で6ヶ月間、先にお金を払って商品券を使うという使用期間が6ヶ月間と決められておりますので、それを越しての使用はできないということになっております。

○議長（皆川 高司君） はい、森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） その内容を鑑みてやっぱり皆さんが町民の皆さんがですね、利用しやすいような時期、そしてその末をもう少し考えていただきたいということで終わります。次行きます。

○議長（皆川 高司君） 次いってくださいどうぞ。

○議員（2番 森野 和彦君） 次にいきます。次は施政方針の3項目めですが、公共施設の統廃合につきまして、赤池地区の旧コスモス診療所、それから保健センターに3公民館を集約して、適正なマネジメントを兼ね備えるコミュニティセンターの機能に加え、子育て支援や防災機能を

有した複合施設を計画されていますが、移転先の建物は病院施設として設計され、保健センターにしても行政機能を十分に備えた施設であります。この改修工事に関しまして、1番目の質問ですが、続けていいですか。7億6,000万円もかけて工事をする必要があるのかどうか町長にお伺いします。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） お答えさせていただきます。このコスモス保健センターの利用ということなんですけれども、3町合併後ですね公共施設については、なかなかあちに行ったりこちに行ったりとかですね、場所が変わって皆さんにご不自由をかけて、そういう部分がございます。もう解決するために、それを集約することによって固定化するというのを図るために考えておまして、その中の1つでございます。この7億6,000万の予算計上ということなんですけれども、やはりコスモス保健センターが経年劣化してるので、その内装部分についてはですね、そこまではないんですけれども、周りの空調工事、それから電気設備、衛生設備、この部分についてはですね、全面的に改修する必要がございます。それと老朽化に伴う雨漏りとか外構、そういう部分が不便になっておりますので、その分全体を含めて回収するという予算でございます。

○議長（皆川 高司君） はい、森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 今町長がおっしゃいましたが、施設の建物の中を修復、改修をするという状況で7億6,000万。いろいろ機械設備もあるんですが、それはプロポーザル方式でもして、要はそこその専門分野にお任せをしながら、プロポーザルでコストの削減とかいうことはできないんでしょうか、町長にお伺いします。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） それぞれの分野で分野別に発注して削減を図るというのは1つの案とは思っておりますけれども、やはり1つの全体を含めての1業者によってその分を安価に抑えるという部分もございますので、やはり専門分野という部分についてはお知恵を拝借して、その中で担当課の方と打ち合わせはさせていただきます。

○議長（皆川 高司君） はい、森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 今町長がおっしゃいましたそれぞれの内容を吟味して行いたいということですが、今DXにしてもそういう事務効率をうたわれてますが、机のスペースにしても、もう通常は1.2メートル×1.2メートルが通常でしょうか、それを両袖机とかそういったものをなくして片袖にして、そしてスペースを縮小して、全体スペースを考えながら、机の配置とかやればもっと有効的に効率的な改修がですねできると思うんですが、その辺お伺いします。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 今議員がおっしゃいましたフリーデスクみたいな机の配置、この部分が

ですね、今現在うちの中でも図っていこうというふうに話しております。やはり効率化を求めて、設備の備品の整備とか、環境の整備という部分についてはですね、当然うちの中で理解しておりますし、検討しておりますので、これができるまでをお待ちいただければというふうに思っています。

○議長（皆川 高司君） はい、森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 次の質問に行きます。次は公共施設集約化の2項目めの問題ですが、福智町総合体育館建設事業につきまして、町長にお伺いします。建設事業費56億7,000万円。実施設計監理費合わせて3億8,000万、総事業費60億5,000万円ですが、この内令和7年度当初予算で21億6,760万を予算計上しております。この中で1番目項目ですが、建物が完成した後の維持管理費をどう見込んでいるのか、また光熱水費の2,500万から3,500万円前後の予定額、それから管理費に伴う人件費、保守点検費、清掃設備管理費、イベント運営費、広報啓発費等々ありますが、それを含むと相当額維持管理費が必要になると思います。どのように考えているのか、町長にお伺いいたします。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） この維持管理費については担当課長より丁寧に説明させていただきたいと思えます。

○議長（皆川 高司君） はい、生涯学習課長澤井さん。

○生涯学習課長（澤井 秀孝君） はい、おはようございます。生涯学習課澤井でございますよろしくお願いいたします。この維持管理費につきましては、約2,500万円から3,500万ということで全員協議会の方でもお話させていただいたと思いますが、類似施設を参考に年間2,500万から3,500万と見込んでおりますが、内訳といたしましては、光熱水費に加え、空調、音響、エレベーターなどの機械設備の保守点検や清掃委託などを含んだところで想定しております。なお、この経費に人件費は含まれておりませんので、これに人件費が関わることになると考えております。将来的にはですね総合体育館だけではなく、庁内すべての体育施設を含め、指定管理を行うことなどを視野に入れながら経費削減に努めて参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（皆川 高司君） 森野議員どうぞ。

○議員（2番 森野 和彦君） 今担当課長の方からも経費の内容でお伺いしましたが、前日も説明の中で、全体議員の議員説明会の中でですね、飯塚市の体育館は6,000万円ぐらいかかるよと。費用がですね、かかっているということをおっしゃいましたが、人件費等を含めると1億ぐらいかかったでしょ、お伺いします。

○議長（皆川 高司君） はい、澤井課長。

○生涯学習課長（澤井 秀孝君） 飯塚市なんです、私どもが視察に行かせていただいております。聞かせていただいたときは、人件費を含めたところで約6,500万ぐらいだったと承知しております。なお飯塚市の場合はですね、総合体育館だけではなくて、テニスコートや総合運動公園の中にあるグラウンドなども併せて指定管理に出しているということでしたので、金額が大きくなっているというふうに思います。

○議長（皆川 高司君） はい、森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 体育館の建設工事、これ当初21億6,000万円。これは前払い金のみでございますか。町長にお伺いします。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 金額は上がったのは物価高騰によるのが第1の原因でございます。

○議長（皆川 高司君） 澤井課長。

○生涯学習課長（澤井 秀孝君） 今年度計上しております予算につきましては、解体費の精算分と本体工事の前払い金分となります。

○議長（皆川 高司君） 森野議員次いでください。はいどうぞ。

○議員（2番 森野 和彦君） 次行きます。今福智町は令和5年度決算で経常収支比率95.9%、公債比率6.7%、将来負担率マイナス322.7、この状況で進めば、数年で経常収支比率100%を超えます、超えるようになります。公債比率が15%に近づくと再建団体の指定を受けることとなります。昨年監査委員からの指摘もありましたが、かつて旧3町は金田昭和56年度から昭和63年度まで7年間赤字再建団体が入ってます。旧方城町は昭和57年から平成3年まで10年間。最後に赤池町は平成3年度から平成12年度まで10年間赤字再建団体を経験し、町民の皆様の協力を経て脱却をしましたが、非常に苦しい状況をですね、経験した町長も含めてですが、我々もそうです。しかし、このような状態を作っているのかどうかは、我々議員も含めて、町民とやっぱり行政と一緒にやって赤字を作ってはいけません。また二度とこのような再建団体に落としてはいけないと言う行動をですね、肝に銘じながら、この福智町も事業をですね、推進していかなければいけません、その中でいかに効率よく建物を利用していくのか。もっと事業の縮小、精査を考えてもらいたいんですが、町長の見解をお聞きします。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議員ご指摘の財政再建団体ですか、その分は3町とも経験しております。今言いましたように実質の公債比率、これは35%から25%と法に定められていますので、今現在の実質の公債比率が6.7%おっしゃいました。今現在は大丈夫なんですけども、将来的にどうかというのを心配されていると思います。この部分についてはですね、まだ丁寧のうちの方の説明がなされておりませんでした。その部分が何かといいますと、やはり合併して20年なる

中で基金残高、もしくはふるさと納税の寄付金、そういう部分を丁寧にですね、金額として説明してないという部分がございます。まず第1に総合体育館というのが皆さんご心配のところかなというふうに思ってますけども、やはり町全体でですね、この基金についてまず説明してご理解をいただきたいと思えますけれども、本町ですね、基金残高は令和6年度末で257億を超えております。これは過去最多を更新しているところでございます。そのうちにふるさと納税の寄付金、この部分が累計の基金残高約88億ございます。またその中で町長に一任というのがございます。この分については約50億、この部分が基金としてあります。この総合体育館についても、今現在その基金を使えばですね、建設可能なんですけれども、やはり将来的にも財源については残していく必要があるということで、再建団体に落としてはいけないということで、今現在は過疎債そういった部分を、国からいただける補助金とか交付金についてですね、今一生懸命中央とも交渉を重ねているところでございますので、実質的にはそれを借りなくてもできるんだという意見が内部にありますけれども、やはり将来的にこの基金は将来残していこうという考えでおりますので、ご理解いただきたい。

○議長（皆川 高司君） はい、長野総務課長。

○総務課長（長野 士郎君） 総務課の長野でございます。森野議員のご質問、町長の答弁に補足説明をさせていただきます。この総合体育館の財源につきましては、総額約60億ある中で、そのうちの10億円につきましては、地方創生の新たな補助金、これを10億円充当できるよう、現在申請をしているところでございます。この10億円は返還をする必要はございません、補助金ですので。残りの50億円につきましては、過疎事業対策債の公共施設マネジメント特別分という分野がございまして、そちらでこの50億円の起債を同意いただくように現在交渉しているわけなんですけども、この50億円のうちの7割分が地方交付税で措置されますので、町の実質の負担はそのうちの3割、つまり15億円という計算にはなります。この15億円を12年間で償還していきますので、2年後からの償還となりますが、年間約まとめますと1億2,500万円の返還になるというところでございます。ですので60億の総事業費のものを、町の実質負担15億円で極力町の持ち出しがないように努力していかなければいけないところですし、年間の償還額を鑑みましても、ふるさと納税でそこら辺は財源確保にさらに努めていかなければなりませんし、先ほど議員ご指摘のランニングコストにつきましても、ふるさと納税をフルに活用して財源確保に合わせて努めなければならないというふうに考えておりますので、ここら辺の財源、町の実質負担あたりのご説明というのが、なかなか住民説明会ではきっちりとお伝えできてなかったところございまして、その点も含めて広報誌等でしっかりと説明責任を果たしていかなければならないというふうに考えております。

○議長（皆川 高司君） 森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 今財源と基金等をお聞きしましたが、今後の維持管理の内容についてもお聞きしましたが、これ私2点ちょっとお聞きしたいんですが、1点はですね、町長今おっしゃいました基金の関係で、基金というのは目的ですよ。だから目的なんで、その維持管理がどこまで使えるのかというのは限られてくると思うんですよ。それともう1点は、今の総合体育館に関して縮小するとか、座席を2,000か1,000に減らすとかということは考えてないんでしょうか、お聞きします。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） これはうちが設計業者を決めたときに2,000席と指定しております。今現在図面ができ上がっておりますのでこれを縮小とする、そういう考えはありません。この基金の目的、基金であるというのは理解しておりますし、その分を充当するとかじゃなくて、町長一任のふるさと納税、そういう部分がクラウドファンディング型のですね、維持管理費に項目を設定して、それにクラウドファンディングで集金すると、そういう部分を利用しながらですね、可能な限り町の基本的な基金とか財政の部分については使用しないように考えております。

○議長（皆川 高司君） 森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 今町長おっしゃいましたクラウドファンディング、ふるさと納税もそうですが、年々下がってきてます。これが状況的に必ずできるとかというような約束じゃないでしょう。要は寄付があつての状況ですし、そうじゃなくしてやっぱり自前の維持管理ができるような状態を作っていくと。自立していくということが一番大事なことなんでですね、あくまでふるさと納税はふるさと納税なんですよ。もうお願いして、相手が寄付をしてくれるということなんで、その辺をですね、長い将来ですよ、福智町本当に丈夫に堅固にやっていくには、もうそこそこの自立が必要と思うんですよ。その辺に関して今後もですねやっぱ職員と一緒にあって、その辺はですね、我々もそうなんですけど、やっぱり節約しながら、将来的な福智町がどういくのか。やっぱり子供たちに安心して、自慢できるような福智町をですね、やってもらいたいです。もうその辺お考えをお聞きします。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） そのように議員と同じ考えでやらせていただきたいというふうに思っています。可能な限りこのふるさと納税とか、別預金でから入っている部分についてはですね、後世に残すそういうのを基本に考えております。

○議員（2番 森野 和彦君） もう質問は言いませんが、もうこれですね、非常に大事なことだと思うんですよ。財政をまず考えながら、建物をやっていく。以前がやっぱり赤字再建団体に落ちたときは、事業推進で財政のことを考えてないんですよ。だから赤字再建に落ちて皆さんが苦労したんですよ。それをそういうことがないように、やっぱり我々も努力しなきゃいけない

し、やっぱり行政と一緒にですね、その辺をですね、やっていきたいと思ってます。これで私の一般質問終わります。

○議長（皆川 高司君） はい、次は木村幸治議員の一般質問を許可します。はい木村議員、どうぞ。

○議員（14番 木村 幸治君） 議長。

○議長（皆川 高司君） はい、木村議員。どうぞ。

○議員（14番 木村 幸治君） 14番の木村です。ただいまより一般質問を行いたいと思えます。まず町長に施政方針についてお伺いいたします。先ほども森野議員から同様の質問がございましたけども、ちょっと内容は変わると思えますのでよろしくお伺いいたします。まず1番目に町長の施政方針として定住促進施策の強化という項目で、と同時に子育て世代との定住促進についてということでもありますけれども、定住促進の前にまず移住があるのではないかというふうに思えますけども、その中で人口の増加もしくは横ばいの自治体のところはあるのか、全国それから九州管内また福岡県内、田川地域、福智町についてはどうなのか、人口増加のまたは横ばいの地域がどういったところにあるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 担当より詳しくご説明申し上げます。

○議長（皆川 高司君） はい、まちづくり総合政策課課長、木村課長どうぞ。

○まちづくり総合政策課長（木村貴代美君） よろしくお伺いいたします。まず日本全体では2008年をピークに人口が減少傾向にあります。令和4年から5年の1年間における人口増加率を見ますと、東京近郊では茨城県や千葉県、地方では北海道や長野県内の自治体の人口増加率が高い傾向にあります。九州では半導体生産工場のある熊本県菊陽町とその周辺自治体、また福岡県内では全国でも上位の人口増加数となっております福岡市とその近郊をはじめ筑前町や大刀洗町で人口増加率が高くなっております。一方筑豊管内で見ますと、すべての市町村において人口は減少しております。町村は市と比べますと人口減少率が2倍近くになっております。中でも田川圏域は直方や飯塚圏域に比べ、さらに人口減少率が高くなっている状況でございます。田川圏域内を見ますと、人口減少率の低い順に田川市、大任町に続き福智町の順というふうになっております。福智町におきましては令和5年度に社会増減がプラス10人となったのに対しまして、自然増減がマイナス301人と自然減に歯止めがかからない状況になっているところでございます。

○議長（皆川 高司君） はい、木村議員。

○議員（14番 木村 幸治君） 次にですね、借家住宅建設補助金について具体的なその内容を

ですね、ちょっとお示しいただきたいと思いますが。

○議長（皆川 高司君） はい、木村課長。

○まちづくり総合政策課長（木村貴代美君） 先ほど森野議員のところでもご質問がありましたが、現在転入者特に若年層の方の多くは賃貸を希望しているものの、町内に賃貸住宅が少ないというミスマッチが起きており、それを解消するため民間資本での賃貸住宅建設に対し補助を行い、人口の転入増加、転出抑制を図るものになっております。すいません失礼しました。賃貸住宅建設補助につきましては、1戸当たり100万円を予定しております。

○議員（14番 木村 幸治君） すいません。今のところ最後のところちょっと聞き取れなかったのもう一度お願いします。

○まちづくり総合政策課長（木村貴代美君） ご質問にありました賃貸住宅建設補助につきましては、民間資本による賃貸物件の増加を図るため、賃貸物件の建設を行った業者に対して1戸当たり100万円の補助を予定しております。

○議長（皆川 高司君） 木村議員。

○議員（14番 木村 幸治君） 次にですね、空き家のリノベーション補助金っていう項目がございますけども、これについてはどうなんでしょうか、内容を教えてください。

○議長（皆川 高司君） はい、木村課長。

○まちづくり総合政策課長（木村貴代美君） 空き家リノベーションの補助金につきましては、まずは空き家バンクの利用状況と、空き家の利活用を図るため空き家バンクに登録されている物件に限りますが、空き家をリノベーションしてリノベーションやリフォームをする際に補助を行うようにしております。空き家のリノベーション補助に関しましては、空き家バンクの物件を不動産販売業者が購入し、新たに販売もしくは賃貸物件として利活用するための改築費用に対する補助になっておりまして、こちらにつきましても1戸当たり100万円を予定しております。

○議長（皆川 高司君） はい、木村議員。

○議員（14番 木村 幸治君） この移住それから定住につきまして、私なりにちょっとどういったことかということで、ちょっとパソコンの方を開いてネットで検索しておりましたら、総務省の方から移住された方のいわゆる1,000人に対するアンケートというのが出てきまして、参考までにここをちょっと載せてますけども、ちょっと読まさせていただきますと、まず1位から10位という形でありましたけども、1位として気候や自然環境に恵まれたところで暮らしたいというのが第1位で挙がってました。次に2位は働き方や暮らし方を変えたかったということで2位というふうになってます。3位としては都会の喧騒を離れて静かなところで暮らしたいというのが3位。それから4位から6位についてはUターンに関する理由でありましたのでここは抜粋してます。で7位として趣味を楽しみたいという項目も挙がっておりました。それから8番

目にロハス、それからスローライフ、自給自足への憧れということで、ロハスとは聞きなれない言葉で何だろうかということでもちょっと調べてみましたら、地球環境保護と健康を重視した生活の仕方っていうふうに検索したら出てきました。多分こういったことだろうと思います。9位にその出身ではないけども、馴染みのある地域で暮らしたいという項目が挙がってました。10番目最後ですけども、スキルや知識を生かして仕事、活動がしたいというふうな項目がありました。こういったことがいわゆる定住性から移住定住に向けてのいろんな施策の判断基準の参考になるんじゃないかというふうに思いました。なかなかいいことにめぐり合えたなというふうに私自身も納得したところであります。次に私が例えばある地域に移住もしくは定住しようとしたときに、私は何を基準として判断するんだろうかというふうに自分自身問うてみたんですけども、まずその住むところが確保できるかと。私は資金的に余裕がありませんので、空き家かそれか借家というふうな形になるんだろうと思います。次に周辺環境、ごめんなさい。もう1つ大事なことを忘れました。収入源の確保、これが非常に大事で、やはりその地域に移住して、一定の収入がないと生活できませんので、その収入源の確保、これが非常に大事です。2番目に住宅の確保、3番目にその地域が私が気持ちよくその地域で生活していけるか、また私なりの後期高齢者も近づいてますけども、それでもやはり夢を叶えられるだとか。そういったところがまず自分が移住する場合の判断ではないか。だからそれぞれ皆さん方がやはりその地域に移住しようとしたときに何を求めるのかということだろうと思います。そんなことが非常に大切ではないかというふうに思いました。次にちょっと議長、項目変わってよろしいでしょうか。2番目の子育て支援と生活支援ということで施政方針に挙げてますけども、まず所得制限のない副食費を含む保育料の完全無償化ということで挙げてますけど、以前は町内の保育所というのは所得に応じて保育料というのが変わってた。ですから、それなりの収入ある人が福智町の町内の保育施設には預けなかった。よその幼稚園あたりに預けてたんじゃないかと思えますけども、そこら辺が今後変わっていく要素があるというふうに思えます。ここで次に学校給食費の無償化ということで先ほどの議員も、前の議員もおっしゃってましたけども2億円の学校給食の無償化、それから2億円のプレミアム商品券の発行ということで、非常に町としての魅力が出てくるんだろうと思います。これはこれで大きな効果はあるのではないかというふうに思えます。次に議長3番目よろしいでしょうか。はい、公共施設の集約化と地方創生の推進ということで、3つの体育館を総合体育館に集合、集約するというので、この体育館田川圏域最大の2,000席と大型ビジョン、そして定住促進に繋がるということですけども、他の自治体にももう総合体育館というのがあると思えますけども、これに関して本当にやはりこれでその定住促進したことになるんだろうかということ町長に再度お聞きしたいと思えます。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） このなんで2,000席になったのかというのは、例えばV機構とかいうのがございますけどその中で2,000席程度の施設をということでこの2,000席が始まったわけですけど、私としてはこれはもっと増やしたいぐらいの思いがございます。それはどういう意味で増やすのかっていうと、やはりこれはもうスポーツだけで体育館を使うという考えがありません。スポーツは当然バレーボール、バスケット、卓球、バトミントンとかございますけれども、そのみならずやはりイベント等でもですね、このアリーナが活用できるようなそういう取り組みを考えております。そういう取り組みというのが、やはり魅力あるまちづくりの1つの要素というふうに考えておりますので、この2,000席については今変更は考えはございません。以上でございます。

○議長（皆川 高司君） 木村議員。

○議員（14番 木村 幸治君） この件につきましては先ほど総務省のアンケートなんかでもあったように、やはり福智町っていうのはどっちかっていう田舎なんです。田舎にあんまりそういう体育館作っても総合体育館、アリーナっていうんですか、そういう施設を作ったとしても北九州福岡、それから近辺では飯塚とかそういった中心的な筑豊での都市に比較して対抗しても、私は効果は薄いんじゃないか。やはりそういうものを求めるのであれば、福岡北九州の中心的な都市に行くんだらうと。多少近辺の人が集まるかわかりませんが、果たして移住それから定住という形に結びつくのかな。ちょっとそこら辺も私にとってはちょっと判断が弱いかなというふうに思います。それは私の意見ですので、それは収めたいと思います。次に旧コスモス診療所、議長いいですか。

○議長（皆川 高司君） はいどうぞ。

○議員（14番 木村 幸治君） すいません。コスモス診療所、それから保健センターを整備して教育委員会の機能、それから子ども家庭センター、それから防災施設を兼ねた施設にするということでもありますけども、この施設は過去旧赤池町時代に財政再建が明けた後、贈収賄事件が起こった建物で大変大きな施設ですよ。コスモス診療所、それからコスモス保健センターということで、果たしてこれだけの大きな施設を上手く活用できるのかっていうちょっと疑問があるんですけどそこら辺についてお尋ねしたいと。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） これはもう一番の始まりがですね、庁舎の後ろに課を新設して、課を運営するための部屋あたりを確保するとかいうことで、増築計画一番当初の話じゃ28億かかるんじゃないかとかいう批判を受けましたけども、それを取り止めてですね、やはり教育部門、要するに福祉部門とそういう部分をですね固定化して、維持管理していくという部分がございまして、またそこにできたことによってですね、流れが変わってきます。でやはり旧の赤池に行けば、教

育委員会があり図書館がありというふうになるし、方城に行けば総合体育館がある、で交流センターがある。それぞれの特徴を持たせるようにしてるので、金田についてはこの本庁舎がござい
ます。そういう部分を含めて教育施設の固定化、そういう部分が合併した課題であったというふう
に考えておりますので、これを将来的にも1つにずっと使い続けると、そういう部分で固定化
を図るために計画したところでございます。

○議長（皆川 高司君） 木村議員。

○議員（14番 木村 幸治君） コスモス診療所から保健センターへ教育委員会などが移設する。
そうすると今現在入ってる方城旧支所が空くわけですけども、この活用についてはどういうふう
にして考えてるんでしょうか。同じ空き家になりますけど。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 今現在この方城支所についてはですね大きな建物になります。少々小さ
い業者にこれを任せるといふわけにはいきませんが、これ全体をですね、利用していただい
けるそういう部分の今アプローチといいますか、業者選定におけるですね、話を今現在進めている
ところでございます。これはあくまでもまだ未確定の段階なので発表できませんが、後の再利用
はすばらしいものができるように考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（皆川 高司君） はい、木村議員。

○議員（14番 木村 幸治君） はいあと4番目5番目ということで施政方針の中でうたってま
したけども、この件についてはちょっと省かせていただきます。

議長次よろしいでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はいどうぞ。

○議員（14番 木村 幸治君） 農業振興について質問したいと思ひます。はい町内の農地は、
将来誰が守り耕作するのかっていう疑問が生まれてくるわけですけども、私個人といたしまして
も後継者が今のところおりませんので、果たしてどうしたらいいのかなというふうに考えている
わけですけども、今の県の農地中間管理機構あたりへの委託がいいのかなというふうに検討はし
てますけども、施政方針の中で農地組合法人化への取り組みということで施政方針の中にうたっ
てますが、具体的にですね、例えば私は市場の方ですけども、市場地区ではどういった法人の
体系が望ましいのか、ちょっとなかなか私自身はつきりわからないものですから、もしよろしけ
れば市場地区についてはどういったものがあるのか、他の地域でもありますけれども、そこら辺
を1つ教えていただきたいというふうに思ひますが、どうでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 担当課の方から説明させていただきます。

○議長（皆川 高司君） 農政課白石課長。

○農政課長（白石 輝彦君） 農政課の白石です、よろしく申し上げます。法人格を持った農業生産法人が妥当だと思います。

○議長（皆川 高司君） 木村議員。

○議員（14番 木村 幸治君） 農業生産法人が向くということでございますけれども、具体的にその農業生産法人はどういった組織なのか、すいません私自身がはっきりわからないものですから、少し掻い摘んで内容をちょっと教えていただきたいんですけど。

○議長（皆川 高司君） 白石課長。

○農政課長（白石 輝彦君） 農業生産法人とは人格を持った法人となります。その中でもですね農事組合法人とか、株式会社もできるんですけどそういった内容です。

○議長（皆川 高司君） 木村議員。

○議員（14番 木村 幸治君） ピンとこなかったんですけども、次に圃場整備での大区画化、それから少人数で大型機械への対応ということで施政方針の中うたってましたけれども、これはぜひ進めて欲しいというふうに思います。やはり担い手自体が少なくなってますので、やはり農地を少人数で維持していくためには、まず大型機械での導入がないとこなせません。そういった形で今の現状のいわゆる道路では大型機械、私の想定するところは前回の質問でもお尋ねしましたけども、やっぱり将来的には100馬力近くのトラクターあたりが必要になってくるんじゃないかと。そうすると幅もやはり軸幅自体が2メートル近くなりますので、離合もできない。ましては小さな市場地区では基盤整備は昔鉾害復旧でやってますけども、区画は真四角の圃場があって非常に綺麗なんですけども、その区画をなくして1枚の道路に挟まれたところを1枚の田んぼにするといった1町あたり8反近くになりますけれども、約8,000平米になりますか。そうすると作業効率も随分向上するんだらうと。そうすると少数人数でこなせる。ただし今の現状のメインの道路でも幅員が4メートルしかないです。で横には水路があります。こういった状態では非常に離合が難しいですね。もちろん作業機によってはトレーラーあたりを利用しないといけない場合もあります。駐車もします。そうすると通れない。で、農家だけの車じゃなくて一般町民の方も県道が渋滞するものですから、農道の方に入ってきます。で非常にやはり交通の妨げになりますので、やはりこの道路の拡幅は是非とも取り組んでいただきたいなというふうに思います。議長もすいません。もう勝手に次の農道それから水路の整備というところまでいきましたけども、合わせて農道の横には水路、これもできたら暗渠化して幅員を広げるっていう意味も兼ねてやっていただいて、そうすると水路の掃除なんかも省略できますんで、やはり将来の担い手自体が少ないものですから、そこら辺の作業も省いていく必要があるんじゃないかなと。また現在の水路についても、市場地区では漏水が激しくてですね、水路としての機能は果たせてないところがある。特に上河原の浄水場の近くですけども、30センチのU字溝がありますけれども、もうすべ

てU字溝のメッシュが取れて、その隣接した水田にほとんど水が入ってくる。もう水入れなくても自然に入ってくる。田植えしようと思ったら水が引かない。栓を抜いて引かんといけん。その他の下の方の水田には水が回らない。そういうような状況で、去年は応急処置をしていただきましたけども、やはり根本的にここ地元の区長からも要望書が上がってるというふうに聞いてますけども、まだ何の返事もないということで、やっぱりこういった対応もぜひですね、早急にやっていただきたいと思いますが、町長ちょっとそこら辺お願いいたします。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 市場地区につきましてはですね昭和40年あたりくらいの鉱害復旧によってですね、整備した水路、区画整理した農地、この部分がですね、どうしても老朽化しております。今言った漏水というのはですね、現実的な問題としていろんな部分に影響を与えておりますので、市場地区全体をですね計画的に整備し直す、そういう部分が水路の整備がまずはじめにありますけれども、道路も含めて全体的な計画をですね、皆さんと意見調整しながら整備する必要がありますんじゃないかというふうに感じてます。

○議長（皆川 高司君） はい、木村議員。

○議員（14番 木村 幸治君） ぜひそういった形で進めていただきたいというふうに思います。次に同じ農業振興についてでございますけれども、町内の転作奨励金がどのようになっているのか。現在旧赤池方城金田それぞれ3地区あって、それぞれのやはり転作奨励金の金額がまちまちというふうに聞いております。そこで麦、大豆、飼料作物、それから野菜との栽培などが行われておりますけれども、町内3地区の現状と将来展望、赤池地区では今年度より変更があると聞いておりますけれども、地域ごとに詳しく教えてほしいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい、白石課長どうぞ。

○農政課長（白石 輝彦君） 3地区それぞれということは、単価でよろしいですか、単価。はい、令和6年度1反あたり赤池地区では5万5,000円。方城地区は4万円。金田地区につきましては3万5,000円です。それとですね、なお赤池地区につきましては7年度より5万円となります。

○議長（皆川 高司君） はい、木村議員。

○議員（14番 木村 幸治君） 今現在やはり合併して来年で20年ですか。もうそろそろ組織は一本化されたというふうに聞きますけれども、それぞれやっぱり地域において単価が違うというのは、ちょっと矛盾を感じます。できたらやはり統一を図るべきであろうと思います。調べてみますと、転作で麦、大豆などを栽培した場合は本来は栽培者のもの、転作奨励金が行くのでありますけれども、今現在は農地の耕作者もしくは所有者の方に行っていると。そこら辺も何か根本的に福智町は違う。だから今現在認定農業者あたりは収入保険ということで、今県の共済になっ

てますけども、認定農業者とそれから一般農家と2通りの協賛支援があつて私は認定農業者になってますんで、収入補てん保障の方に入ってますけども、共済に言わせるとおかしいというふう
に指摘される。ですから私も組合に入つたら、もう収入保険は継続できませんよと言われま
した。今は組合を脱退しました。脱退すると今度は大豆も作ってますけども、大豆のコンバイン
がないんですね。昨年は一昨年かは組合員の方に買っていただきました。去年は幸いかどうかわ
かりませんが、大豆が不作で刈り取る状況じゃなかった、もうほとんど皆無。幸いだったのか
どうかわかりませんが、今年度はじゃあどうするかっていうことで、やはり大豆のコンバイン
買わなしょうがないかなというふうに思ってますけども、なかなか新品買えないので、中古車
を探しているような状況ですけど。これもおかしな話で、本来その減作した作物を収穫するた
めにできた施設の機械、これを組合から共済の入る加減で抜けなさいと言われて抜けたのに機械が
使えない。これじゃどうしたらいいんだろうかというような疑問もあります。だからそこら辺も
1つですね、解決していただきたいなというふうに思います。いろいろ申しましたけども、議長
次に行きたいと思えます。よろしいでしょうか。次は3項めで広報ふくちについてお尋ねしたい
と思えます。町内でグラウンドゴルフ大会が行われていますけども、関連記事が確か一度も載っ
ていないということで同じグラウンドゴルフをしている方から指摘がございました。町の体協の
主催の大会、それから老人クラブ主催の大会、主にこの2つだと思えますけども、中には体協の
大会について地区予選、旧町単位の予選、それから福智町の町の大会でそこで優勝をしますと郡
体というふうにレベルが上がっていくらしいんですけども、やはり小さなことかもわかりませ
んけども、お年寄りが一生懸命グラウンドゴルフで週に何度か何回か練習して、そして大会に挑ん
でいるわけですけども、そこでいい成績を上げたとしてあげられた方が、これだけ頑張ったのに
広報誌ひとつ載らない、どうなってんのか、ちょっと言ってくださいということでは言われま
したものですから、ぜひこういう小さな記事でもやはり載せていただいたほうがやっぱ町外の方
から見ても、こういったことをやってるんだなというような話題にもなると思えますんで、ぜひ
お願いしたい。それについてお答えをあればお願いいたします。

○議長（皆川 高司君） はい、木村課長。

○まちづくり総合政策課長（木村貴代美君） はい。今ご質問にありました体育協会や地区公連主
催のグラウンドゴルフ大会、それから老人会主催のグラウンドゴルフ大会につきましては、大会
結果を広報誌の方に掲載をしているところでございます。例えば今年度は12月号に昨年度も
12月号、それから令和4年度は体協の方は中止でしたので、老人会のものが1月号に掲載され
ている状況でございます。また郡の大会につきましては、郡体全体の成績を例年8月か9月号に
掲載しております、グラウンドゴルフ大会につきましては4年度は中心になっておりましたの
で、5年度6年度に結果を載せている状況でございます。広報誌につきましてはまずは町民の皆

様にお伝えすべき情報から掲載をしていくということにはなっておりますが、ズームインふくちやインフォメーションといったコーナーで身近な情報まで幅広く掲載するように心がけて参りたいと思っております。

○議長（皆川 高司君） はい、木村議員。

○議員（14番 木村 幸治君） 私の認識不足で掲載しているということですね。グラウンドゴルフ大会の中で老人クラブ主催の部分は団体戦や個人戦か、体協は団体戦ですか。その中で一番優秀な方も1位ということで表彰されてますか。そういった方も載られてるの。

○議長（皆川 高司君） はい、木村課長。

○まちづくり総合政策課長（木村貴代美君） 掲載の内容の中でですね、例えばホールインワンを取った方なんかはかなり人数がおられますので、全員を載せるということにはなっておりませんが、優勝したチーム、団体戦ですので優勝した地区のお名前を載せたりとか、活躍されてた方のお名前が載ったりとかですね、そういうことにはなっておりますが、すべてを載せているということではございません。

○議長（皆川 高司君） はい、木村議員。

○議員（14番 木村 幸治君） その中でやはり一番いい1位なった方の表彰もなされてるんですね。そこら辺の方々も特別にやはり載せていただくと非常に励みになりますので、ぜひその辺も載せていただきたいなというふうに思います。はい、以上で質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（皆川 高司君） ここで暫時休憩します、10時35分まで暫時休憩。

午前10時25分休憩

午前10時35分再開

○議長（皆川 高司君） 休憩前に引き続き再開いたします。次は尾崎さつき議員の一般質問を許可します。はい、尾崎議員。

○議員（6番 尾崎さつき君） はい、議長。

○議長（皆川 高司君） はい、尾崎議員どうぞ。

○議員（6番 尾崎さつき君） お疲れ様です。6番尾崎さつきです。いつもの通り通告書に従いまして質問をさせていただきます。最初の質問です。子どもの読書環境整備について。子どもにとっての読書というのは、新しい世界を知ることができます。知識を習得できるし、また夢や希望が持てます。言葉が増えるため、他者とのコミュニケーションも自然にできるようにもなります。そして何より読解力を身につける。唯一無二で読書はいいことばかりです。しかし現実には本屋が減少しています。現に福智町には本屋さんがありません。書店がゼロの町は全国で

28.2%です。その中に福智町は入っています。こうした現状を変えるためにも、読者を増やすことが大事になってくると思います。そこで子どもたちの身近にある学校の図書館は重要性を増していきます。そこでお尋ねをいたしますが、学校図書館の本の予算はどれぐらいかをお尋ねいたします。

○議長（皆川 高司君） はい、田中課長どうぞ。

○学校教育課長（田中 智和君） おはようございます。学校教育課田中でございます、よろしくお願いたします。議員がお尋ねのですね、学校の図書に関する予算です。弁城小学校、上野小学校は年間32万円。はい、32万円です。金田義務教育学校の前期後期合わせて100万円。その他の学校につきましては年間50万円となっております。

○議長（皆川 高司君） 尾崎議員。

○議員（6番 尾崎さつき君） 今予算をお聞きいたしました、これは本の予算ですね。はい、その予算は前年度と比べて少ないんでしょうか、多いんでしょうか。

○議長（皆川 高司君） 学校教育田中課長。

○学校教育課長（田中 智和君） はい、前年度と同額となっております。

○議長（皆川 高司君） 尾崎議員。

○議員（6番 尾崎さつき君） それでは2番目の質問ですが、その本の購入冊は何冊か、その中に新刊は何冊あるかお尋ねいたします。

○議長（皆川 高司君） 田中課長どうぞ。

○学校教育課長（田中 智和君） はい、各学校ですね200冊前後の購入を行っております。そしてその中で新刊につきましては100冊前後を購入しております。町内全体では1,728冊購入し、そのうちの新刊につきましては810冊となっているところです。

○議長（皆川 高司君） 尾崎議員。

○議員（6番 尾崎さつき君） 今年間に新刊は100冊と言われましたよね。これは全部ですか。全部で新刊810ってことですか。

○議長（皆川 高司君） はい、田中課長。

○学校教育課長（田中 智和君） はい、各学校によってですね購入の新刊につきましてはバラバラでですね、約100冊前後で全体につきましては全体で810冊が新刊となっております。

○議長（皆川 高司君） はい、尾崎議員。

○議員（6番 尾崎さつき君） わかりました。本といってもですねいろいろ種類があると思えますけども、その種類はどのようなものを基準にして購入されてるんでしょうか。

○議長（皆川 高司君） 田中課長。

○学校教育課長（田中 智和君） 子どもたちにですね、希望を取ったり、あと学校の中ですね、

ぜひ先生たちが読んで欲しいとか、担当の職員がおりますので、そこで意見を聞きながら、学校によってですね、いろんな新刊等を入れているような状況であります。

○議長（皆川 高司君） はい、尾崎議員。

○議員（6番 尾崎さつき君） はい、ありがとうございます。やはり話題の新刊が図書館にないと、それは魅力のない図書館になってしまいます。また子どもたちの足も遠ざかってしまいますので、そういった子どもたちの意見を聞いていただいているということで安心をいたしました。次の質問をさせていただきます。図書館を利用してもらえるような工夫や取り組みがあるのかどうかお尋ねいたします。

○議長（皆川 高司君） 田中課長。

○学校教育課長（田中 智和君） 各学校ですね、読書に興味関心を持つ取り組みを行っております。いくつかの例といたしましてですね、学校の図書館だよりの発行、あと季節に合わせたですね行事の展示等に伴うもの、それとあとふくちのち、図書館ですね、との連携という形で小学校ではブックトーク、中学校ではビブリオバトルを行っております。本を読みたいと思ってもらえるような取り組みをいろんなところでやっているところです。その他ですね、秋の読書週間、あと各学校の掲示、読書交流など学校全体で読書の推進に取り組んでおります。

○議長（皆川 高司君） はい、尾崎議員。

○議員（6番 尾崎さつき君） 年間を通していろいろなですね、行事を行っていただいております、その中で子どもたちは読者数というか増えているのでしょうか。

○議長（皆川 高司君） 田中課長。

○学校教育課長（田中 智和君） はい、すいません今日ですね具体的な数字は持っておりませんが、ちょっとコロナ明けですね、ちょっと減っているような状況であるというのをお聞きしているところです。

○議長（皆川 高司君） はい、尾崎議員。

○議員（6番 尾崎さつき君） それでは次の質問とさせていただきます、4番目の質問です。読書は心の栄養とも言われています。今後できれば本購入の予算を毎年度増やしていただき、図書館に来やすい環境を作っていただきたいと思います、どのようにお考えでしょうか、見解をお願いいたします。

○議長（皆川 高司君） 朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） 教育長の朝部でございます、どうぞよろしくお願いたします。各学校からもですね、物価高騰というような形ですね、同じ財源では購入できる冊数が減っているというふう聞いております。またこういった形からですね、子どもたちにはですね今後も本にですね、触れ合える機会を作っていくためにはですね、やっぱり予算の確保ということが先決な

りますので、先ほど課長が説明したようにですね、予算確保に努めて今後もですね参りたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（皆川 高司君） 尾崎議員。

○議員（6番 尾崎さつき君） 教育長の前向きな答弁ありがとうございます。また来年度に期待したいと思います。では続きまして次の質問に行かせていただきます。带状疱疹の、ごめんなさい。失礼いたしました。带状疱疹のワクチン接種についてであります。带状疱疹は赤い発疹や水ぶくれ、神経痛などが現れます。皮膚疾患で長引くと後遺症が残ることもあります。発症の原因については、過去に感染した水疱瘡のウイルスが治癒後も体内に潜伏しており、大人になって免疫力が低下したときにウイルスが再活性化したのが発症の原因です。ひどい方は寝込み、認知症になる方もいます。50代の方が罹患率が高く、70代がピークとなります。80歳までに3人に1人が発症すると言われていています。では質問です。町長は施政方針で、带状疱疹のワクチン接種を行っていくとうたわれておりますが、これは4月から国が接種費用の一部を助成するからなのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 令和6年のですね9月議会において、尾崎議員から带状疱疹のワクチン接種についての一般質問がございました。国の厚生科学審議会においてですね、有効性、安全性、費用対効果等について議論がされている最中であるためですね、国の動向を注視しながら慎重に検討していくと回答いたしました。国がですね、その後国が令和7年4月から予防接種法上の定期接種のB類疾病として位置付けを決定したことによってですね、田川市郡の担当課長会議において田川医師会への協力並びに統一的な単価決定等を議論し、4月から接種可能となったところでございます。

○議長（皆川 高司君） 尾崎議員。

○議員（6番 尾崎さつき君） それでは今後福智町はどのように接種費用を助成していくのかお尋ねいたします。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 詳細については担当課より詳しくご説明いたします。

○議長（皆川 高司君） はい、小松課長。

○健康子育て支援課（小松 卓美君） 健康子育て支援課の小松です。よろしくお願ひいたします。接種費用の助成ですが、带状疱疹ワクチンにつきましては、生ワクチンと組換えワクチンの2種類があります。接種を希望する方の自己負担額は、生ワクチンが1回の接種で3,000円、組換えワクチンは2回の接種が必要で1回につき6,500円となっております。他の予防接種との比較を行い田川市郡で統一の自己負担額を決定しました。医療機関での接種費用はワクチン料

と手技料合わせて生ワクチンは8,450円、組換えワクチンは2万1,650円でありまして、自己負担額との差額分をですね、自治体が助成する形となります。

○議長（皆川 高司君） 尾崎議員。

○議員（6番 尾崎さつき君） 先ほど課長より生ワクチンと組換えワクチン2種類あるということをお聞きいたしました。そのうち生ワクチンは3,000円を助成するってことですか、福智町で。

○議長（皆川 高司君） はい、小松課長。

○健康子育て支援課（小松 卓美君） はい、3,000円はですね自己負担額です。組換えワクチンの方の6,500円も自己負担額となっております。

○議長（皆川 高司君） はい、尾崎議員。

○議員（6番 尾崎さつき君） すいません、大変失礼いたしました。そうでしたね、はい。8,450円から生ワクチンは普通は8,450円ですよ。それから自己負担が3,000円で後の分を町が負担するということなんですね。はい、わかりました。では今言った2種類のワクチンの金額が非常に違うんですが、どういった違いがあるんでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、小松課長。

○健康子育て支援課（小松 卓美君） はい、先ほど申しました2種類ありまして、1つは生ワクチンですね。病原性を弱めた病原体からできているワクチン、自然と病気にかかったような状態になって免疫をつけるものです。組換えワクチンは感染力をなくした病原体や病原体を構成するタンパク質からできておりまして、1回の接種ではなく数回接種する必要があります。そもそもその2つのワクチンの作り方等が違いますので、単価の設定が異なるということになります。

○議長（皆川 高司君） はい、尾崎議員。

○議員（6番 尾崎さつき君） それでは3番目の質問です。対象者はどのような方がいらっしゃるんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（皆川 高司君） はい、小松課長。

○健康子育て支援課（小松 卓美君） はい、対象者につきましては、当該年度において65歳を迎える方が対象となります。ただし令和7年度から11年度の5か年に関しましては、経過措置としまして、その年度において5歳刻み、65、70、75、80、85、90、95、100歳を迎える方としております。7年度のみですね、100歳以上の方を対象とした対象とします。

○議長（皆川 高司君） 尾崎議員どうぞ。

○議員（6番 尾崎さつき君） 先ほども带状疱疹のことでお話しましたように、50歳から带状疱疹にかかる方が非常に多いと聞いております。これは免疫力が低下したときになりやすいと聞

いております。そういった方々を対象にしていくということは今後ないでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、小松課長。

○健康子育て支援課（小松 卓美君） はい、1番目の質問です。町長が述べられましたが、带状疱疹ワクチンの接種につきまして、接種法上のB類疾病に国の方が指定しましたので、その法律に基づいて対象者等が決められます。なので今のところ先ほど申しました65歳を迎える方が基本対象者となっております。ただし、あと先ほど述べませんでした、60歳から65歳の方に関しましては、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害があつて、当該障害の程度が身体障害者手帳1級程度の方は一応対象となるという形になります。

○議長（皆川 高司君） 尾崎議員。

○議員（6番 尾崎さつき君） どちらにいたしましても、私もこの議会において2回ほど質問させていただいておりますので、一歩前進かなと思っております。町民の皆様も喜ぶ方が多いかなと思います。では次の質問にさせていただきます。上野焼の釜の口窯跡についてであります。上野焼は400年以上も前に細川忠興公と韓国の尊楮との出会いから始まり、この窯の口釜は尊楮によって作られました。歴史的にも貴重な窯であると思っております。郷土田川の資料によりますと、昭和30年5月6日から10日間にわたって発掘調査が行われました。このときに41メートルの登り窯であったことがわかっています。そこでお尋ねいたします。教育施政方針に窯跡の周辺の測量が終わったところでありましたが、どのように整備したのかをお尋ねいたします。

○議長（皆川 高司君） はい、生涯学習課長澤井さん。

○生涯学習課長（澤井 秀孝君） はい、窯の口窯跡ですが今年度で地形測量、3Dレーザー計測等を行い図面を作成したところでございます。

○議長（皆川 高司君） はい、尾崎議員。

○議員（6番 尾崎さつき君） 今何か難しい言葉があつたんですが、3Dレーザーで調査を行ったということですか。

○議長（皆川 高司君） はい、澤井課長。わかりやすく説明してください。

○生涯学習課長（澤井 秀孝君） 今年度地形測量並びに3Dレーザーを使った計測などを行って、今現状の図面を作成したというところでございます。

○議長（皆川 高司君） 尾崎議員。

○議員（6番 尾崎さつき君） それを使うとより発掘調査がしやすいということですよ。

○議長（皆川 高司君） はい、課長どうぞ。

○生涯学習課長（澤井 秀孝君） まず先ほど議員がご指摘ありましたように昭和30年にこれ調査されたというのが雑誌の方に載っております。この雑誌に載ったことによりですね、これ公の調査ではなかったんですが、もう調査をしたっていう実績ができてしまってる状況でございます。

ただし何の報告書も提出されていないという状況の中で、我々が調査を始めるにあたってですね、まず今現状その30年前にそういう記録は残ってますけども、まず今現状の地形測量から始める必要がありましたので、今年度その地形図の測量を行って、地形の形、地形の図面を作成したというところですね。

○議長（皆川 高司君） はい、尾崎議員。

○議員（6番 尾崎さつき君） それでは調査までにどれくらい時間がかかるんでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、澤井課長。

○生涯学習課長（澤井 秀孝君） 今後ですねその図面と現地を比較し、上野焼窯跡調査指導委員会の意見等を参考にしながら調査の方針を決めていきたいというふうに考えております。また旧赤池町時代で先ほど言われた昭和30年の時代にですね、発掘されたと思われる陶片や資料などが各地に散在しておりますので、これらの整理も同時に行い上野焼の窯業史の確立を目指していきたいというふうに考えております。現在の予定では約5年間をかけて、今回の調査の報告書をまとめ提出したいというふうに考えております、以上です。

○議長（皆川 高司君） はい、尾崎議員。

○議員（6番 尾崎さつき君） 今課長よりですね、上野焼釜跡調査指導委員会という言葉が出てきましたが、指導委員会にはどれくらいの方がいらっしゃるんでしょうか。

○議長（皆川 高司君） 澤井課長。

○生涯学習課長（澤井 秀孝君） はい、指導委員会は5名で構成されております。委員の構成としましては、佐賀県立九州陶磁文化館名誉顧問で近世陶磁史が専門の大橋康二氏。また北九州市立自然史・歴史博物館名誉館員福岡教育大学・北九州市立大学非常勤講師で近世史（文献）が専門の永尾正剛氏。国立大学法人長崎大学多文化社会学部教授で考古学が専門の野上建紀氏、また本町文化財専門委員であります元福岡市職員の山口譲治氏。ともう1名がオブザーバーとして福岡県の文化財保護課より県庁の職員を1人派遣していただくという構成になっております、以上です。

○議長（皆川 高司君） はい、尾崎議員。

○議員（6番 尾崎さつき君） 専門家の著名の方がですねいらっしゃるようなので、安心してですね、調査を行っていただきたいと思います。またその調査の途中ですかね、途中で写真を撮ったりして皆さんにお知らせするようなことができるんでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、澤井課長。

○生涯学習課長（澤井 秀孝君） まず今年度におきましては、この指導委員会の指導にも基づいてどういうふうな調査をするのかしないのか現場掘るのか掘らないのかも含めてですね、指導員の指導に従ってしていきたいと思っております。実際に現場掘るとかですね、何か写真を撮るような

ことがあればですね、そこは写真を撮って広報できるものはしていきたいというふうに思っております。ただいろんなところに散在してます資料についてはですね、いろいろ今から現地に行って、実際に古上野の陶片等計測したりしますので、そういうものはですね可能であれば報告はしていきたいというふうに思っております。

○議長（皆川 高司君） はい、尾崎議員。

○議員（6番 尾崎さつき君） まだまだ時間がかかるようですね。3番目の質問をさせていただきます。上野焼が縁で韓国との交流も始まりました。また細川忠興公はお茶の名人でもあります。韓国に交流で行く子どもたちにお茶の作法を教えて交流するのもいいのではないのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（皆川 高司君） はい、まちづくり総合政策課木村課長。

○まちづくり総合政策課長（木村貴代美君） 今議員がおっしゃいましたように、日本のお茶の文化につきましては、日韓双方の学生に研修や交流の中で体験も踏まえてですね、伝えて参りたいと思っております。

○議長（皆川 高司君） はい、尾崎議員。

○議員（6番 尾崎さつき君） ぜひよろしく願いいたします。4番目の質問です。できれば今後の授業の中にお茶の作法を取り入れてはどうかと思いますが、見解をお願いいたします。

○議長（皆川 高司君） はい、田中課長。

○学校教育課長（田中 智和君） はい、茶育というですね農林水産省の小中学校向けのプロジェクトがあります。内容といたしましてはですね子どもたちからお茶に親しむ習慣を育むというような内容です。お茶を活用した食育ですので、すべての学校ではありませんが、1つの例としてですね、方城中学校がお茶の関係者をゲストティーチャーとして呼んでですね、お茶の入れ方を体験するとかいうような実績が行っているという報告があつてるところです。社会科の授業で日本の文化とお茶の作法を関連付けて、授業と取り組むことで学習も含ま深まると考えられますので、検討していきたいと考えます。

○議長（皆川 高司君） はい、尾崎議員。

○議員（6番 尾崎さつき君） せっかく方城もやっているの、各学校にもですね進めていただきたいと思えます。以上をもちまして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

.....

○議長（皆川 高司君） 次は木戸勝正議員の一般質問を許可します。木戸議員どうぞ。

○議員（8番 木戸 勝正君） 8番木戸議員です、一般質問を行います。1番目は福智町稻荷神社の神幸祭活性化のための祭り囃子冊子の作成について行います。1山笠は藩政時代から明治の

始めまで幡山笠であった方が、その後町の発展とともに博多や直方の山笠にならって人形を美しく飾り付けられた豪華絢爛な山笠となっております。祭り囃子江戸時代の頃、京都から虚無僧文献後継人の山本平八氏が金田の西金田に居住し獅子舞と山囃子の振興を図り、住民に受け継がれて、現在中川四郎七氏は、保存に努力されていましたが、本人死亡により現在は、保存会が伝承しております。この中の山囃子の発祥地は金田の一区でございます。獅子舞の局数は3局あります。そして道囃子は5曲、止まり囃子19曲、全部で27局あります。詳しい人がこの世を去っていく中、一刻も早く冊子の製作が必要と考えています。こういうことで、獅子舞の場合は楽といひまして、道囃子は曲といひます。この中で全27局でございますが、19局は止まり囃子でございます。こういう文化をですね、少しでも忘れないようにもう少し復活してもらいたいと思っております。これは今町長と教育長に配布いたしました、この稲荷神社の作成本です。今教育長と町長に配っております。これまだ完全じゃないですけど、この中にいろいろ、例えば上野の興国寺だった場合は興国寺の写真が入ります。猿3匹やったら猿のあれが入ります。それをまだ完全じゃないんですけどね。これは各今公民館が31ヶ所ございます。これ100冊作っても14、5万しかかからんです。これを各公民館に作ってですね、2冊ぐらい残して綺麗に最後まで残してもらいたいと思ひまして、私はこの場の質問に立っております。町としてはですね、どのように考えているかそれを聞きたいと思っております。

○議長（皆川 高司君） はい、生涯学習課の澤井課長どうぞ。

○生涯学習課長（澤井 秀孝君） はい、稲荷神社の祭囃子につきましては、町の無形文化財に指定しておりますので、今後映像や音声記録などでの保存を検討していきたいというふうに考えております。今現在のところですね冊子の作成ということについては考えておりません、以上でございます。

○議長（皆川 高司君） はい、木戸議員。

○議員（8番 木戸 勝正君） ぜひとも検討でございますが、ぜひとも作成して欲しいと思っております。今文化がですね、非常に消えていくような形になっておりますので、現在はスポーツの方は盛んでございます。その文化もですね絶対作成して欲しいと思っております。ちょうど私がまだ金田町合併する前、福智町が合併する前金田で大島町長さんから生い立ちの本を作ってくれということで、私が頼まれて歴史からずっと約20ページぐらい作っております。金田全地区3,500枚配布しております。現在もそういうふうに残っておりますので、そのように今後も作成実施を検討じゃなくて、実施してもらいたいと思っておりますので、よろしく願ひします、教育長。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい、木戸議員からですね、伝統行事をですね、残して欲しいという

ことでございます。今澤井課長がですね答弁いたしましたように、まず稲荷神社のですね、映像や音声をですね今後記録として残して、またそれに携わるですね、資料等もまた検討して参りたいというふうに考えております。

○議長（皆川 高司君） はい、木戸議員。

○議員（8番 木戸 勝正君） はい、わかりました。次にですね、2番目でございます。福智町文化連盟の活性化によるCDの作成についてでございます。これですね夢と希望を心に秘めて、生まれ変わった福智町、歴史語るか文化を守り、老いも若きも夢膨らんで、音頭に合わせて芸能まつり、福智の伝統上野焼、そして秋はコーラス歌謡と詩吟、心豊かに力を合わせて、まちの未来をみんなで作っていく。だからですね、今町長と教育長に配布しております資料作成がですね、作っております、歌を。これは文化連盟の役員会議で決まって作ってくれてということで、今現在作っております資料。作詞と音符もぴしゃっとあります。これを何枚か作ったんです。20枚など作ったけどすぐもうなくなる。これをボランティアで全部やっております。だからこういうですね、文化発達するために、ぜひともこの資料をですね、作って欲しいと思っております。文化団体相互の自主性を尊重しながら、交流を盛んにして、団体活動の充実と総合的な事業を行い、文化振興を図る明るく豊かなまちづくりに寄与する目的です。文化連盟活性化のために、CDの作成をどう考えておりますか、教育長。

○議長（皆川 高司君） 澤井課長。

○生涯学習課長（澤井 秀孝君） はい、文化連盟の歌のCDの作成ということでございますが、文化連盟の歌ということですので、文化連盟の中で協議していただき判断していただきたいというふうに考えております。町としてCDを作成するという考えはございません、以上です。

○議長（皆川 高司君） はい、木戸議員。

○議員（8番 木戸 勝正君） 文化連盟の役員会でこれはですね、是非とも作って欲しいということで、だから私はこれ作りました。作詞は私です。作曲はとんちんかんですね、小松さんが作っております。早急に作ってくれということで1週間以内で作ったんです。非常にこの成果がありまして、たったそこ何枚しか作ってないCDでございますので、ぜひとも文化発展のためにですね、文化連盟発展のためにぜひとも作成していただければと思っております、教育長。

○議長（皆川 高司君） 朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい、この質問につきましてはですね昨年もおそらくされた質問で、回答も同じになるかと思いますが、組織としてですね文化連盟という組織がございます。そこでですね、いろんな団体が加入されてますので、その中で一応提案されて、ぜひとも作ってくれというふうになればですね、そういう形もやぶさかじゃないことと思っております。

○議長（皆川 高司君） 木戸議員。

○議員（8番 木戸 勝正君） わかりました。また役員会議でまたこれ再度検討いたしまして、ぜひとも作ってくれとなりましたら作成をよろしくお願いします。

○議長（皆川 高司君） はい、木戸議員。

○議員（8番 木戸 勝正君） 次に移ります。盆口説のですね、冊子の作成についてでございます。自然、人、水、ふれあい、あの頃の自分を思い出してみませんか。昔は毎年流れ灌頂、今は水と灯の夕べ、盆踊り、灯籠流しを彦山川と中元寺川の合流点で、河川敷で先祖を供養して開催されておりましたが、毎年亡くられた人の初盆家も行われていますが、現在は盆踊り、口説を知っている若い人が少なくなっております。口説の冊子を永久に残し、活性化のためにも冊子の作成が必要と思いますが、現在本をですね、この古い、この昔の本全部あります。これから取り上げて、この本に1冊になったんです。これはもうほとんど各地区でですね、もう忘れたりする人が多いです。これ供養をするためにですね、もう各地区はですね盆踊りというのは、今教育長に配布しておりますが、1番から16番の曲があります、歌が。教育長のところ今配布しております。1番目はヨイトサッサから最後はアンヨナチョサまであります。各地区踊りは違いますが、歌は一緒です。だからぜひともですね、こういう文化を永久に残して欲しいと私は思っておりますので、これを今挙げたわけでございます。これも値段はあんまりせんと思っておりますけどですね、これも各公民館に1つずつ81ヶ所あります。それを配布してもらったらですね、今後ですね、文化発展のためと思っておりますが、これを教育長作成の方よろしくお願いします。

○議長（皆川 高司君） 生涯学習課長澤井さん。

○生涯学習課長（澤井 秀孝君） はい、盆口説につきましてはですね、各地域に根差したものがあると思っておりますので、各地域で歌い継いでいただければというふうに考えております。町として冊子等を作成するという考えは今のところございません、以上でございます。

○議長（皆川 高司君） はい、木戸議員。

○議員（8番 木戸 勝正君） できればですね教育長、町いたしましてですね、こういう本を永久に残して欲しいと思います。各公民館にですね。おそらく各公民館みんな歌は知らんと思います。これこっだけあります。いろいろ口説16局です。この中でですね、兄弟心中があります、これはいろいろ合います。これは前の福高教育長がおるときに、いや福高やない植高教育長がおるときに、兄弟心中はあの人半分作った。あとの半分を私に作ってくれってということで私が作りました。私が作った歌です、詞を。現代にずっと歌われております。けどみんな私も去年ですね、いろいろ各地区で盆踊りに行きましたけど、もうほとんど歌はですね、もう飛び飛びで全然なってない。踊りはもう各自違いますからしょうがない。ですからこういう立派なですね、無形文化財の関係を残して欲しいというですね、私も全国大会に何回も行きました、6回青年団連れて、1回連れて行くのに4、50人連れて行きました、東京に。福岡県大会で優勝して、そして

全国大会で6回行きました。稚児さんも連れてきました。そして優勝、準優勝、特別賞、努力賞いっぱいもらって帰ってきております。そういう関係でですね、文化ちゅうのは本当に大切なものです。もう少しスポーツも大事ですけど、文化ももう少し力を入れて欲しいんです。いずれ自分たちも死んでいく身です、教育長もそうですけど。その点どうぞよろしくお願いします。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい、木戸議員さんからですねいろいろと地域の文化の伝承といいですか、そのことはもう常々ですね要請を受けております。またそういった形で地域地域にはですね、それぞれ伝えていかなきゃならないようなですね、地域の文化もあります。またこういったことはですね、地域で引き継いでいただくというような形で、記憶遺産というような形になるかと思いますが、そういった形でですね、進めていかなければならない重要な文化のですね、ことだというふうには考えておりますが、町としたらですねいろいろ地域がありまして、これを町として取り上げるというのがですね、なかなか先ほど課長が答弁しましたようにまた難しいところの課題があります。そういったところでもですね克服しながら今後はですね、貴重な文化は残していくようなふうにも努めて参りたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（皆川 高司君） はい、木戸議員。

○議員（8番 木戸 勝正君） 各地区いろいろ教育長の話では各地区いろいろありますけど、できればですねこういう本がありますので、昔の残った本がありますからですね、この本を参考として亡くなった人の供養にも関わりますので、できるだけこういう本をですね、検討じゃなくて、作ると作成するという事で、前進してください。

○議長（皆川 高司君） 木戸議員、次行ってください。はい、次に行ってください。

○議員（8番 木戸 勝正君） はい、お願いします。次ですね、学校給食の関係でちょっとお尋ねします。学校給食滞納繰越分の収納状況と未納額との徴収方法を再度お尋ねいたします。

12月の一般質問のときは4,254万2,689円の給食費の未納がありました。そして滞納者に対して督促状、催告書そうして納入なきものに訪問、自宅訪問などを強化している状況ですが、悪質と思われる方につきましては、顧問弁護士等に相談の上、法的措置を考えていきたいと思っているとのことですが、その後法的措置の手続きをしましたか。

○議長（皆川 高司君） はい、田中課長。

○学校教育課長（田中 智和君） はい、学校給食費のですね、過年度分の収納状況につきましては、令和7年の3月の頭時点でですね、先ほど議員言われたように4,200万というのが、昨年度末の過年度分の滞納額、それに現年分が足されてですね、約4,500万円あるような状況です。その中でですね、いろんな家庭訪問等も行いながらですね、収納が今400万円弱の収納が取れているような状況になっておってですね、過年度分の収納率につきましては、8.46%

となっております。その中でですね公平性の観点から、滞納者に対する法的措置につきましては、1つの重要な手段とは考えておりますが、今面談、各訪問もやっているところでですね、現在のところ法的手段についてはまだ行っておりません。

○議長（皆川 高司君） はい、木戸議員。

○議員（8番 木戸 勝正君） この前一般質問で言われたようにですね、今ですね、私が税務課のときにはですね、100件以上の手続きをしておりました。私が税務課おるときに100件以上初めて、そして香春とかいろいろ見に来ております、指導しております。現在はですね、悪質滞納者に対して法的措置を行っていますかと言ったのはですね、今のところないでしょ、1件もないですよ。だから不能欠損をしないように、5年間の不能欠損をしないように徴収をしてくださいということです。自分の子どもが食べた給食費をですね、払わんちゅうことはどういうことですかね。これが何千万か残っちゃう、この徴収をしないとですね、今後固定資産税とか町県民税とか軽自動車その他税金はですね、みんな町民が知ったら払わんごとなりますよ。私それを言いたいんです。できたら本当に悪質な人がねおれば、今住宅は本当やっております、関心ですよ、住宅課長やら。住宅はやっております。弁護士を通じて3件やっております。そういうふうにはですねしないとですね、ずっと払わないもう不能欠損不能欠損では駄目だと。それを私は言いたい。だから職員がですね、わたしは徴収するときは夕方10時まで行きよったんですよ、10時まで。ほとんどの職員を連れて行きよった。そして99ぐらい徴収率上がっております。なんも嘘言いません、本当です。99%以上で県からはですね、課長が言われるように県からですね、県知事から表彰2回もらいました。そして郡の県税事務所からは3回です。

○議長（皆川 高司君） 木戸議員そのどういうことを聞きたいんですか。どうぞ聞いてください。

○議員（8番 木戸 勝正君） それをね議長、私は関連で言っております、関連で言いよります。それだからね滞納者した人はね、滞納繰越をしないようにですね、できるだけ%を取って悪質な人間は法的措置を取った方がいいじゃないかとそれを今聞きよるんです。ただそれを言いよるんです。

○議長（皆川 高司君） どなたが答えますか。はい、教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい、給食のですね滞納というような形でいろいろと議員さんから質問を受けております。またこういった大きな額になっておるのはですね昭和時代からの積み残しでございます。それと不納欠損できると部分につきましては不納欠損やっております。またそういった中でですね、なかなかできないというのが不公平さ今、今現在もですね、悪質でない方についてはですね、納入されてます。ここで全額ですね、不納欠損するというのは公平性に欠けるというような観点から、今現在ですね、徴収を持続的に繋いでいっておると。職員がですね、かなりの徴収を上げております。ただいまから徴収に係る案件につきましては、昔からのかなり難

易度の高い物件が残ってますので、なかなか一辺には徴収できないというのが現実ですが、弁護士を使ってですね法的手段という形もありますが、庁内他の課との連携もありますので、学校教育課だけがですね、こういった対応をなかなか踏み出せないというのが現状でございますので、今後庁内にまた連携しながらですね、対応を検討していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（皆川 高司君） はい、木戸議員。

○議員（8番 木戸 勝正君） 教育長が今説明したようにわかっておりますけど、できるだけ不納欠損をしないようにですね、自分の子どもが食べたのは自分で払わんと、親が払わんと子どもが払えるわけない。よっぽど悪質っちゅうのはですね、もう死んだ人はしょうがないですよ、親がね。これはもうもらえることはありませんよと。だからそういう関係を省いたところですね。そうしないと先ほど私が言いましたように福智町の税が付くやつをみんな払わんごとなります。町民が知ったらそういうふうにも払いません、いいじゃないですかと言われたら困りますんでね。できるだけ検討よりも実施した方が、この前は質問にはそのように実施していきたいと言っておりましたので、だから今日私が何件したですかと言ったのはそれです。そして今後もうこういうことがないように、1%納付すればみんな町も助かりますし、それを私は言いたい、わかりましたか。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい、給食費につきましてはですね、黒土町長が令和6年度から給食の無償化というような形で、児童生徒についてはですね、これからかさむことがございません。今がこれマックスでございます。そうはいえ法的手段とありますが、弁護士費用とかいろいろかかってきますので、また費用対効果とか効果も考えながらですね、持続的に進め、今まで残っている悪質滞納者につきましては、職員がですね、徴収に回って参るとというのが今現在の最善の策でございます。

○議長（皆川 高司君） はい、木戸議員。

○議員（8番 木戸 勝正君） そしたら今後もですね、できるだけ一生懸命頑張って徴収に、そして悪質なところはですね、住宅のように弁護士を使ってしてもらいたいと思っておりますので、その辺よろしくお願いたします。これで一応私の質問を終わります。

○議長（皆川 高司君） はい、お疲れ様でした。

.....
.....

○議長（皆川 高司君） 次は田寄みゆり議員の一般質問を許可します。田寄議員、どうぞ。

○議員（3番 田寄みゆり君） はい、議長。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） 3番田寄みゆりです。よろしくお願ひいたします。まず一番に就学援助の入学準備金についてお尋ねをしたいと思ひます。物価の高騰が今続いております。働く子育て世代も生活が苦しくなっております。就学援助はそんな子育て世代を支える支援の1つです。以前にも就学援助について一般質問を行いましたが、前回の質問以降の支援の状況は改善されているのかお尋ねしたいと思ひます。まず①番の質問です。福智町で現在就学援助を受けている世帯はどのくらいあるのでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、学校教育課長田中さん。

○学校教育課長（田中 智和君） はい、お答えいたします。令和3年度のすいません、令和7年の3月時点ですね、344世帯、人数にしますと、592名の方が就学援助を受けられてます。

○議長（皆川 高司君） 田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） 児童全体の割合としてはどれくらいに当たりますか。

○議長（皆川 高司君） はい、田中課長。

○学校教育課長（田中 智和君） 約33%です。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） はい、②の質問になりますけれども、3年前にも就学援助の中の入学準備金についてお尋ねをいたしました。その時の入学準備金の支給額は、小学生が1万9,900円、中学生が2万2,900円でした。福智町の今年の入学準備金はいくらになっているのでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、学校教育課田中さん。

○学校教育課長（田中 智和君） はい、前回からですね、準備金等変わっておりませんので、議員言われるとおり小学校が1万9,900円、中学校につきましては2万2,900円となっています。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） 3年前と変わっていないということですね。額の検討とかはあったんですかね、額を上げるための。

○議長（皆川 高司君） 田中課長。

○学校教育課長（田中 智和君） はい、検討等も行っておりますが、ちょっと後の質問にも関わりますが、その検討の中で検討は行って参りました。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） はい、では③の質問ですけれども、国が基準としている入学準備金の額はいくらでしょうか。

○議長（皆川 高司君） 田中課長。

○学校教育課長（田中 智和君） 国の基準というのがですねありまして、この国の基準の中身につましては、要保護児童生徒援助費補助金という形ですね、生活保護の方の基準となります。小学校が5万7,060円、中学校が6万3,000円となっております。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） 小学生のところをもう一度、5万7,000いくらでしょうか。

○学校教育課長（田中 智和君） 5万7,060円です。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） はい、前回お尋ねしたときは、国の交付金の中にひとまとめに入ってくるので、基準は非常に難しいと教育委員会から言われた覚えがあります。国はですね、この入学準備金に対しては一定の基準を示しています。この基準は前回から変わっておりませんで、小学生5万4,060円、中学生6万円のままだと思います。県に問い合わせたところ、田川市、大任、糸田町、川崎町が今この基準額を給付しております。添田町は小学生が2万900円、中学生が2万4,100円を支給しております。香春町は小学生2万3,270円、中学生は2万6,350円を支給して、1年生には体操服費、7年生には制服費を補助しているということでした。前回福智町と同額で一番低かった赤村ですけれども、就学援助の入学準備金ではなくてですね入学祝い金という形になって、村内の全部の子どもたちに小学生には3万円、中学生には2万円と、修学旅行費2万5,000円を支給するようになっておりました。なお2、3日前の新聞報道で、来年からはこの赤村ですけれども、小中学生に5万円を支給する予算案をこの3月議会に提案をしているということでした。以上の田川市郡のこの状況をですね、④の質問にも重なると思うんですけども、他の自治体と比べて十分な額であると町長、教育長は考えておられるでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい、今田寄議員さんからですね今金額的な他の市町村の金額が示されました。一応ですね福智町は他の市町村としてどうかというような質問でございますが、他の市町村にはですね、年間を通じて他の市町村より低いということはありません。ちょっと説明いたします。まずですね、児童生徒は令和6年度1,720名、令和7年度はですね若干1,700人切ってくるかなというふうな人数ですが、入学支度金というのはですね、小学校1年生また中学校に上がる生徒のことを指しますが、福智町は全生徒に対して、学校の給食の無償化、今町長が6年度からしていただきました。また中学2年生にはですね、修学旅行の援助金をやっております。また今からですね、始まるデジタル化についてもですね、デジタルドリルとかですね、ということもですね、全生徒にいきわたる配分できるような数というような形で、年間通じて生徒

一人ひとりについてはですね、手厚い援助をやっているというのが実情でございます。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） はい。前回のときも多分同じ説明があったと思います。福智町は他の町よりも手当をたくさんしているというふうに伺いました。しかし実際的にですね、よその自治体もそれぞれいろんなこう工夫をしながら、いろんな対策を増やしていつているんですよね。その中で、果たしてその福智町がこの最低の基準をね、ずっとこう持っているのが聞いたときにどうでしょうかとちょっと思いました。この入学準備金の額って結構目立つんじゃないかなと。それに問い合わせってくる人はそんなに少ないかもしれませんが、ちょっとこのことは考えていただきたいなというふうに思いました。次に⑤の質問に移らせていただきます。はい、入学金の支給時期についてです。3年前に質問したときの支給は4月でしたけれども、今はいつの支給になっているのでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、田中課長。

○学校教育課長（田中 智和君） はい、準備金の支給につきましては、申請状況にはよりますが、翌年度の4月以降となっております。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） この支給日についてもですね、他の自治体は2月から3月と、入学前に今支給されています。福智町以外の田川市郡全部です。この支給をですね、入学準備にお金が必要な3月までに変更することはできないのでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、田中課長。

○学校教育課長（田中 智和君） はい、申請の時期をちょっと早めたりとかいう形ですね、できれば検討はして参りたいと思いますが、すいません現時点ではですね、ちょっと申請者の申請状況も悪い中でですね、翌年度に支給しているというような状況が実態のところですよ。

○議長（皆川 高司君） 田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） 今おっしゃったけど、申請の数は減っているんですかね。少ないとおっしゃったんです。

○議長（皆川 高司君） はい、田中課長。

○学校教育課長（田中 智和君） 十分な通知をですね、継続の方入学される方等に行っておりますが、申請の状況がちょっとかなり今少ないような状況なので、そこも含めてですね、事務の手続き上もありまして、ちょっと4月にずらしてるような状況もあります。しかし今後ですね、そういう声が聞こえてきてる、なかなかこちらの方には聞こえないんですけども、検討はして参りたいと思っております。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） では⑥の質問ですけれども、就学援助を受けるための所得基準は生活保護の何倍となっていますか今。

○議長（皆川 高司君） はい、田中課長。

○学校教育課長（田中 智和君） 生活保護基準のですね、福智町は所得の方にしております。所得と収入っていう形で設定設けているところがあるんですけども、福智町は所得の基準という形で大きく間口を広げるような形の対応を行っております。しかし基準といたしましては、生活保護基準の所得の1.1倍以下というふうにして変更はあっておりません、前回とはですね。ただしですね、令和6年度分の算定生活保護基準の変更に伴い、同じ世帯でも世帯の所得を計算したときにですね、非該当となっておられた方がですね、実際該当となっているというような形で間口を広げてるような状況です。実際の人数といたしましてはですね、児童生徒数が減る中で30名ほど増えているような状況です。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） この所得基準も、私が県から聞いた中では筑豊地区の自治体では最低となっておりました。他の自治体ではですね大体1.3倍から生活保護基準のですね、1.3倍から1.2倍というところがほとんどなんですよ。福智町だけが1.1倍というパーセントでした。ぜひですねこの基準を引き上げていただくことも検討が必要ではないかと思えますけれどもいかがでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、田中課長。

○学校教育課長（田中 智和君） はい、今実際にですね、生活保護基準という形の部分ではありますが、算定入れる入れないとかいう部分の加算があります。生活保護の中でですね、福智町につきましては、他の市町村が算定に入れてない部分の母子加算であったりとか、冬季加算であったりとか、そういったのを組み入れた形で先ほど申しました通り、間口を広く多くの方に受けられるようにという形で基準を定めておりますので、引き続きそういった取り組みを行いたいと思っていますところでは。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） ちょっと基準のところ、間口を広げてという意味がちょっと私にはよくわからなかったんですけども、1.1から1.3に広げることが間口を広げることじゃないかなというふうに思っていたんですけど、それではないということですね。

○議長（皆川 高司君） 4回目。

○議員（3番 田寄みゆり君） 本当ですか。すいません。ではいいです。

○議長（皆川 高司君） はい、次いってください。

○議員（3番 田寄みゆり君） はい、では⑦の質問に移らせていただきます。町長は施政方針で、

子育て世代をはじめとした定住促進強化を政策の柱の1つとしたいというふうにおっしゃってありました。子育て世代を大切に町としてのアピールがぜひ必要ではないでしょうか。そのためにも就学援助や入学準備金の見直しを行っていただきたいと思います。このことについてはぜひよろしくをお願いします。答弁を一応お二人にいただこうかしら。

○議長（皆川 高司君） 7番の答弁。

○議員（3番 田寄みゆり君） 7番の答弁をお願いします。

○議長（皆川 高司君） 町長。

○町長（黒土 孝司君） 物価高騰等がございますので、その分も加味の材料じゃないかなというふうには感じております。その中で1.1倍、福智町は1.1倍でいっていますけども、いろんな様々な条件があって、その加算する分がうちの方としてはあると今聞いております。その中でですね1.1が実際にしたらそれが1.2になったり3になったりとかそういう部分もあると思うんですよね。うちのこの基準の1.1というのは、そのまま変更する予定がないんですけど、加味したところということをご理解いただいて、その分については担当の方よりどういう部分で加味しておりますということの説明聞いていただければいいかなというふうに感じてます。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい、田寄議員さんの質問ですね、一応教育委員会としましては保護者への負担軽減をですね、今後また検討していくというのが一番の目的でございます。それはまず1つは町長がしてくださいました。令和6年に引き続き令和7年もですね、給食の無償化というふうな形ももうそのことも1つでございます。また今後も物価高騰がですねいろいろと続いて参りますが、そういったところも加味しながらですね、いろいろと施策をですね検討して参りますので今後ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） 今度詳しく聞きに行きます。よろしくをお願いします。はい、では2番目の質問に移らせていただきます、よろしいでしょうか。大きな2番目。不登校児童の実態と対策について伺いたいと思います。今学校に行けない子どもたちが田川市郡で増え続けているという情報がありました。福智町の現状はどうなっているのか、子どもたちや親御さんへの支援は十分に行われているのかお尋ねしたいと思います。①の質問です。今までですね他の議員さんからも何度もこの一般質問では取り上げられてきました。その度にですね、不登校児、学校に行けない子どもたちの数が増えていきました。福智町の状況は、そのあと少しは改善しているのでしょうか、現状をお知らせください。

○議長（皆川 高司君） はい、田中課長。

○学校教育課長（田中 智和君） はい、不登校についてです。全国的に不登校の数は増えており、

福智町も同様の傾向にあります。令和6年昨年ですね、1月の時点での同じ時期の比較でお知らせしたいと思います、回答したいと思います。令和6年1月時点での不登校者数は小学校65名、中学校89名、合わせて154名です。そして今年度ですね、令和7年度の1月末の時点です。小学校が92名、中学校が93名、合わせて185名となっており、増加しております。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） 田川市の中学校でですね、すごい大変な数の学校に行けない子が増えていると聞いています。つまり田川市郡全体でもおそらく増えていると思うんですけども、学校に行けない子どもたちに支援の手は届いているのでしょうか。このことが一番気になります。

○議長（皆川 高司君） 田中課長。

○学校教育課長（田中 智和君） はい、欠席したですね、1日目から欠席理由の的確な把握を行いますね、欠席が続けば担任の先生や必要に応じて、スクールソーシャルワーカーを同伴してですね、訪問を行っております。また児童生徒と会えない場合について必要に応じてですね、学校が関係機関を招集して、ケース会議等も実施しております。事件性のある場合とかですね、そういった場合は警察への相談通告、虐待が疑われる場合につきましては児童相談所に通告するなどしてですね、関係機関と連携をしておりますので、不登校児について様々な手段、方法を用いて対策を実施しているところです。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） 教えていただいたその180人の子どもたちにみんなに同じ対策をされているんですかね。

○議長（皆川 高司君） はい、田中課長。

○学校教育課長（田中 智和君） はい、毎日毎日というわけではありませんが、あるルールに従ってですね、そのような対応を学校は行っているところです。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） 支援を行っている方にちょっとお話を聞くことができたんですけども、周りに助けを求める子どもや親というのはですね、学校に行っていない子どもたちの3割程度なんだそうです。助けを求めないあるいは求められない事情のある子どもや親へもきちんと働きかけが行われているのかということちょっと心配でしたけれども、今のお答えでは子どもたち親御さんたちにはそれなりの働きかけを皆さんに行っているというふうでとらえていいですかね。

○議長（皆川 高司君） はい。

○学校教育課長（田中 智和君） 学校はそのように対応しているということで報告もらってます。

○議長（皆川 高司君） はい田寄議員次いでください。

○議員（3番 田寄みゆり君） はい、③の質問です。子どもたちにとって親御さんや教師から学校に行くことを強制されることが一番辛いということをお話を聞きました。行きたくても学校に行くことができないからです。無理に登校させないということが今の考え方になっていると思いますけれども、学校や教育委員会ではそのことを理解して登校促さないという立場で今支援をされているのでしょうか。

○議長（皆川 高司君） なんか言うておくれ。

○学校教育課長（田中 智和君） 文科省からですね、そのような通知が出ております。不登校児童生徒が学校に登校するという結果のみを目標とすることなく、みずからが進路を主体的に考え、社会的に自立することを目指すことの支援の基本としているところです。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） はい、ありがとうございます。そういうふうに対応していただいているということはとても素晴らしいことだと思います。子どもが学校に来ないときにですね、すぐに対応する、様子を見に行き行って声をかけ味方がいることを知らせる教師の存在が必要なんだと、私が話を伺った方はおっしゃっておりました。登校できない子どもたちを担当する教師を作る必要があるのではないかということでした。今教師の不足が大変言われている状況ですけれども、各学校で学校に行けない子どもたちに特化した担当の教師を作るということは難しいでしょうか。

○議長（皆川 高司君） あんたこう声が全然聞こえんけど言いようと、おれ耳が遠いんやか。

○学校教育課長（田中 智和君） いや、すいません。よろしいでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい。

○学校教育課長（田中 智和君） はい、すいません。そのような専門の先生がですね、学校の中で組織したりしておりますが、いろんな先生と連携しながら学校組織で動いているところです。

○議長（皆川 高司君） はい、次いってください。

○議員（3番 田寄みゆり君） ⑧の質問です。不登校であっても、少しでもやっぱり規則正しい生活を送るということがとても今大事なんではないかと思います。昼間の居場所がやはり必要となるのではないのでしょうか。自宅以外で気兼ねなく過ごすことができる場所とかですね、それからどこいったかな。ごめんなさい今8番行ってしまいました、7番⑦でした。⑦に移ります。

○議長（皆川 高司君） もう⑦。

○議員（3番 田寄みゆり君） まだ5番まで行ってない、あらどこいったかね。

○議長（皆川 高司君） いいもう⑦いき。

○議員（3番 田寄みゆり君） すいませんじゃ④でした、すいませんちょっと間違えました。田川地区での支援の大きな要が県立大学の不登校ひきこもりサポートセンターであると思うんです。

学校に行けない子どもが増えることで、サポートセンターの役割が大きくなって、一人ひとりに対応する支援が今までと同じようにはできなくなっているのではないかと心配されます。サポートセンターは今までと変わらず運営ができていますでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、田中課長。

○学校教育課長（田中 智和君） 先月のですね、筑豊地区の教育支援センター連絡協議会という場です、県立大の方から報告がありました。令和5年度の実績ですが、相談件数等が延べ4,782件、サポート事業の活動回数が2,884回という形です、議員言われるように大きな活動を行っているところです、県立大がですね。その中で県立大の生徒さん学生さんたちのサポートの方がですね、467名もいるということも報告されております。県立大学につきましては堅実な運営ができていますという報告の内容でございました。

○議長（皆川 高司君） はい田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） はい、学生さん467人がサポートして下さるということで、ちょっと安心をいたしました。では⑤の質問ですけれども、福智町には日の山クラブがありますけれども、学校に代わって子どもたちを支援するフリースクールなどの居場所は田川地区に何ヶ所ぐらいあるのでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、田中課長。

○学校教育課長（田中 智和君） 福智町の子どもが利用できる施設といたしましては、先ほど申したように日の山クラブですね。それとあと県立大学の不登校ひきこもりサポートセンター。そして民間ではありますが、そういったフリースクールが糸田町にできているということはお聞きしています。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） ありがとうございます。今民間の糸田のフリースクールがあるということでしたけれども、例えば福智町の子どもが糸田のフリースクールを利用することはできるのでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、田中課長。

○学校教育課長（田中 智和君） はい、利用可能としております。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） はい、それでもやはり3か所ということになります。学校に行けない子どもが増えている現状の中ではですね、居場所としての日の山クラブ以外にも1日を過ごせる場所を作る必要があるのではないかと思います。ぜひこのことをご検討していただきたいなと思います。

○議長（皆川 高司君） 教育長、はい教育長。

○教育長（朝部 英晴君） 毎年ですね、やっぱりこういった不登校生が増えております。またその今言う3か所だけではですね、少ないとは私も考えております。またいろいろとですね今後LINEを使ってですね、またいろいろとタブレットなどを活用して、自宅と通信ができるですねシステム等を構築して行って、時代に合ったですね施策を考えていきたいというふうに思っています。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） はい、では⑥の質問に移ります。お話を伺ったその支援者の方ではですね、学校と自宅を結んで、子どもたちへの適切で細かい支援をやっぱり求められるそうです。教師やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどは適切に今福智町では配置をされているのでしょうか。福智町で働いているスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーは何人でどのような働き方をされているのかお伺いします。

○議長（皆川 高司君） はい、田中課長。

○学校教育課長（田中 智和君） スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの質問です。令和6年度はですねスクールカウンセラーが4名の方来ていただいて、年間880時間。スクールソーシャルワーカーにつきましては2名の方、年間960時間配置しております、子どもたちの支援に関わってもらっております。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） 以前質問したときも、教育委員会の方からカウンセラーやソーシャルワーカーは2時間単位ぐらいで町内の学校を回っていると伺いました。今でもやっぱり短時間で何人もの子どもたちを援助し、保護者や教師との話し合いなども行うので、とても時間が足りないとおっしゃっておりました。もっとゆっくり支援ができる体制づくりがやはり必要ではないでしょうか。働く人の人数を増やす、あるいは働く時間、働く時間はちょっとこれ以上増やしているのかなと今聞いて思いましたけど、やっぱり働く人数を増やすのが大事かなと思います。

○議長（皆川 高司君） はい、田中課長。

○学校教育課長（田中 智和君） はい、スクールカウンセラーにつきましては、県の事業で入っていただいております。あとスクールソーシャルワーカーにつきましては、補助金を使って町の事業で行っているところです。いろいろな状況を加味しながらですね、聞き取りしながら、今後必要であれば増やしていくことも検討したいと思っております。

○議長（皆川 高司君） 田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） はい、ぜひ支援をする方にも人を増やしていただいでですね、子どもたちが安心できるような環境を作っていただきたいと思っております。では⑦の質問です。フリースクールなどを利用した場合の利用料金、あるいはその交通費に対する補助というのはあるんで

しょうか。交通費はですね子どもたちがです。

○議長（皆川 高司君） はい、田中課長。

○学校教育課長（田中 智和君） はい、民間のフリースクールということでよろしいでしょうか。

はい、民間のフリースクールを利用している人は現在いません。はい、現在ですね利用等の補助は行っておりませんし、フリースクール等もし利用する場合はですね、原則保護者の方の送迎というふうになっております。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） はい、実は日の山クラブに通う子どもたちがね、ふくーるバスを利用しているそうなんです。それで週に800円かかると4回だからですね。

交通費の補助をして欲しいという希望がありました。いかがでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、教育長。

○教育長（朝部 英晴君） フリースクールにですね、基本入学してもらう場合は、保護者の送迎、送りとですね迎えが必要になってきますが、それが不可能な家庭についてはそういった形で、私初めて聞きましたが、そういうこともあってるんだなということを実感しました。またそれはですね今後の課題というような形で、また町長の方とですね、協議させていただきたいと思っております。

○議長（皆川 高司君） はい田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） 前のバスだと無料だったのでねよかったと言っておりました。

⑧の質問に行きます、議長。

○議長（皆川 高司君） どうぞ。

○議員（3番 田寄みゆり君） はい、少しでもですね規則正しい生活を送るために、昼間の居場所がやはり必要ではないかと考えています。自宅以外で気兼ねなく過ごすことのできる場所や支援制度についての情報を、学校に来れない子どもたちに届けるということはされているのでしょうか。

○議長（皆川 高司君） 田中課長。

○学校教育課長（田中 智和君） はい、学校やですねSNS等を通じてですね、児童生徒には各種相談できる窓口をお知らせしております。例えば友達とトラブルになったりとか、嫌な思いをしたとか、そんな場合もですね、連絡先を知らせることで、少しでも不安のないよう周知しているところです。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） ご家族の方にですね支援制度などについてもぜひ届けていただきたいと思います。今世の中が大きく変わって、子どもたちの心が生きづらさに悲鳴を上げている、

そんな状況なのかもしれません。子どもたちを変えるより社会や学校が変わらなくてはならない、何より子どもたちに信頼できる大人がいることをわかってもらう支援が必要だと思います。町長、教育長のお考えをお聞かせください。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） この支援というのは大事な部分だと思っております。子どもを1人でも取り残さないという基本原点があります。その中でやはり子どもたちを支援するというのは、スクールソーシャルワーカーまたはスクールカウンセラー、その方々と要するに補助員の方々を使ってですね、1人でも多く学校に来ていただけるように取り組むのは行政の仕事だというふうに考えております。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい、子どもたちもですね、不登校おったとしてもですね、やっぱ社会を生き抜く力をつけていってもらわなきゃなりません。そういう方たちにもですね、公平不公平でなく、何かの支援をですね、今後も検討していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員ちょっと待って。皆さんにお諮りします。時間が少し下がりますがこのまま進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） はい、それじゃ少し下がりますが続けさせていただきます。はい、田寄議員どうぞ。

○議員（3番 田寄みゆり君） はい、では大きな3番目の質問、不燃ごみの出し方についてお尋ねをいたします。4月から大任町のごみ処理場が本格的に稼動となります。以前からですね、ごみの分別や袋の種類、出し方の注意点などを繰り返し町民の皆さんにお伝えをしていたはずなんです、まだ十分に周知されていないようです。ごみ出しの現状と今後の取り組みについてお尋ねをいたします。①の質問です。2月の不燃ごみ収集の日にはですね、町内を車で走っているとシールを張られた回収されない違反ごみがたくさん残っていて驚きました。自宅近くの道路にも置かれたままの違反ごみがありました。福智町全体ではごみの出し方は指定通りに出されている状況でしょうか。私が見たところだけがそんな状況だったのでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、税務住民課長仲村さん。

○税務住民課長（仲村 和宏君） 税務住民課仲村です、よろしく願いいたします。分別の方法の種類につきましては、昨年2月から広報誌や防災無線等で周知し、町内のごみ袋販売店においてもご協力いただき、チラシの掲示をしていただいております。現在はかなり浸透しているのではないかと思います、いまだに知らなかったとの苦情も寄せられることがございます。その際

は電話口や直接訪問いたしまして分別方法等を指導、周知しております。以上です。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） はい、②の質問ですけれども、収集できない違反ごみはどんなものが具体的にあるのでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、課長どうぞ。

○税務住民課長（仲村 和宏君） 収集できない種類としましては、袋の種類が違う、福智町指定袋ではない、缶とビンを分別していない、ペットボトルやビンのふたを外していない、ラベルを剥がしていないなどがございます。特にスプレー缶やカセットコンロのガスボンベ、乾電池はこれまで缶類としておりましたが12月より青のその他不燃物と変更しております。以上です。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） この収集できないごみについてはどういうふうに対応されてるのでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい課長。

○税務住民課長（仲村 和宏君） 先ほど議員がおっしゃられました通り袋に指導シールを張りまして、指導シールに項目が書いてありますので、それにチェックをしてその場に置いて収集しないということにしております。以上です。

○議長（皆川 高司君） 田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） ④ですけれども、うちの自宅近くでの違反ごみは翌日まではほぼそれぞれの家庭に引き取られたようでした。しかしですね別の場所では3週間経っても残った袋がありました。である地域の区長さんは残った袋を持って地域の家を1軒ずつ回って、これあんたんとこと違うかねって言ってですね、家を探し出して引き取ってもらったということでした。出した家庭がいつまでも引き取らないような違反ごみは、どうしたらよいのでしょうか。そしてそれは置いといたらそのままどうなるのでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、仲村課長。

○税務住民課長（仲村 和宏君） 町が委託する収集業者のパッカー車の車両に乗せるまでは町の所有物ではありませんので、出された方の責任において対処していただくこととなります。またLINE等を活用して、収集業者と位置情報などを記録共有し、分別が適切でないご家庭へ直接訪問して対応することも考えております。さらに悪質に放置していた場合は、不法投棄の疑いとして警察に通報することとなります。この点についても検討する必要があると思います。不法投棄は犯罪ですので、違反者になった場合は懲役または罰金などの刑に処せられます。以上です。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） 警察にまで通報されるとはちょっと今ショックなお話でした。そ

れで今日来ましたら、これ机の上にあったんですけれども、広報でのお知らせやチラシの配布を行っても、違反ごみが続く場合には今言ったような対応をするということですね、違反ごみが続いた場合はですね、そしたらもう⑤のお答えだと思うんですけれども、この中の説明とかありますか。特には今回はないですか。

○議長（皆川 高司君） はい、仲村課長。

○税務住民課長（仲村 和宏君） お配りしておりますチラシ、それと冊子それから分別表、これは冷蔵庫などに貼っていただくものですが、これにつきましては今週末から全戸配布をいたします。以上です。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） はい、4月からもちよつと混乱は続くかもしれません。大変なことだと思いますけれども、町民の皆さんがごみの分別や出し方に早く慣れて、適切にごみが出せるように周知と指導をぜひお願いしたいと思います。カラスの被害予防もよろしく願いいたします。いいです、ではこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（皆川 高司君） お疲れ様。はい、それでは次は午後から再開いたします。13時10分まで休憩いたします。

午後0時05分休憩

午後1時09分再開

○議長（皆川 高司君） それでは、休憩前に続き、再開いたします。次は朝部壽議員の一般質問を許可します。はい、朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） はい議長。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員どうぞ。

○議員（9番 朝部 壽君） 皆さんお疲れさまです。今回は一点についてですね、今後の福智町行財政改革及び、総合体育館建設についてお伺いしたいと思います。平成18年3月6日に田川市郡で唯一合併し、着手し夢を膨らませてスタートした福智町が丸20年と思ってましたけど19年でした。失礼いたしました。この間いろいろな町民の方々とですね話を伺う中で、やはり1番大事なのは、情報公開や、情報発信がなく、町民にわかりにくいという意見がですね、大多数聞かれております。現在、黒土町政での統廃合は当然進めることに、異議はないが、余りにも行政主導であり、民意の意見は全く反映されてないように思えてなりません。そこで町民のですね思い願いを込めてですね、次のように質問しますので、よろしくお伺いしたいと思います。まず1番目、2月26日の総合体育館の報告会についてですが、あまりにも参加者が少なかったことをどのように、町長初め関係各位は考えていたのか、まずそれをお伺いいたします。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） お答えさせていただきます。住民説明会については、町の広報紙、ホームページ、町の公式LINEで周知をいたしましたが、その結果が参加者の人数であったと認識しております。町民の方々に総合体育館の建設については、私も反対派の方もいらっしゃいますが、賛成派の方も多くいらっしゃいます。もうあんにに任せた、そのためにあんに町長になったんやろという意見を尊重しながら理解をしていただきたい。町のですね、ホームページ、広報紙、そこら辺で周知を徹底しましたけども、まだまだ参加の人数がなかったというのは残念には思っております。

○議長（皆川 高司君） はい朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） いろいろ今言われましたけど、やはり情報発信が私は少なかったんではなかろうかと。防災無線もあるわけですから、それ等々ですね、やっぱ周知していけばもっと増えたのかなと思いますけど、福智町の人口が今2万1千はもう切れてますかね。その中で参加人数は1%未満ですよ120名。もう本当に少な過ぎて私も気が抜けたんですけど、町長初め関係執行部の皆さんは、気が抜けたのではないかと感じたところです。行政としてのですね役割とは一体何なんでしょうか。教えて下さい。

○議長（皆川 高司君） はい。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 行政の発信というのを今、問われますけども、やはり大きな事業をする中で、賛成はつきものと思っておりますが、私に任せていただいたという部分もございまして、財源確保が出来たとの観点から、今やるべきだという考えで現在まで至っております。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） その中でですね、報告会の中で多く意見が出たのは、やはり各地域での説明会を開いてほしいとのことでした。何人かも同じような意見だったと思いますよ。そこですら今後ですね、この説明会等々開く予定はあるのかですね、町長と教育長にお伺いいたします。

○議長（皆川 高司君） はい黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 説明会についてはですね地域での説明会はもう考えておりませんが、広報紙の中でやはりQ&Aという形で丁寧に質問と回答を出さないと、あのとときの発言だけじゃ、うちの説明についてですね理解をいただいてないというふうに思っておりますので、今回発生した御意見については、その部分についての回答も広報紙の中で掲載させていただきたいと思っておりますし、やはり、うちのほうとしてもですね、ホームページというのは、広報紙この分については、町の一つの売りでございますから、この広報紙の中で、きちんと伝えていくというのを、今一生懸命やっております。その中で、広報紙の発信の仕方について、ああた、こうだ、言われる部分

については検討を十分させていただきますけど、地域の住民の発信、中期説明会をということについてはですね、この前の説明会でも、一部の保護者の方が帰り際におっしゃっていました。あの場で大きく反対反対って言われると私たちの意見はしゃべれない。最初はですねこの65億という説明の金額があったけども、その金額については、やはり膨大な金がかかるんだなと思いました。しかしながら説明を聞く中でですね、これは子供たちにも働き方世帯の方々にもですね、将来的に、これは期待して魅力のある体育館にしてほしい、そういう意見もちょうだいしておりますので、地域の説明会というよりは、広報紙の中にQ&Aできちんとした形で説明させていただきたいというふうに思っています。

○議長（皆川 高司君） 教育長。

○教育長（朝部 英晴君） 町民の皆さんにですね周知する方法というような形でいろいろ様々あると思いますが、一応町長が先ほど説明されましたようにですね、町民全員の方にですね公平に周知されるというような方法は何かと考えたときにはですね、全戸配布されます広報紙が1番だろうというような形、また協議会がっておりますが森野議員の質問にもありましたが原資のほうについても先ほど町長が説明しました、またそういったところもですね、詳しく説明していくというふうな考えを持っているところでございます。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） 説明会は、今後は開かないということなんでしょうけども、これを進めることにですね違和感はないんでしょうかね、町民の意見は全く反映されていませんよ、今のままでは。反対意見は全くこの事業に対して、執行部側で反対はなかったんですか。いかがですか。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 反対意見がないということは言ってません。反対意見もありますけれども、やはり首長たる者のリーダーシップをとってやらないといけないという部分がございます。大きな事業には反対は付きものです。しかし多くを考えるとですね、やはり次の世代に残していくというのは大事なことで、その中で普通の体育館では、3つを1つにすることは今の事業の中では出来ますけども、それぞれの施設が老朽化したときに、それを同じように建てるのかとなった場合は、やはり集約しないとこの補助金等が使えません。財源的にも確保が出来ません。今の時期に財源が出来たときにやるのが1番効率的であり、将来的にもですねこの負の遺産を残すような形がないようにしたいという考えでおりますので御理解いただきたいと思います。

○議長（皆川 高司君） 朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） 次に行きます。解体事業についてはもう発注済みに伴いですね、また諸事情により、これは補助金の関係という形でですね、報告がありました。まとめることは出

来ませんが本体工事はですね、一旦立ち止まっていたいただき先ほどから言うようにですね説明会等々開催し、町民を巻き込んで進めるのが、本来、行政の務めと私は考えるんですが、町長と教育長の見解をお願いいたします。

○議長（皆川 高司君） はい。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） はい。繰り返しになりますけども民意の中で、成の意見の方々については、もう自分に任せていただいております。町長に任せるとの声を多く聞かせていただいております。ただ反対する方には、その理由についてはですね広報紙のアンケートQ&A、そのところですね、やはりどういう部分がいけないのかとか、そういう部分について明確に回答させるという方法をとらせていただきたいというふうに思います。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい本体工事のですね、少し再検討というような趣旨の質問だったと思いますが、私がですね教育長に就任させて2020年にさせていただきまして、あれから5年たちましたが就任した当時はですね、金田義務教育学校が完成した後は、伊方小学校の建設をするんだというふうな話で進んでたと思いますが、それは町のほうでですね会議を進めた結果ですね、今3町に1つずつある体育館と公民館と統廃合が先決だろうというような形でこれをですね進めさせていただいております。またそういった中で、またこれを立ち回るとするとですね財源に期限がある、関係上ですね、また少しずつ遅れていって、伊方小学校の建て替えの時期もですね、また遅れて期限に間に合わなかったというふうなことも考えられることもありますので、できればですねいろいろ意見もあるかと思いますが、進めさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（皆川 高司君） 朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） 伊方小学校の話が出ましたけども、伊方小学校は義務教育が終わって、これ行政の継続性というのもあるんです。そのときに皆さんには、もう伊方小学校は建てかえるんだと、いうことやったんですよ。質問に上げてないんですけどね。今教育長の方からそういう答弁がありましたんで、ちょっと伺いましたけど。今ですね町民の全体のことを考えるとですね、やはり見切り発車としか思えないんですよ。町民の目線をですね、はるかに超えているのではないかと思うんです。建ててしまえばもう見直しが出来ないんです。今、町長は答弁されましたけど後々の負の遺産にならないよということなんですけど、先のことをわかりますか。20年先、ここには誰もいないですよ。誰が責任を取るんですかね。そういう事を勘案しながらやっていただきたいというのは、私の思いなんです。私は反対ということは、言ってませんよね。ただこの大規模な体育館は、福智町に必要ではないやないかということをお願いしているわけですよ。そう思いませんか、皆さんこんな大規模な、物を建てた後、負の遺産にならないのか本

当に心配でなりませんけどね、大丈夫ですか。

○議長（皆川 高司君） はい。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） これ負の遺産にならないようにするのは行政の責務であります。そのために何が必要かというものは、競技をいろいろと考えております競技だけじゃなくて、今現在は競技、それはバレーボールがあります、バスケットがあります、卓球があります、バドミントンがあります。その他町民の方々が利用する部分も当然ございます。その中で、そのほかに何かあるかって考えたときに、やはりイベントでも使わせてもらいたいという意見も聞いております。そのイベントについても、音楽イベントから、ミス何とかとかそんなイベントのですねためにも、この施設は使わしていただきたいということを意見をちょうだいしております。多岐にわたる活用というのはですね、体育館の中で自分たちが、競技、スポーツだけじゃもったいないという意見もございました。スポーツだけであれば、当然、将来的には、この部分については体育館は当だろうかという意見もございますけれども、ほかのイベント、そういった部分で言われたときに、やはりこれは自分たちが考えきらないところだったんですが、それについても、十分に今の規模でやりますんで、させてくださいという意見を多くちょうだいたしてしております。この活用の方法については、朝部議員の意見はもう当然、自分のほうとしても十分、理解しながらやっていかないと思っておりますけど、どうかこの建設についてはですね任せていただきたいというふうに思います。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） 任せていただきたいということなんでしょうけども、町長がですね度々おっしゃってます。我が町には20万規模の施設を統合するののことを現在進めていききているわけですが、近隣ですね飯塚市と同等のやっぱ施設は、必要ではないと私は思うんですけど、また多様性はありますか。いかがですか。

○議長（皆川 高司君） はい。黒土町長。はい、飯塚についてはですね、うちが計画しているよりも多くの施設を併設しております。その中で省けるところはうちは十分にスリムにしております。

○町長（黒土 孝司君） 会議室等もほとんどございませぬ。ただし飯塚市役所については総合的な体育館、うちも総合的でありますけれども、縮小できるところは細く、そういうふうに考えながらやっておりますので理解いただきたいと思います。

○教育長（朝部 英晴君） はい、規模の問題で問われました。一応ですね住民説明会でもですね、そういった話も出てきましたが、そのときにも私少し触れさせていただきました。町内7校学校がありましてですね、弁城小学校、上野小学校、市場小学校、赤池中学校と方城中学校、伊方小学校とそれぞれですね金田義務教育学校もそうですが、それぞれまだ立派な体育館があつてです

ね、そこの利活用も今後ですね学校開放を踏まえてですね、活用すれば人数に応じた体育スポーツがですね、できるというような方向性もあります。また、その小さい体育館に間に合わないというようなことになると、やっぱり大きな体育館が必要となってくる場合がありますので、そのともですね計画段階で含めたところでございます。

○議長（皆川 高司君） 朝部議員、今どこ行って何回目かね。

○議員（9番 朝部 壽君） 今2回目ですよ、4番目。

○議長（皆川 高司君） 4番目2回目。はい、はいどうぞ。

○議員（9番 朝部 壽君） 次、5番目に行きます。本体工事はですね少し順延になってもですね、ここはやっぱりですね住民アンケートを実施し結果は結果として、行政は受け止めるべきではないかと思えます。そうされると、町長はじめ、皆さんも称賛されるのではないかと私は考えていますけど。

○議長（皆川 高司君） はい。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 広報紙の中でのアンケートというのは実施する計画はございませんけども、やはり皆さんの意見というのは口伝えでも、聞いていきながら、いい部分に発展していければというふうに思っていますので、反対される方の意見もですね私は聞いていきたいというのは考えております。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） 答えになってないと思うんですけどね。その中でですね、住民説明会か、住民アンケートも実施しないまま進めるのは私はですねいかがなものかと考えております。施設をつくることは手段と考えますけども町長とですね教育長に、目的は一体何なんですか。お伺いしたい。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 1番の理由は、青少年の健全育成というものがございまして。スポーツが与える効果というのがございまして。皆さんは昔から野球、プロレス、見てましたけども、これもスポーツです。それを熱狂しながらですね、一喜一憂した経験があると思えます。やはり青少年も夢を与える。この体育館を使うことによってですね、オリンピックに出るようなアスリートが出るかもしれません。そういうのを期待しながらですね、やはり子供たちの意見というの、集約した中で、この体育館を建設を予定しておりますので、理解いただきたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） 目的はそうなんでしょうけども、今コロナ禍が開けて、今なおですね、本当に各家庭もう大変な時期なんですよ。電気料金から生活物資からなんもかも高騰して、本当に大変な家庭が、福智町も多くいらっしゃると思いますけどね。そういう関係でこうい

うその大きい工事をするのもいいのかもしれませんが、それよりやはり、子育て世帯、非課税世帯に、私はお金をですね、大切な血税を使ってほしい、これが1番私が考えてるとこなんですよ。もお考える気はないようなんですけど、そういう金銭的なね、町民が本当に喜ぶような政策をですね、少しでもいいんですけど考える気はないでしょうか、お二方にお聞きします。

○議長（皆川 高司君） はい黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 貴重な意見と思っております。この体育館だけじゃなくてですね、やはり働き方世代、子育て世帯の方々に対する保育料の無償化、それと給食費の無償化、それは実現させていただきました。次は誰だということになったときに、高齢者の方々にもですね、今からは考えて目を向けないと、自分としては、調整はうまく回らないっていうふうに考えております。一生懸命働いてきた、年寄りの方々がいっぱいいらっしゃると思います。その方々に何か、素晴らしい案としてですね、提案できるような計画は、今から先はやっていきたい。

○議長（皆川 高司君） というふうに思っております。はい、朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） はい。そのようにですね、少しでも町民のためになるようなことをですね、町長初めとして考えていただければありがたいかなと思っております。次6番目行きます。今回の統廃合による総合体育館の建設は、どのような答申を受けて計画されたのかですね、経緯をですね、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） はい。平成のですね19年に福智町の統廃合、福智町の大綱が出来ております。もう大綱で済まして申し訳ございませんけども。その中でやはり、公共施設の集約化というのはうたわれております。それだけで進んできたわけじゃなくて、やはり近い将来ということで令和3年度にですね、教育施設の統廃合委員会というのをつくっていただきました。その中で町民を代表する方々に来ていただいて、何が必要かという部分が出たときに、やはりこの大型施設の統廃合、要するに3町にあった体育館、その解体をして1つのものをつくっていただきたい。これはもう3町、1つつつ体育館は要らないというのは先ほど教育長が申しましたとおり、学校の体育館等の利用も含めてですね、やはり総合体育館を1つにしてほしいという意見をいただいて、令和3年度の教育施設の統廃合委員会の中で決定させていただきました。その意見をちようだいしております。

○議長（皆川 高司君） 朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） そういう委員会の中で、答申があったのかなと思いますけど、行政独自の考えでやってきたのかなと私は思ったんですけど、そうではなかったということで理解していいですか。

○議長（皆川 高司君） はい黒土町長。

○町長（黒土 孝司君）　そうでございます。その中でですねやはり、20万都市に必要な体育館とかいう意見もちょうだいしました。それと教育委員会があっち行ったりこっち行ったりとかいう部分の意見も出ております。ここはもう合併して20年であります。やはり集約化しないといけない、要するにこの施設はここでというものを固定化しないといけないということで、今回は、コスモスのほうに、教育委員会、それと子育てセンター辺りを持っていくようにしました。これは固定しなければいけないと思いますし、総合体育館、これが1番の大きな要素でしたけども、この中で1つにしてやってほしい。というのも、この3つの体育館をですね建設するとなると、あと何十年先になります。体育館をするときに財源が確保出来ません。そういうのも含めて、今やらないと出来ないというのが大きな要因でございます。以上です。

○議長（皆川 高司君）　はい、朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君）　その中で方城支所の件ですけど、あそこは定かではないんですけど電算機というのは、今あるのですかないのですか、ちょっと教えていただけますか。

○議長（皆川 高司君）　はい、長野総務課長。

○総務課長（長野 士郎）　電算のサーバー類は、一部ですね1基か2基ぐらいのものはございますけれども、大半はクラウドとあって、福岡市の百道のほうのサーバーを使用している状況でございます。

○議長（皆川 高司君）　朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君）　それでは今後ですね方城支所は、今までは、売却ということできましてきましたよね。今後もそれは変わりはないんでしょうか。

○議長（皆川 高司君）　はい、朝部議員次に行ってください。

○町長（黒土 孝司君）　方城支所についてはですね、空にします。電算さんも移します。サーバー程度なんで移します。これを民間移譲ということで、今現在この実現をですね、温めているところでございます。またこれも財源的な部分が入りますので、やはり大きな可能金額になると思います。これを改修しないと民間に移譲出来ませんので、その分についても今検討しているところです。

○議長（皆川 高司君）　朝部議員次に行ってください。方城支所のことは書いてないですよ。

○議員（9番 朝部 壽君）　7番目いきますね。町民や子供のためとの報告を受けましたが、これほどやっぱ大規模な施設は必要なのか、また、今後のことを鑑みると、維持管理等々、午前中の意見、質問の中でもありましたけど、あのですね、ますますやはり今から先は、財政が厳しくなるのではと考えるのは妥当ではないかと私は思います。プロスポーツのためですね施設、これは要らないと私は考えるし、やはり1番大事なのは、町民や子供たちが楽しく愉快地に活用できる施設にしてほしいと願ってやみませんが、ここまで来ても考えを変えることはないでしょう

か。町長と教育長にお伺いします。

○議長（皆川 高司君） はい。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 今、子供のためにという温かい言葉をちょうだいしました。やはりこれ体育館がですねプロのスポーツだけで使う必要はないと思ってます。やはり町民の方々にこれを活用いただくのが1番だというふうに考えております。そのためにここはですねバスケットコートが2面、バレーコートが1面とれるスペースがあります。その中でやはり限られてきますけれどもバスケットとか、ほかのスポーツで1番大きいところは県と今話をしてるんですけど、卓球のTリーグというのが全国的にございます。その部分の誘致。それからバドミントンの全国大会の誘致、そういう部分をですね提案を受けておりますので、そういうふうにして、これを観戦して自分たちが興味を持つと子供たちがですね、そういう部分を期待してこの体育館を2,000人規模という形でとらせていただきました。

○議長（皆川 高司君） 朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい今プロスポーツチームありきでですね建設するかというような少し質問されたと思いますが、今の福智町はですねバレーボールがホームタウン予定しますけどもですね、バスケットにフットサルと野球チーム、4チームほどとですね、今ホームタウン協定などを結ばせさせていただいて交流を持たせていただいております。また選手の方々たちにはですね学校現場のほうに入っていただき小学校では体育の授業、また中学校では部活のですね指導などに来ていただいて、ものすごくですね児童生徒また保護者から評価を受けております。またこのままですね継続的に進めてもらいたいと、というような意見も多くいただいておりますので、そういった形もですねこういった大きな体育館が出来ますといろいろプロスポーツを、呼ぶことも出来ますし、また大きなイベントなども打つことも出来ます。またそういったところでですね意識改革につながって行って、スポーツのですね健全、子供たちのですね、少年の健全育成に寄与できるんじゃないかなろうかというふうに考えております。

○議長（皆川 高司君） はい朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） こういう新しく体育館ができれば、子供たちや親御さんたちも大変喜ぶことだなとは思いますがね。現在の予定では総工事費は60億5,000万とのことですが、あくまでもこの予定金額でありですね、増額になることも勘案せねばならないと私は思います。その予算の中で今回、過疎債それから地方創生の補助金をもらうわけなんですけど、これ借りた場合なんですけどこれ全額はまだ決まってないということで、ちょっとお伺いしております。この償還期間というのは何年で償還するのでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、総務課長。

○総務課長（長野 士郎） はい。償還期間は12年間でございます。

○議長（皆川 高司君） 朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） 今から12年間払っていくんだということなんですけど、この体育館だけではなく先に行われた義務教育学校もそういうのがあるんじゃないかならうかと思えますけどね。金額にしてどのくらいあるのか私にはわかりませんが、どっちにしてもしっかりとですね町民に説明が行きあたり、進めていただけるのが私は1番いいと思うんですけどね。なかなかそこまで1人1人に津々浦々までですね出来ないかもしれんけど、最大限皆さんに申し上げておきますけど、少しでもやっぱり町民が納得して、これで体育館ができるんだなあというような形でですね、やっていただけたら本当にありがたいかなと思ってますけど、この件について最後答弁をお願いします。

○議長（皆川 高司君） はい。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議員の意見も貴重な意見と考えております。やはり町民に納得していただけるように自分たちも広報紙を通してとか言ってますけども、やはり丁寧な説明というのも自分個人的にもやっていきたいなというふうに考えております。以上です。

○議長（皆川 高司君） はい、教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい何をするんでもですね、やっぱ原資、予算がですね必要になります。また午前中の質問の中でも一応福智町の今の財政といいますか、それも示させていただいたと思います。そういった中で一応返済のめどが立っているというような形でというふうに聞いておりますので、このところはですね計画的に進んでいるという形で理解しているところでございます。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） はい。御二方から答弁いただきました。もう最後ね先ほど言ったように町民が納得をしうるようなね形でやっていただければありがたいかなと。この質問を終わりたいと思います。議長8番目いきます。

○議長（皆川 高司君） はいどうぞ。

○議員（9番 朝部 壽君） 続いて日王の湯及び、ふじの湯についてお伺いいたします。両施設は現在、指定管理制度において業務を任せているわけですが、来年度においても、かなりの税金が計上されております。補修工事及び補助金等々、額にして6,120万8,000円。これ毎年度のことだろうと思えますけど、今後ですねこの2施設どのように考えておられるのか、まずお伺いいたします。

○議長（皆川 高司君） はい。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 以前は赤池町もございましたけども公営でやってるのが、ふじの湯と日王の湯、この2か所ですけどもやはり今度の総合体育館にも言えることだと思ってます。やはり

前のですね温泉が2か所あって何でこれを集約しないのかという意見もございますけれども、これも民間への売却やですね存続の是非というのも考えながら今現在ですねこれをどうして残すかというのは、負の遺産になりかけているので、やはりこれも検討の1つというふうに自分は感じておる。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） やはりですね、もうこう毎年毎年同じ額とは言いませんけど、何千万というですね血税をですね、つぎ込んでやることは皆さんも御承知のとおりやっております。それとポンプですよ。2基あると思います。これが万が一また壊れたり、補修工事が出ると億のお金がかかる。今までかかってきたんでしょ。これ今度いつそういうふうな、事象が起きるかわかりません。そんなときにですね、やはり大切な税金がつぎ込まれるということなんで、やはりですね早くこれやらないと、どうなるのかなというふうに思ってます。利用者はですね多く、廃止することは出来ないと思っておりますけれども、反面、このまま継続も厳しく財政を圧迫しているのも現実であります。だから先ほど言ったように、これいち早くですね対応策を考えないと、ますます厳しくそれこそいろんな公共工事が出来なくなることも勘案せないかんじゃないですか。町長の思いを聞かせてください。

○議長（皆川 高司君） はい。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 私もこれ民間の売却、もしくは廃止ということも含めて検討をしたいと思っております。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） 次行きます。9番目。廃止された旧金田中学校と、旧金田小学校は、廃校のままになっておりまして、特に神崎の中学校の建物等は近隣地域の住民からはですね、事故や1番怖いのは火災の危険性があり不安でならないとの意見を伺っております。今後は解体撤去されるのか、または他の方法で活用されるのかですね、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） この両校ともですね後の存続という部分を含めると利活用がなかなか、声が上がっても現実のものとなっておりません。やはり解体をめどにやっついていかないといけないというふうには考えております。今中学校のですね、解体については、昨年度これを実施する予定でしたが地域との調整がうまくいかず、これが廃止になった経緯がございます。予算を確保した中でこれやっておりますので、やはり解体に向かえばこの予算を確保しながら、中学校のほうについては、利活用が難しいというふうに考えております。小学校のほうについては、今現在話を進めているところが話が途切れております。その継続をしないといけないので民間に移譲という形も、今現在は考えております。

○議長（皆川 高司君） はい朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） 今、説明の中でありましたように6年度の予算ですね、たしか解体費用というのは計上されてたと思うんですよ。それで解体撤去はいまだされないのでお伺いしたんですけど。いずれにしてもやはり地域住民との話し合いもあると思うんですけど、なるべく早くですね、利活用しないのならやっぱり危険性とか伴いますので、早く解体撤去したほうは私はいいと思いますけど、これ解体撤去の方向でいくならいつごろに予定されてます。

○議長（皆川 高司君） はい。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 年度等については今現在確かなことは申し上げることは出来ませんが、解体の方向でということで予算確保に努めたい。

○議長（皆川 高司君） 朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） いち早くですね危険性がないように住民の願いでもありますのでよろしくお願ひしたいと思います。議長10番目いきます。

○議長（皆川 高司君） はいどうぞ。

○議員（9番 朝部 壽君） 去る4日の総務委員会において、少し触れましたけども各行政区のですね存続について年々回付会員数が減少してですね、非常に厳しい状況にあります。防犯灯の電気料の支払いも困難になっているとのことです。再度確認のためお伺いいたしますがいち早く助成金等をですね、お考えがあるのかどうかかなのか、町長の見解をお願いしたいと思います。

○町長（黒土 孝司君） はい。黒土町長。この防犯灯の助成等についてでございますけども、やはり物価高騰があつて電気代が上がってる、これを補助することで総合体育館という駆け引きとしては使いたくありませんけども、やはりこの電気代の助成これはですね今現在必要1番必要な部分じゃないかなと思います。各行政区のですね運営に関してもこの防犯灯の助成というのは、活動の中でも1つの問題として残っておりますので、それは前向きに検討という形で御理解いただきたいんですけども、考えていきます。

○議長（皆川 高司君） 朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） はい。本当、各家庭もですねもういろんな先ほど言ったように、物価の高騰やら、今、米も全くないような状況で5キロがもう4,000、5,000円とかいうような時代になっております。それでですねこの件についてですね、これは最重要課題と私は考えております。行政区長会においてもですね議論されています。それで来年度のですね、一般会計予算にはですね計上されておられませんので検討するという形で今、答弁されましたけど町民がですね安心して生活が出来ない状況で今あるわけなんです。そういう意味でですねいち早く補正予算を組まれ回避を願っていますが、町長の見解をですねお願いしたいと思います。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） この街灯代のですね料金等をまず確認させていただきたいと思います。
その中で助成できる部分の幅をそこで検討していきたいというふうに思います。私が今すぐやる
ということは申し上げられませんが、これはもう前向きに考えていくということで御理解い
ただきたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） いろいろ質問してきましたけど最後にですね今回、体育館今から建
てていくんでしょうけど、最後に公共工事においてですね、地場産業の行方をまず第1に考えて
ほしいということですね偏りのないですね入札制度をお願いしたいと思っております。これは答
弁要りませんが、かなりですね偏っているのではなかろうかというふうに今考えてます。今後
ですね皆さんに行き渡るように、公共工事は各地域いろんな、赤池、金田、方城ありましようけ
どね、地域地域で選定していただいてですね、皆さんに行き渡るようにですねぜひお願いしたい
と思います。これでですね一般質問を終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（皆川 高司君） はい、次は、高津鶴己議員の一般質問ですがここで、トイレ休憩します
10分。14時5分まで暫時休憩。

午後1時53分休憩

午後2時04分再開

○議長（皆川 高司君） はい、それでは休憩前に引き続き会議を開きます。次は高津鶴己議員の
一般質問を許可します。はい、高津議員どうぞ。

○議員（13番 高津 鶴己君） はい。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） はい、13番高津鶴己です。最後の質問者トリになるのが私の
記憶にある限りなかったのではないかと思いますけども、4つのテーマにわたってまた質問させ
ていただきます。1つ目は防災対策であります。東日本大震災から丸14年という記念すべき日
であります。また岩手県大船渡市では2月26日午後発生した山林火災で市の面積の9%、
2,900ヘクタールが燃えたということでもあります。また建物が210トン、それから住民は
1,896世帯、4,596人が避難しとるということでもあります。福智町の山林と言うのは全体の
の何%あるかご存じですか。ご存じの方おられますか。農政課長は知っておられるな。福智町で
は森林が全体の40.18%ということでもあります。もしこの福智町でこういった山林火災が、異
常気象が続きですね、山林火災が起こったとしたら本当にぞっとしますね。まず質問であります
けれども、福智町になってからありませんが、旧町時代に私ははっきり覚えてないんですけども、
旧方城の方で山林火災があったというふうに聞いておりますけれども、いつどの程度だったのか、

まずお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい、防災管理管財課山本課長。

○防災・管理管財課長（山本 一博君） 防災管理管財課の山本です、お答えいたします。過去の記録を確認しますと、昭和53年5月旧方城町伊方地区長浦で発生した山林火災は、当時異常乾燥注意報発令中と相まって大火となった記録がございます。なおこの山林火災による焼失面積や避難者など詳細な記録は残っていない状況でございます。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 昭和53年5月長浦で大火事だったということでありまして、どういった被害状況だったか記録に残っていないということで残念でありますけれども、近年また英彦山で大火事といえますか、あったように聞いておりますけれども、その辺山本課長にお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい、山本課長。

○防災・管理管財課長（山本 一博君） 近年の英彦山の山林火災の状況でございますが、比較的規模の大きい山林火災として、令和4年4月に中津の奥山地区という場所で山林火災が発生をしております。火災現場が山中であったため、消防水利が近くになく、消火が難航し鎮火までに時間を要したため、約3,000平方メートルもの面積を消失したと聞いております。以上です。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 添田でも山中の火災があったということでありまして、福智町では山林に防火帯というのを設けておるといふふうに記憶しておりますけれども、何か所、幅ほどの程度の防火帯があるのかお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい、農政課白石課長。

○農政課長（白石 輝彦君） 農政課の白石です。延長が3,500メートル、幅10メートルです。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 3,500メートルの防火帯を設けておると、幅10メートルということでありまして、この10メートルの防火帯の幅で、強風が吹いた場合に、延焼を防ぐということは可能かどうかお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい、白石課長。

○農政課長（白石 輝彦君） 一定の気象条件においては延焼防止の効果あると思いますが、想定外の最悪な気象条件では延焼を防ぐのは不可能だと思います。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 大船渡市の場合には、11日12日間で途中で雨が降り雪が降

ってようやく鎮火したということでもあります。ああいった強風の場合には、やはり10メートルの防火帯ではやっぱり防ぎきれないというふうに私は思います。幅を広げることが可能かどうか、ちょっと農政課長にお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい、白石課長。

○農政課長（白石 輝彦君） 幅を広げるとはちょっと不可能だと思います。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 話変わりますけども、福智町の消防団員の定数、現在数、充足率はどのようになっておられますか。

○議長（皆川 高司君） はい、山本課長。

○防災・管理管財課長（山本 一博君） 福智町消防団員の条例定数は395名で、実団員数は令和7年3月1日現在で351名であり、充足率は88.8%となっております。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 充足率88.8%ということで、やっぱりちょっと消防団員の数、充足することが必要ではないかと思います。ただ福智町3町合併したということで、消防団員の定数が他の町村に比べると多いということで、ちょっと心強く思っておりますけども、ぜひこの充足率を高めるように努力をお願いしたいと思います。確か条例でも提案されておられますけれども、満68歳から70歳に定年延長するという、あるいは35年以上の退職報償金を改めるといふか、優遇するといふようなことで、ぜひ消防団員の充足率を高めていただきたいと思います。次の質問ですけども、山林火災を想定しての消防訓練というのは、今現在実施されておられるかどうかお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい、防災管理管財課課長山本さん。

○防災・管理管財課長（山本 一博君） はい、近年の山林火災を想定した訓練でございますが、まず平成27年度それから令和3年度に実施しております。訓練の内容は山林地における林野火災を想定し、各地区分団、消防車両で中長距離の中継を行い、複数の分団がそれぞれ連携し給水放水送水を行いました。以上です。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 山林火災想定しての訓練が行われたということで、結構なことだと思います。次の質問ですけども、72時間対応できる非常用自家発電を設置すると、町長の施政方針でうたっておられますけども、確かこの庁舎の上に小さな自家発電装置があると記憶しておりますけども、この72時間対応できる自家発電というのは、この屋上にするにはちょっと厳しいかなと思うんですけども、実際どこに設置する予定なのかどうかお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい、山本課長。

○防災・管理管財課長（山本 一博君） 非常用自家発電装置の設置場所についてでございますが、この本庁舎裏の駐車場の北側、現在舗装してない箇所がございますが、そちらの方の設置を予定しております。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員どうぞ。

○議員（13番 高津 鶴己君） この庁舎の北側、多分こちら側だと思いますけれども、確かこの庁舎が災害マップ、防災マップでは浸水地域に該当してるとは思いません。電源が水没すれば全く役に立たないということになるのではないかと思いますけれども、その辺の配慮というか、どういう工夫をしておられるかお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい、山本課長。

○防災・管理管財課長（山本 一博君） 議員がおっしゃる通り庁舎裏につきましては、3メートルの浸水想定区域となっていることから、地上3メートルの土台となる基礎工事を行い、その上に非常用自家発電装置を設置し、浸水対策を図って参ります。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 3メートルの基礎工事ということで、水没する危険はないということでもありますけれども、この72時間といった場合に、この庁舎の平常といいますか、だいたい非常用の場合にはもうかすかに電灯が灯る程度のものしか私には記憶ないんですけども、72時間対応というのは、平常の業務をやりながらできる能力があるのかどうなのかお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい、山本課長。

○防災・管理管財課長（山本 一博君） はい、機能につきましては、本庁舎の平常時の機能を損なうことなく維持するための容量を確保する予定でございます。具体的な内容としましては、本庁舎の照明、情報通信、空調、給排水設備、そういったものをしっかり維持していくための容量を確保して参りたいと思っております。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 平常状態を維持するということで安心しましたけれども、さらにクラウドPBXというのに取りかえるということでもありますけれども、内線をスマートフォン化するというので、この機能利用状況はどういうふうにご利用されるのか。内線機能でスマートフォン化ということならば、常時持ち出しができるということでもありますけれども、その辺はどういうふうに使われるのかお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい、山本課長。

○防災・管理管財課長（山本 一博君） 機能といたしましては、インターネットを経由することで、スマートフォンを使って庁舎内外問わず、どこからでも庁内電話いわゆる内線電話を利用することができます。また持ち出し等につきましては、今後人事部局と協議の上運用基準等を作成

していく予定ですが、特に災害などが発生しようとするときの自宅待機等の対応につきましては、積極的にこのスマートフォンを持ち出しを許可するといったような基準も設けながらですね、このスマートフォンの利点、メリットを最大限活用しながら、災害対応を図って参りたいと思っております。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） そういった利便性があるということで理解しましたけども、ぜひそういった事態が起きた場合に早急に対応できるようにお願いをしたいと思います。8つ目の質問はもう省略します。2番目の質問です。ふるさと納税と平成筑豊鉄道について、ふるさと納税が令和5年度55億8,341万2,000円ということで、過去最高額となりましたけれども、6年度は41億8,000万円にとどまる見込みだということであります。どうして13億じゃなくて14億ですね、も減少になったのか、その原因は何なのか、どういう分析をしておるのか、お尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい、まちづくり総合政策課長木村さん。

○まちづくり総合政策課長（木村貴代美君） はい、主な要因といたしましては、自治体間の競争が激化したこと。特に都心部の巻き返しや今まで力を入れてこなかった都市部のふるさと納税の参入ってというのが大きく関わっているかと思えます。また物価高騰や制度改正に伴いまして、返礼品の単価が大きくなった、増加したことにより、1人当たりの寄付件数が少なくなったことが考えられます。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 確かに出て行く都市については、やっぱり手をこまねいているわけにいかないし、やっぱりそういった点でいろんな工夫というのか、がされているんじゃないかと思えます。令和5年度のふるさと納税の返礼品、令和6年度の返礼品というところなんですけれども、どういうふうに変ったのか、その辺をちょっと教えていただきたいと思えます。

○議長（皆川 高司君） 木村課長。

○まちづくり総合政策課長（木村貴代美君） 令和5年の返礼品は528品ありまして、返礼品の受注数は45万6,750件となっております。6年度になりますと返礼品の提供数が612品ということで、品数を増やしていっているところではございます。しかしながら返礼品の受注数に関しましては、現時点では31万5,000件ということで落ち込んでいるという現状でございます。5年度6年度を踏まえましても、受注の多いのは県産品のもつ鍋や明太子が大きくなっておりまして、5年度より町内の方で加工が始まりましたハンバーグの受注数も上がってきておりますし、今年度は牛タンも加えて上がってきているというところがございます。あとは次の質問ところで、はい。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 今のお話聞いてみると、福智町のいわゆる純粋な返礼品ではないような気がします。そういった点で町長としても特産品の開発ということを考えておるのではないかと思いますけれども、こういった特産品を考えておられるのかお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい、木村課長。

○まちづくり総合政策課長（木村貴代美君） 生産者への意欲啓発を図りまして、新商品の開発や既存商品を新たに返礼品として提供できる体制づくりを支援しておるところですが、令和6年度における町内生産者の新たな商品といたしましては、ジョブサポートみろくさんが薬膳カレーを新たに出新していただいています。またちびちびさんからふくちもちってというお菓子、それから上野焼協同組合さんも新たに上野焼8種を出していただきましたのと、スカイワードさんからハンバーグを今出していただいているところですけど、そこから銀ダラの西京漬や中華セットなど新たな商品開発をしていただいて、取扱可能な町内産品を増やしているところでございます。補足でございますが、先ほどの5年度で言いますと町内産品が全体の39%、県産品が61%で6年度になりますと、町内産品が38%、県産品が62%ということで約4割弱が町内産品となっている状況でございます。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 福智町独自のものをやっぱりどんどん開発しないと県産品ということで、インターネットの上のところに福智町がいておるのが、いつの間にか下になるというようなことになるのではないかと恐れております。企業版ふるさと納税の内容実績、あるいはクラウドファンディング型ふるさと納税というようなことを言っておりますけれども、その内容について説明をお願いします。

○議長（皆川 高司君） 木村課長。

○まちづくり総合政策課長（木村貴代美君） クラウドファンディング型ふるさと納税についてですが、自治体が抱える課題解決に資する事業の立ち上げや取り組みに対して、ふるさと納税の仕組みを活用して、事業実現のために必要な資金を募るというものでございます。そのため事業の内容を具体的に明示し、その事業に共感する寄付者の方から寄付をいただくということになっております。本議会初日の施政方針でもお示ししました通り、来年度建設予定の総合体育館の事業費確保に活用したいというふうに考えております。次に企業版ふるさと納税についてですが、こちらは企業が自治体に対して寄付を行う際に税制上の優遇措置が受けられる制度のことです。町が策定しております地域再生計画で、移住定住を促進する事業のうち、当該年度に予算化されている事業に対して寄付を募るというものです。福智町では令和5年度から企業版ふるさと納税を実施しておりまして、令和5年度には5社から260万円。令和6年度は現時点で7社から

290万円の寄付をいただいているところでございます。企業版ふるさと納税につきましても貴重な財源となっておりますので、来年度も引き続き積極的に取り組んで参りたいと考えております。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） かつて金銭って言いますか、金券というか、商品券だとかいろんなものを配布したという大阪泉佐野市がありましたけども、一時期総務省からすべてを禁止されたといったようなことで裁判沙汰にもなっておりましたけれども、現在泉佐野市っていうのは何か面白いふるさと納税をやっておるといふうなことを耳にしましたけども、その辺調査した結果を教えてください。

○議長（皆川 高司君） はい、木村課長。

○まちづくり総合政策課長（木村貴代美君） 大阪泉佐野市につきましては、令和2年7月にふるさと納税制度の除外が解除されております。それ以降ですね、令和3年度から6年度にかけて直近4ヵ年においては、毎年やはり100億円を超える寄付を集めておられるっていうところでございます。要因としましては、納税品だけではなく、企業誘致や創業支援の方に注力をされ、地場産品の創出に取り組んでいることが要因ではないかと推測されます。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 私が見聞きしたのでは、大規模の農業をやられる方に寄付をして、見返りに農産品をもらうだとか、なんかいろんなことを通常やられてない、新しい発想のふるさと納税というのをやられてるといふのをちょっと耳したもんですからあえて聞いたわけですけども、やっぱり従来型のふるさと納税ではなくて、新しいアイデアといいますか、そういったことをやっていかないとジリ貧になるのではないかと思います。その辺でぜひ工夫をお願いしたいと思います。次の質問に移ります。

○議長（皆川 高司君） はい、どうぞ。

○議員（13番 高津 鶴己君） 平成筑豊鉄道に関して法定協議会が設置されて、令和7年度中に大きな方向性を示すということでもありますけれども、福智町としては乗降客は1番多いということでありましたので、福智町の町民として、鉄道をできるだけ存続させたいという私の意見を述べたいと思います。線路や鉄橋等の維持補修を平筑確か平成元年だったか2年だったかに発足したのではないかと思いますけれども、37年間もはっきり言うとそういった維持補修を怠っていたのではないかと私は考えます。これからの改修費用は大変だということで大騒ぎ شدしたということではないかと思います。今考えられるのはですね、いわゆる線路橋梁部分について、はっきり言うと沿線自治体が責任を持って維持補修をやり、列車の運行は平筑に任せるといったような上下分離方式というのがあるのではないかと思いますけれども、そういった形で存続で

きないものなのかどうか、町長にお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議員がおっしゃる上下分離方式についても当然協議はされております。あらゆる方法をですね、法定協議会の中で検討することとなっております、それも要望の1つで先ほど言われました鉄道、その維持についても1つ福智町の要望として法定協議会に投げかけております。

○議員（13番 高津 鶴己君） はい、議長。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） いわゆる線路を廃止する廃線っていうのは、最後の最後の手段だと思います。できる限り私は線路を残すことがやっぱり沿線住民としての務めだと思っております。そういった点で町民が鉄道を利用するいわゆる平筑愛という言葉を作りましたけれども、醸成することは特に大切ではないかと考えております。特に小学生あるいは中学生がですね、平筑を利用していろんな勉強といいますか、場合によっては豊津あたり国分寺だとかあるいは資料館だとか沿線に見るべきものがありますし、いろんな企画を作って平筑を利用する、利用させるということが必要ではないかと考えておりますけども、教育長どのようにお考えでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい、利用客が少なくなるのでその対策というようなことでございます。今現在でも一部の小学校ではですねそういった形を企画しております。国土交通省に行くときなど利用してですね行くような形を持っております。先のですね見通しが立たない今の現状ではですねなかなかこれをまたよその学校までというような形には今行ってないのが実情でございます。今後そういったところで見通しが立てばですね、また再検討というような形で検討させていただきます。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） ぜひですね存続させるためには、小学生中学生が利用するということが必要だと私は思います。是が非でも教育長の指導でですね、命令とは言いませんので、指導でそういった平筑を利用するということをやっていただければと思います。

さらに町民には年に数回平筑を利用する日というのを設けてですね、平筑の乗降客を減らさないといえますか、そういったことが存続のために必要だと思いますけども、そういった企画を町長は考える、あるいはそういったことの企画についてどのようにお考えでしょうか、お尋ねします。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） この小中学校を対象にですね平筑の利用ということでございますけども、

教育長の方に答弁を求めたいところですが、これは事業の一環としてですね、今現在一部の小学校で平筑を使った課外事業というのも実施しているというのを聞いておりますので、それを増やしていく方向で考えていきたいというふうに思います。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） やっぱり乗降客がどんだん目に見えて減っておるとい
う現状を考えるとですね、やっぱり福智町町民として平成筑豊鉄道を利用するというやっぱり雰
囲気といいますか、そういうことを調整することは必要だと思います。ぜひそういったことを町
民に呼びかけていただきたいと思います。次の質問に移ります。安全な道路を目指してというこ
とでありますけれども、年を取ってくると夜間の車の運転も危うくなっております。明るい昼間
見えておっても、暗くなって車のライトを点灯しても見えにくくなります。先日も認知症検査、
あるいは自動車運転の実技の試験を受けに行って参りました。確かに動態視力あるいは夜間の視
力というのは衰えております。何とか平均以上でセーフだったんですけども、交通量の多い道
路のセンターライン、路肩の白線の消えている道路が非常に多いと感じます。横断歩道、一時停
止線も消えております。維持管理はどこが行うのか、県道ならば県が行うのかな、町道ならば町
かなと思っておりますけども、その辺こういったライン、横断歩道、一時停止線というのは実際
にどこがやられておるのかお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい、建設課仲村課長。

○建設課長（仲村 芳久君） 建設課仲村です、よろしく申し上げます。ライン等区画線等につい
ては、基本的にはその道路の道路管理者が行っていますが、黄色のセンターライン、一時停止線、
横断歩道は福岡県公安委員会が行っています。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 県の公安委員会ということですので、主として警察だと
考えますけれども、そういったところについて、特に交通量の多いところあるいは学校付近です
ね、について要請はできないものなのかどうかお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） 建設課長仲村さん。

○建設課長（仲村 芳久君） 路側帯と町で引ける部分は優先的に通学路とカラーとかラインを引
いてます。交通規制に関するラインについては常々田川署の方には要請をしていますが、かなり
ちょっと遅れてる状況であります。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） ぜひですね新学期が間もなくありますので、間に合わないかと
思いますけども、そういった要請はやっぱり強く言っていただきたいと思います。事故が起こ
ってからでは遅いと思います。交通事故が起こっている道路箇所について、町として町内の場所

というのは掌握しておるのかどうなのかお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい、建設課長仲村さん。

○建設課長（仲村 芳久君） 交通事故が起こってる場所はすべては把握してませんが、事故件数の多い箇所についてはある程度把握はしています。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 事故の多いところについては掌握しておるということでありませぬけれども、千葉県八千代市の道路陥没事故、これははっきり言うと、下水道管の維持管理が不備であったと。実際に下水道管の維持管理は八千代市ではなくて、千葉県ということで千葉県が責任を問われるということになろうかと思えます。3番目の質問ですけれども、私も経験したんですけれども、設計者の趣味なのか丸石だとか四角い石、あるいは石のポールを立ててですね、歩道と車道を区別してる箇所がたくさんあります。東区あるいはフクチファインドフィールドか、あるいは伊方小学校方城中学校、そういうところがありますけれども、車が入り出す付近の石というのは必ずですね車がぶつかった痕跡、この痕跡っていうのは私は恨みの跡と書いておりましたけれども、正しい字に直されましたけれども、恨みの跡が見受けられます。こういった事故が起こらない工夫というのはできないものなのかどうかお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい、仲村課長。

○建設課長（仲村 芳久君） 石のですね侵入防止柵、侵入防止石は多分耐久性、デザイン性を当時考えて設計されたと思えます。この部分についてはですね、夜間視認しやすいように反射盤等をですね、設置していきたいと思えます。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） ぜひですねそういった反射盤を設けないと、何回も倒れた跡といますか、私も見ておりますんで、また私自身も、フクチファインドフィールドかあそこで丸石にぶつかってしまいましたけれども、ぜひそういった事故が起こらない工夫をですねお願いしたいと思います。交通事故は多発して、高齢者、子どもが被害者になっておるということでもあります。確か2月10日何日だったかな、先日も旧方城支所の下のパイパスで83歳の女性が車に跳ねられて亡くなったという事故も起こっております。こういった事故を起こした場合には過失運転致死罪、7年以下で4月1日から懲役じゃなくて、拘禁刑ということになっておりますけれども、千葉県の市原刑務所に入ることになろうかと思えます。子どもが交通事故に巻き込まれない工夫、指導を」どういふふうにしておられるのか、教育長にお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい、高津議員がですね、おっしゃられますように、安全安心がもうまず第1というふうな形で4月からまた新学期が始まります。そういったところでですね、子ど

もたちは安全指導を基本的には行います。それと今町内7校の学校がありますが、どうして危ない箇所がわかるんだという話になりますと、一応町内でのですねPTA連合会という組織がありまして、一応校長とPTA会長がそれぞれ出てきて会議する場を設けております。そこで一応学校の困り感などですね、建て替えもそうですが、困り感、通学路の危険箇所を持ち寄って、出し合う場があります。そこで出していただいて今後福智町ですね、それを対応する福智町安全推進会議という場にかかけます。その会議のメンバーはですね、福智町を代表して、役場の建設課等が入っていただきます。それと県道の通る箇所もありますので県土整備事務所、田川警察署、また安全に関するですね、防災管理をしている学校等が入って、一応ここを優先順位を上げてやってくださいというような形で申し受けて、都度対応すると。そしてじゃあどうなったのかという形ではありますが、やった箇所につきましては、学校の方にフィードバックして、ここは修繕、改良しましたというような流れを作っております。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） ぜひ学童、特に新入生っていうのは、そういった面でよく指導しないと、やっぱり事故が起こってからでは遅いと思います。ぜひよろしくお願いします。この方の最後の質問であります、上野地区の周遊道路、慶寿園の下の部分でありますけれども、一部狭隘となっている箇所があります。この道路の拡張改良の計画があるかどうかお尋ねしたいと思います。特に同僚議員、沼口議員が何度も質問されておったと記憶しておりますが、上野焼だとか福智山あるいはクラフト酒ですか、レモン等々アピールすることが必要な上野地区はありますけれども、この狭隘な部分とかっていうのがあるというのはマイナスななると思います。フクチアリーナー一辺倒ではなくてですね、周辺の環境整備もあわせて行うことが必要ではないかと思っておりますけれども、町長のお考えをお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議員がおっしゃる道路につきましては、当然福智山登山の利用者、新規開業の飲食店に向かう車が増加しているというのは認識しております。建設中のクラフト酒工房や民間企業による旧上野温泉施設の開業も予定されているようでありますので、今後はさらなる交通増加が見込まれます。道路拡幅についてはですね、以前にも取り組んだ経緯がございます。それで中止になっているという理由をちょっと確認をしながらですね、やはりこれは補助金等で行わないと、かなり高額になると思いますので、県の方にですね、この補助金等についての検討も含めて、どういう事業があるのかというのを担当課の方で調べるようにということは指示しております。また登山者のですね駐車場整備、それについてもですね合わせて検討を進めて参ります。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 補助金を目当てということでもありますけども、はっきり言って合併特例債全部使っていないと思いますし、あるいは過疎対策事業債というのもあるかと思えます。ぜひ補助金補助金じゃなくて他の手立ても考えて、早期に改良といいますか、することをお願いしたいと思えます。最後の質問に移ります。福智町教育大綱あるいは第二期福智町教育振興基本計画というのは、令和5年度に策定したということで、令和7年は中間年ということでもありますし、教育によるまちづくりというのを教育長としては一番に考えておるようでもありますけどもこの成果、取り組み等について教育長にお尋ねしたいと思えます。デジタル技術が取り入れられて、デジタル教科書が出てきておるようでもありますけど、私どもの年代では紙、ノートに書いて覚えるということが基本だったように思えますけれども、こういったタブレット端末と操作ですね、での学習でそういった覚えるというのか、記憶っていうのは、タブレット操作だけでそういったことが可能なかどうか、まずお尋ねしたいと思えます。

○議長（皆川 高司君） 朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） まずですね、今現在コロナ禍以降ものすごいですねデジタル化が進んでおります。またテストについてもですね、令和8年度からコンピューターのTBCというんですけど、コンピューターというかタブレットを使ったテストが導入されます。それでタブレットが使われなければもうテストも受験できません。そういうことでタブレットも重要なんですけども、やっぱり書いて覚えるというやっぱり国語とかですね、またいろいろそういった面ではですね、やっぱり必要だと思います。一応デジタル教科書についてもですねまた正確じゃありませんが、どちらかを選ぶというような形で進んでくるんじゃないかなろうかという形で推測されますけども、一応補助機材といいますか、そういったところでやっぱり従来のですね、本を使った指導も必ずしも廃止してしまうという方には進まないんじゃないかなろうかと私自身で思ってますので、やっぱり書いて覚えるということが必要だと思います。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） やっぱり書いて覚えなきゃいけないかなど。孫にこれから教えていこうと思えます。不登校の数については、田寄議員の方からお尋ねがあったんで、数はわかりましたけども、小学校中学校で全体の何%になるのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい、田中課長。

○学校教育課長（田中 智和君） はい、先ほど数はお答えしましたので、パーセンテージでお答えします。令和6年1月時点昨年ですね、小学校が約6%、中学校が14.8%、中学校14.8%で、合計全体では9%程度になっております、はい。そして今年度ですね、小学校につきましては8%ちょっと超える形。中学校につきましては15%。はい、15%ですね。全体で10.7%ぐらいで、全体的には小学校の不登校児の数が増加傾向にあるというのは出てると

思います。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 10.7%の方が不登校ということで、いろいろ事情があるろうかと思いますが、本人にとってはやっぱりこの不登校というのは不幸だと思います。いじめが原因での不登校というのは、把握しておるのかどうなのかお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい、田中課長。

○学校教育課長（田中 智和君） いじめの原因でっていうことですが、不登校の数としてはゼロとなっております。ゼロです。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 行きたくても行けない児童生徒のための計画、あるいは施策内容ということについてももう少し詳しく説明をお願いします。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい、先ほど田中課長の方からですね%が説明されました。かなり多い数字がやっぱりこう出ております。そういった中でも行きたくても行けないというのは、例えばどういうことかということと言いますと、やっぱり集団が苦手だとか、やっぱり人と解することが苦手だとか、いろいろやっぱりある方のことを指していきますが、そういった中でですねやっぱり何らかの形でやっぱり学力保障といいますか、それをしなきゃいけません。今後タブレットを使ったですね、住宅におっても何とか学習ができるというような場面もですね構築していく必要があろうかと思えます。そういう形ではだんだんだんだん1年ごとにですね不登校生が増えてますんで、早急にですねそっちの検討に入っていきたいと思えます。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） ちょっと時間が迫っておりますんで、5番目はカットします。6番目各学校の運動場、体育館を広く地域開放する必要があると、私は2月26日の報告会を聞きながら、特に強く痛感しました。学校長の責任は一切問わないという条件で、地域の活動に資するため役立つようにするために、運動場あるいは体育館というのを開放する必要があると思えますけれども、教育長のお考えはどうでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい、私もですね、そういった方向でというふうに考えております。また今後総合体育館建設というふうな形が進んでいきます。そういった中で地元にもやっぱり地元でスポーツをしたいというような話が色々出てこうと思えますので、今ある学校の体育館をですね開放しながら、また校長に全責任を負わすんじゃなく、規約もですね改正しながら地域である学校というふうな形をですね、進めていきたいというふうに考えております。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） ぜひ地域開放というのが体育館だけじゃなくて、運動場も含めてですね、開放するように要請します。コロナ禍を境として、行政区の活動に支障が出てきているように思います。行政区から脱退する方が多く出ている地区もあり、行政区の存続が危ぶまれております。行政区は何のためにあるのか、行政区をぶっ潰していいのかどうなのか、町長にお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） お答えさせていただきます。町民の皆様にご負担がかかって行政区活動、そういうものに障害が出てきているというのは理解しておりますし、一番の問題で朝部議員で質問にもお答えさせていただきました。外灯代の一部助成というのがもう大きな問題となっております。この部分についてはですね、前向きに検討して参りますということでお答えしておりますので、やはり同様の回答になるのもご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 行政区加入というのは任意ということで、強制できないということでありましたけども、強制できないということであるならば、行政区に加入したらメリットがあるということ、そういう施策をやるべきではないかと私は考えます。まあ例えば平筑のですね、1日利用権を行政加入の人に配るだとか、そういったことも1つだと思いますし、それ以外に税金を安くするなんてことはできればやってもらいたいけれども、極端ですけれども何かメリットというのをですね、作らないとやっぱりどんどんどんどん脱退していつてしまっ、無くなってしまおうということになるのではないかと思います。もう一度町長の答弁をお願いします。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 乗車券をどうのこうのという質問されましたけども、一時的な援助になるような、支援になるようなそういう取り組みじゃなくてですね、今先ほどから言ってます外灯代というのはですね、恒久的に続きますのでそういう部分でですね、やはり負担が減っていくよという部分を訴えていきたいというふうに思います。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 私は何かメリット、場合によっては特典にですね、を考えるべきだと。特に総務課長にも求めておきます。知恵を出してください。泗川っていうのか、韓国との国際交流を実施するということで町長の施政方針でもうたっておられますけれども、これはどういったメンバーを中心として交流をするのか、町長のお考えをお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 今からの子どもたちにはグローバル化というのも避けて通れない、よそ

よりも早く、いち早く交流とかそういう部分を通して外国を知るとというのが大事だと。そういうふう感じておられて、この韓国の交流事業については、対象者は高校生としております。泗川市の高校生との相互交流を実施し、ホームステイをしながら、やはり韓国語に親しむということも含めて、やはり日韓の子どもたちの交流というのを前に進めたいという考えで計画しております。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 高校生を対象ということでわかりました。小学生、あるいは中学生がハワイということでもありますんで、韓国は高校生とそれはそれで結構じゃないかと思えます。福智町誕生20年、昭和100年という節目の年でもあります。記念行事を実施する考えがあるのかどうなのか、町長にお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） お答えさせていただきます。この町政20周年記念式典については、スイーツ大茶会というのが6年前にやっておりましたが、それもあわせてですね、同時に来年3月に実施する予定で計画をしているところでございます。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 来年3月に実施するという期待をしております。何とか55分で終わりましたので、これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（皆川 高司君） 以上で一般質問を終わります。本日の日程はすべて終了しました。皆様にお諮りします。明日12日に予定していた一般質問もすべて終了しました。明日予定していた一般質問の議事日程を繰り上げ、最終本会議にしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、明日は一般質問の議事日程を繰り上げ、最終本会議とすることに決定しました。あす午前9時より開催いたしますのでご参集ください。会議を閉じます。本日はこれにて散会いたします。

午後3時01分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

議事日程 (第3号)

令和7年3月12日 午前8時58分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 各常任委員会委員長報告
- ・総務文教常任委員会
 - ・厚生常任委員会
 - ・産業建設常任委員会
- 日程第3 議案第2号 福智町旧下田川清掃施設組合財産管理基金設置条例の制定について
- 日程第4 議案第4号 福智町個人番号の利用等に関する条例及び福智町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第5号 一般職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第6号 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第7号 福智町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第8号 福智町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第9号 福智町隣保館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第10号 福智町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び福智町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第11号 福智町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第12号 福智町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第13号 令和6年度福智町一般会計補正予算 (第8号) について

- 日程第14 議案第14号 令和6年度福智町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算
(第1号) について
- 日程第15 議案第15号 令和6年度福智町国民健康保険特別会計補正予算(第5号) について
- 日程第16 議案第16号 令和6年度福智町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号) につい
て
- 日程第17 議案第17号 令和6年度国民健康保険福智町立診療所事業特別会計補正予算(第2号)
について
- 日程第18 議案第18号 令和7年度福智町一般会計予算について
- 日程第19 議案第19号 令和7年度福智町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算につ
いて
- 日程第20 議案第20号 令和7年度福智町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第21 議案第21号 令和7年度福智町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第22 議案第22号 令和7年度国民健康保険福智町立診療所事業特別会計予算について
- 日程第23 議案第23号 令和7年度田川郡町村公平委員会特別会計予算について
- 日程第24 議案第24号 令和7年度福智町公共用地先行取得事業特別会計予算について
- 日程第25 議案第26号 福智町農業委員会委員の任命について
- 日程第26 議案第27号 福智町農業委員会委員の任命について
- 日程第27 議案第28号 福智町農業委員会委員の任命について
- 日程第28 議案第29号 福智町農業委員会委員の任命について
- 日程第29 議案第29号 福智町農業委員会委員の任命について
- 日程第30 議案第30号 福智町農業委員会委員の任命について
- 日程第31 議案第31号 福智町農業委員会委員の任命について
- 日程第32 議案第32号 福智町農業委員会委員の任命について
- 日程第33 議案第33号 福智町農業委員会委員の任命について
- 日程第34 議案第34号 福智町農業委員会委員の任命について
- 日程第35 議案第35号 福智町農業委員会委員の任命について
- 日程第36 議案第36号 福智町農業委員会委員の任命について
- 日程第37 議案第37号 福智町農業委員会委員の任命について
- 日程第38 議案第38号 福智町農業委員会委員の任命について
- 日程第39 議案第39号 福智町農業委員会委員の任命について
- 日程第40 議案第40号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及
び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について

- 日程第41 議案第41号 田川郡町村公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約の制定について
- 日程第42 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第43 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第44 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第45 発意第1号 福智町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第46 発意第2号 福智町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 各常任委員会委員長報告
- ・総務文教常任委員会
 - ・厚生常任委員会
 - ・産業建設常任委員会
- 日程第3 議案第2号 福智町旧下田川清掃施設組合財産管理基金設置条例の制定について
- 日程第4 議案第4号 福智町個人番号の利用等に関する条例及び福智町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第5号 一般職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第6号 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第7号 福智町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第8号 福智町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第9号 福智町隣保館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第10号 福智町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び福智町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第11 議案第11号 福智町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第12号 福智町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第13号 令和6年度福智町一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第14 議案第14号 令和6年度福智町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第15 議案第15号 令和6年度福智町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第16 議案第16号 令和6年度福智町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第17 議案第17号 令和6年度国民健康保険福智町立診療所事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第18 議案第18号 令和7年度福智町一般会計予算について
- 日程第19 議案第19号 令和7年度福智町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第20 議案第20号 令和7年度福智町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第21 議案第21号 令和7年度福智町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第22 議案第22号 令和7年度国民健康保険福智町立診療所事業特別会計予算について
- 日程第23 議案第23号 令和7年度田川郡町村公平委員会特別会計予算について
- 日程第24 議案第24号 令和7年度福智町公共用地先行取得事業特別会計予算について
- 日程第25 議案第26号 福智町農業委員会委員の任命について
- 日程第26 議案第27号 福智町農業委員会委員の任命について
- 日程第27 議案第28号 福智町農業委員会委員の任命について
- 日程第28 議案第29号 福智町農業委員会委員の任命について
- 日程第29 議案第29号 福智町農業委員会委員の任命について
- 日程第30 議案第30号 福智町農業委員会委員の任命について
- 日程第31 議案第31号 福智町農業委員会委員の任命について
- 日程第32 議案第32号 福智町農業委員会委員の任命について
- 日程第33 議案第33号 福智町農業委員会委員の任命について
- 日程第34 議案第34号 福智町農業委員会委員の任命について
- 日程第35 議案第35号 福智町農業委員会委員の任命について
- 日程第36 議案第36号 福智町農業委員会委員の任命について
- 日程第37 議案第37号 福智町農業委員会委員の任命について

- 日程第38 議案第38号 福智町農業委員会委員の任命について
日程第39 議案第39号 福智町農業委員会委員の任命について
日程第40 議案第40号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について
日程第41 議案第41号 田川郡町村公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約の制定について
日程第42 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第43 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第44 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第45 発意第1号 福智町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第46 発意第2号 福智町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

出席議員（18名）

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 浦田 大介君 | 2番 | 森野 和彦君 |
| 3番 | 田寄みゆり君 | 4番 | 石谷 光信君 |
| 5番 | 橋本 騰馬君 | 6番 | 尾崎さつき君 |
| 7番 | 小松 繁信君 | 8番 | 木戸 勝正君 |
| 9番 | 朝部 壽君 | 10番 | 楠木 静則君 |
| 11番 | 堀江 政洋君 | 12番 | 沼口 富生君 |
| 13番 | 高津 鶴己君 | 14番 | 木村 幸治君 |
| 15番 | 日比生洋一君 | 16番 | 矢野 博文君 |
| 17番 | 原田 幸美君 | 18番 | 皆川 高司君 |

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

| | | | |
|----|-------|----|-------|
| 局長 | 森 めぐみ | 係長 | 秀島 慎一 |
| 書記 | 松井 健太 | | |

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-----------|-------|-------------|-------|
| 町 長 | 黒土 孝司 | 副 町 長 | 竹下 靖 |
| 教 育 長 | 朝部 英晴 | 会計管理者兼出納室長 | 森野 道正 |
| 総務課長 | 長野 士郎 | まちづくり総合政策課長 | 木村貴代美 |
| 税務住民課長 | 仲村 和宏 | 高齢障がい福祉課長 | 若林 友克 |
| 人権推進課長 | 福高 教晃 | 健康子育て支援課長 | 小松 卓美 |
| 建設課長 | 仲村 芳久 | 農政課長 | 白石 輝彦 |
| 住宅課長 | 八代 賢一 | 診療所事務長 | 守田裕一郎 |
| 学校教育課長 | 田中 智和 | 生涯学習課長 | 澤井 秀孝 |
| 防災管理・管財課長 | 山本 一博 | | |

午前8時58分開議

○議長（皆川 高司君） 皆さんおはようございます。開会前ですが、議員並びに執行部の皆様にお知らせいたします。今定例会初日に、議案第3号、福智町課設置条例の一部を改正する条例の制定が可決され、令和7年4月1日から、施行されることに伴いまして、福智町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についても改正が必要となるため、御手元に配付しております発委第2号は本日の日程に追加となりますので、よろしく申し上げます。それでは、ただいまより令和7年第1回定例会本会議第3日の会議を開きます。欠席者の報告をいたします。小松議員から欠席届が提出されていますので、報告いたします。ただいまの出席議員は17名です。定足数に達していますので、本日の会議は成立いたします。町長挨拶をお願いします。はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 改めまして、皆さん、おはようございます。本会議初日で上程した議案第1号から議案第41号までのうち、本会議初日に御承認いただきました2議案と、農業委員会委員任命議案を除く25議案につきまして、各常任委員会で慎重審議をしていただき、最終日を迎えることが出来ました。上程いたしました議案等につきまして、御承認くださいますよう、よろしく願いいたします。また、3月3日の本会議終了後の全員協議会において御説明申し上げました、下田川清掃施設組合解散に伴う糸田町との覚書につきましては、御説明した覚書の内容で3月6日に締結いたしました。この場をお借りして、御報告させていただきます。なお、覚書第4条に基づく連絡協議会を設置するにあたり、議会から委員として議長並びに議員1名を就任していただくことで、糸田町と申合せております。つきましては、委員選出依頼を議長に提出しておりますので、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。

○議長（皆川 高司君） 本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

日程第 1. 会議録署名議員の指名について

- 議長（皆川 高司君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、10 番、楠木議員、11 番、堀江議員を指名します。
-

日程第 2. 各常任委員会報告

- 議長（皆川 高司君） 日程第 2、各常任委員会報告を議題とします。まずは、総務文教常任委員会報告を橋本委員長。はい、橋本議員どうぞ。

- 総務文教常任委員長（橋本 騰馬君） おはようございます。総務文教常任委員会報告をいたします。御手元に配付してあります報告書の 1 ページから 5 ページです。3 月 4 日、議会委員会室にて総務文教常任委員会を開催しました。今定例会で当委員会に付託された案件は議案 16 件です。慎重に審議した結果、全て可決すべきものと決定しました。委員会での主な質疑等については報告書に記載しておりますので、御参照願います。以上で総務文教常任委員会報告を終わります。

- 議長（皆川 高司君） 次は、厚生常任委員会報告を矢野委員長。はい、矢野委員長。

- 厚生常任委員長（矢野 博文君） おはようございます。厚生常任委員会報告をいたします。御手元に配付してあります報告書の 6 ページから 12 ページです。3 月 5 日、議会委員会室にて、厚生常任委員会を開催いたしました。今定例会で当委員会に付託された案件は、議案 10 件です。慎重に審議した結果、全て可決すべきものと決定しました。委員会での主な質疑等については、報告書に記載しておりますので、御参照を願います。以上で厚生常任委員会報告を終わります。

- 議長（皆川 高司君） 次は、産業建設常任委員会報告を日比生委員長。はい、日比生委員長。

- 産業建設常任委員長（日比生 洋一君） おはようございます。産業建設常任委員会報告をいたします。御手元に配付されてあります報告書の 13 ページから 17 ページです。3 月 6 日、議会委員会室において、産業建設常任委員会を開催いたしました。今定例会で当委員会に付託された案件は議案 3 件です。慎重に審議した結果、全て可決すべきものと決定いたしました。当委員会の主な質疑等については、報告書に記載しておりますので、御参照願います。以上で産業建設常任委員会報告を終わります。

- 議長（皆川 高司君） ただいま行った報告について、質疑等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。以上で、各常任委員会報告を終わります。
-

日程第 3. 議案第 2 号 福智町旧下田川清掃施設組合財産管理基金設置条例の制定について

て

○議長（皆川 高司君） 日程第3、議案第2号、福智町旧下田川清掃施設組合財産管理基金設置条例の制定について議題とします。これより討論を行います。本案について、討論の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決します。本案は、表決システムにより採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。賛成多数。よって、本案は委員長の報告のとおり、可決されました。

日程第4. 議案第4号 福智町個人番号の利用等に関する条例及び福智町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（皆川 高司君） 日程第4、議案第4号、福智町個人番号の利用等に関する条例及び福智町税条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。これより討論を行います。本案について、討論の方はありますか。はい田寄議員。

○議員（3番 田寄 みゆり君） 議案第4号、福智町個人番号の利用等に関する条例及び福智町税条例の一部を改正する条例の制定について、反対といたします。この条例はマイナンバー機能をスマートフォンに掲載することにより、マイナンバーカードと同じ機能を持たせて利便性を図るものです。確かに便利にはなるかもしれませんが、マイナンバーの危険性がなくなるわけではありません。マイナンバーの利用に対してはずっと、党として反対をしておりますので、この議案にも反対といたします。

○議長（皆川 高司君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり可決することについて、賛成または反対のボタンを押してください。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。賛成多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5. 議案第5号 一般職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（皆川 高司君） 日程第5、議案第5号、一般職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について議題とします。これより討論を行います。本案について討論の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり可決することについて、賛成または反対のボタンを押してください。どうぞ。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め確定します。賛成多数。全員賛成です。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6. 議案第6号 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（皆川 高司君） 日程第6、議案第6号、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び、次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について議題とします。これより討論を行います。本案について、討論の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり可決することについて賛成または反対のボタンを押してください。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。賛成多数、全員賛成です。本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 7. 議案第 7 号 福智町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（皆川 高司君） 日程第 7、議案第 7 号、福智町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。これより討論を行います。本案について、討論の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり可決することについて賛成または反対のボタンを押してください。どうぞ。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。賛成多数、全員賛成です。本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 8. 議案第 8 号 福智町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（皆川 高司君） 日程第 8、議案第 8 号、福智町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。これより討論を行います。本案について、討論の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり可決することについて、賛成または反対のボタンを押してください。どうぞ。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。賛成多数。よって、本案は委員長の報告のと

おり可決されました。

日程第9. 議案第9号 福智町隣保館条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（皆川 高司君） 日程第9、議案第9号、福智町隣保館条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。これより討論を行います。本案について、討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり、可決することについて、賛成または反対のボタンを押してください。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め確定します。賛成多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10. 議案第10号 福智町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び福智町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（皆川 高司君） 日程第10、議案第10号、福智町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び、福智町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。これより討論を行います。本案について、討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり、可決することについて、賛成または反対のボタンを押してください。どうぞ。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め確定します。賛成多数。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11. 議案第11号 福智町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（皆川 高司君） 日程第11、議案第11号、福智町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。これより討論を行います本案について、討論の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり可決することについて、賛成または反対のボタンを押してください。どうぞ。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。賛成多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12. 議案第12号 福智町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（皆川 高司君） 日程第12、議案第12号、福智町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。これより討論を行います。本案について、討論の方ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり可決することについて、賛成または反対のボタンを押してください。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め確定します。賛成多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13. 議案第13号 令和6年度福智町一般会計補正予算（第8号）について

○議長（皆川 高司君） 日程第13、議案第13号、令和6年度福智町一般会計補正予算第8号について議題とします。これより討論を行います。本案について、討論の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決します。本案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり可決することについて賛成または反対のボタンを押して

ください。どうぞ。

[ボタンにより表決]

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。賛成多数。よって本案は、各委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14. 議案第14号 令和6年度福智町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（皆川 高司君） 日程第14、議案第14号、令和6年度福智町同和地区住宅新築資金等貸付け事業特別会計補正予算第1号について議題としますこれより討論を行います。本案について、討論の方はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり可決することについて賛成または反対のボタンを押してください、どうぞ。

[ボタンにより表決]

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。賛成多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第15. 議案第15号 令和6年度福智町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について

○議長（皆川 高司君） 日程第15、議案第15号、令和6年度福智町国民健康保険特別会計補正予算第5号について議題とします。これより討論を行います。本案について討論の方ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり可決することについて賛成または反対のボタンを押してください。

[ボタンにより表決]

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。賛成多数。全員賛成です。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第16. 議案第16号 令和6年度福智町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

○議長（皆川 高司君） 日程第16、議案第16号、令和6年度福智町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号について議題とします。これより討論を行います。本案について討論の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり可決することについて、賛成または反対のボタンを押してください。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。賛成多数、全員賛成です。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第17. 議案第17号 令和6年度国民健康保険福智町立診療所事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（皆川 高司君） 日程第17、議案第17号、令和6年度国民健康保険福智町立診療所事業特別会計補正予算第2号について議題とします。これより討論を行います。本案について、討論の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めますこれより採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり可決することについて、賛成または反対のボタンを押してください。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。賛成多数。全員賛成です。よって、本案は委員長長の報告のとおり可決されました。

日程第18. 議案第18号 令和7年度福智町一般会計予算について

○議長（皆川 高司君） 日程第18、議案第18号、令和7年度福智町一般会計予算について議題とします。これより討論を行います本案について、討論の方はありませんか。はい田寄委員

○議員（3番 田寄 みゆり君） 議案第18号、令和7年度福智町一般会計予算について反対の討論を行います。この議案は歳入歳出をそれぞれ215億6,881万1,000円とする予算ですが、まず、この物価高騰の中で町民の生活を支援する予算が、燃料高騰対策事業支援金800万円と、プレミアム商品券、2,300万円しか入っておりません。燃料高騰対策事業支援金は、対象者も件数も限られており、十分に活用されるのか、町民の間に分断を招かないのかと心配をされます。プレミアム商品券については、毎日の生活で電気代が払えないとか、家賃が払えないとかいった中で、商品券を購入できる人が限られてくるのではないのでしょうか。全町民のための支援が必要だと考えています。2つ目は総合体育館建設のための予算が21億6,760万円入っております。体育館建設そのものに反対ではありませんが、福智町に見合ったそして、将来的にも維持していける体育館にすべきと考えます。議会から研修に行かせていただきましたが、訪問したアリーナではどちらでも、維持管理が大変であると聞きました。先日の説明会でも、町民の方はもっと説明をしてもらいたい、町民が使いやすい体育館が欲しいと意見が出ておりました。一旦立ち止まって、町民の声を聞く必要があるのではないかと考えます。3つ目は、包括業務委託料が1億6,273万円入っております。3年前にもこの業務委託については反対をいたしました。令和6年度以降もこの業務委託が続けられることは、福智町で働く人にとって、特に女性にとっては、希望を奪われるものになっていないのでしょうか。心配されます。以上の点から、議案に反対といたします。

○議長（皆川 高司君） はい、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決します。本案に対する各委員長長の報告は、可決です。各委員長長の報告のとおり可決することについて、賛成または反対のボタンを押してください。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。賛成多数。よって、本案は、各委員長長の報告

のとおり可決されました。

**日程第 19. 議案第 19号 令和7年度福智町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計
予算について**

○議長（皆川 高司君） 日程第 19、議案第 19号、令和7年度福智町同和地区住宅新築資金等貸付け事業特別会計予算について議題とします。これより討論を行います。本案について、討論の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり可決することについて、賛成または反対のボタンを押してください。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。賛成多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 20. 議案第 20号 令和7年度福智町国民健康保険特別会計予算について

○議長（皆川 高司君） 日程第 20、議案第 20号、令和7年度福智町国民健康保険特別会計予算について議題とします。これより討論を行います。本案について、討論の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり可決することについて、賛成または反対のボタンを押してください。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め確定します。賛成多数、全員賛成。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 21. 議案第 21号 令和7年度福智町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（皆川 高司君） 日程第 21、議案第 21号、令和7年度福智町後期高齢者医療特別会計

予算について議題とします。これより討論を行います。本案について、討論の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり、可決することについて、賛成または反対のボタンを押してください。どうぞ。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。賛成多数。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 2 2. 議案第 2 2 号 令和 7 年度国民健康保険福智町立診療所事業特別会計予算について

○議長（皆川 高司君） 日程第 2 2、議案第 2 2 号、令和 7 年度国民健康保険福智町立診療所事業特別会計予算について議題とします。これより討論を行います。本案について討論の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり可決することについて、賛成または反対のボタンを押してください。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） はい、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め確定します。賛成多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 2 3. 議案第 2 3 号 令和 7 年度田川郡町村公平委員会特別会計予算について

○議長（皆川 高司君） 日程第 2 3、議案第 2 3 号、令和 7 年度田川郡町村公平委員会特別会計予算について議題としますこれより討論を行います。本案について討論の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めますこれより採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり可決することについて賛成または反対のボタンを押してください。

い。

[ボタンにより表決]

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（皆川 高司君） なしと認め確定します。賛成多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第24. 議案第24号 令和7年度福智町公共用地先行取得事業特別会計予算について

○議長（皆川 高司君） 日程第24、議案第24号、令和7年度福智町公共用地先行取得事業特別会計予算について議題とします。これより討論を行います。本案について討論の方はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり可決することについて、賛成または反対のボタンを押してください。

[ボタンにより表決]

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（皆川 高司君） 押し間違いありませんか。なしと認め、確定します。賛成多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第25. 議案第25号 福智町拠点開発施設の指定管理者の指定について

○議長（皆川 高司君） 日程第25、議案第25号、福智町拠点開発施設の指定管理者の指定について議題としますこれより討論を行います。本案について討論の方はありませんか

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めますこれより採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり可決することについて賛成または反対のボタンを押してください。

[ボタンにより表決]

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。賛成多数、全員賛成です。よって、本案は委

員長の報告のとおり可決されました。

○議長（皆川 高司君） ここで皆様にお諮りします。日程第26、議案第26号から日程第39、議案第39号までは、福智町農業委員会委員の任命についてです。議案14件が同一案件でありますので、議題名を省略し、議案番号のみを読み上げ、議事を進行していきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、議案第26号から議案第39号については、議案番号のみを読み上げ、審査を行うことに決定しました。

日程第26. 議案第26号 福智町農業委員会委員の任命について

○議長（皆川 高司君） 日程第26、議案第26号について議題とします。これより討論を行います。本案について討論の方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決します。本案について原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。どうぞ。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。賛成多数。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第27. 議案第27号 福智町農業委員会委員の任命について

○議長（皆川 高司君） 日程第27、議案第27号について議題とします。これより討論を行い、本案について、討論の方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決します。本案について、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。どうぞ。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。賛成多数。よって本案は原案の同意とお

意されました。

日程第28. 議案第28号 福智町農業委員会委員の任命について

○議長（皆川 高司君） 日程第28、議案第28号について議題とします。これより討論を行います。本案について討論の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決します本案について、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。賛成多数。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第29. 議案第29号 福智町農業委員会委員の任命について

○議長（皆川 高司君） 日程第29、議案第29号について議題とします。これより討論を行います。本案について討論の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決します。本案について原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。賛成多数。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第30. 議案第30号 福智町農業委員会委員の任命について

○議長（皆川 高司君） 日程第30、議案第30号について議題とします。これより討論を行います。本案について討論の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決します。本案について原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。どうぞ。

[ボタンにより表決]

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。賛成多数。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第31. 議案第31号 福智町農業委員会委員の任命について

○議長（皆川 高司君） 日程第31、議案第31号について議題とします。これより討論を行います。本案について、討論の方はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決します。本案について原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

[ボタンにより表決]

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。賛成多数。よって、本案は原案のとおり、同意されました。

日程第32. 議案第32号 福智町農業委員会委員の任命について

○議長（皆川 高司君） 日程第32、議案第32号について、議題とします。これより討論を行います。本案について、討論の方はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決します。本案について、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

[ボタンにより表決]

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。賛成多数。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第33. 議案第33号 福智町農業委員会委員の任命について

○議長（皆川 高司君） 日程第33、議案第33号について議題とします。これより討論を行い

ます。本案について、討論の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） これより採決します。本案について原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。どうぞ。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。賛成多数。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第34. 議案第34号 福智町農業委員会委員の任命について

○議長（皆川 高司君） 日程第34、議案第34号について議題とします。これより討論を行います。本案について、討論の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決します。本案について原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。どうぞ。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め確定します。賛成多数。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第35. 議案第35号 福智町農業委員会委員の任命について

○議長（皆川 高司君） 日程第35、議案第35号について議題とします。これより討論を行います。本案について、討論の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決します。本案について、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。賛成多数よって、本案は原案のとおり同意さ

れました。

日程第36. 議案第36号 福智町農業委員会委員の任命について

○議長（皆川 高司君） 日程第36、議案第36号について議題とします。これより討論を行います。本案について、討論の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決します。本案について原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。賛成多数。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第37. 議案第37号 福智町農業委員会委員の任命について

○議長（皆川 高司君） 日程第37、議案第37号について議題とします。これより討論を行います。本案について、討論の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決します。本案について、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。賛成多数。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第38. 議案第38号 福智町農業委員会委員の任命について

○議長（皆川 高司君） 日程第38、議案第38号について議題とします。これより討論を行います。本案について、討論の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決します。本案について原案のとおり、同意することに賛成または反対のボタンを押してください。どうぞ。

[ボタンにより表決]

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。賛成多数。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第39. 議案第39号 福智町農業委員会委員の任命について

○議長（皆川 高司君） 日程第39、議案第39号について議題とします。これより討論を行います。本案について討論の方はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めますこれより採決します。本案について原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

[ボタンにより表決]

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。賛成多数。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第40. 議案第40号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について

○議長（皆川 高司君） 日程第40、議案第40号、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について議題とします。これより討論を行います。本案について、討論の方はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり可決することについて賛成または反対のボタンを押してください。

[ボタンにより表決]

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。賛成多数。全員賛成です。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

. . .

日程第41. 議案第41号 田川郡町村公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約の制定について

○議長（皆川 高司君） 日程第41、議案第41号、田川郡町村公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約の制定について議題とします。これより討論を行います。本案について、討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり可決することについて、賛成または反対のボタンを押してください。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。賛成多数。全員賛成ですよって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（皆川 高司君） ここで皆様にお諮りします。日程第42、諮問第1号から日程第44、諮問第3号まで、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてです。諮問3件が同一案件でありますので、議題名を省略し、諮問番号のみを読み上げ、議事を進行していきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、諮問第1号から諮問第3号については、諮問番号のみを読み上げ、審査を行うことに決定しました。

. . .

日程第42. 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（皆川 高司君） 日程第42、諮問第1号について議題とします。これより討論を行います。諮問第1号について、討論の方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決します。本案について適任と答申することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。賛成多数、全員賛成。よって、本案は適任と答申することに決定しました。

日程第43. 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（皆川 高司君） 日程第43、諮問第2号について議題とします。これより討論を行います。諮問第2号について、討論の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めますこれより採決します。本案について適任と答申することに賛成または反対のボタンを押してください。どうぞ。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。賛成多数、全員賛成。よって、本案は適任と答申することに決定しました。

日程第44. 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（皆川 高司君） 日程第44、諮問第3号について議題とします。これより討論を行います。諮問第3号について討論の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決します。本案について適任と答申することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。賛成多数、全員賛成です。よって本案は適任と答申することに決定しました。

日程第45. 発委第1号 福智町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（皆川 高司君） 日程第45、発委第1号、福智町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。これより討論を行います。本案について、討

論の方はありませんか。はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄 みゆり君） 発意第1号、福智町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改定する条例の制定について、反対といたします。福智町議会では令和5年3月議会で、個人情報保護法が保護条例として改正されました。この改正では、個人の権利をより広げる企業や事業所、自治体の責任を追加する罰則の強化などが盛り込まれる一方で、匿名加工情報という個人情報を加工することが取り込まれました。それによって、大企業への情報提供や情報の利活用は認められること、認められることになりました。今回の福智町での条例改正は、国の改正を受けたものであり、主に文言の整理のようですが、マイナンバー法に関する条例改正には反対といたします。以上です。

○議長（皆川 高司君） はい、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決します。本案について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。賛成多数。本案は原案のとおり可決されました。

日程第46．発委第2号 福智町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（皆川 高司君） 日程第46、発委第2号、福智町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。提案理由の説明を、提出者の堀江議会運営委員長に求めます。堀江議会運営委員長、どうぞ。

○議員（11番 堀江 政洋君） 発委第2号、福智町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、発委第2号の説明を行います。福智町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については、福智町課置条例の一部を改正する条例の制定が、可決され令和7年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正するため、議会の議決を求めるものです。2ページ新旧対照表をお開きください。改正案の住民課については、総務文教常任委員会に所属することになりますが、住民課の所管に属する事項のうち、環境衛生に関する事項は、厚生常任委員会に所属することになります。また新設の保険健康課については、厚生常任委員会に所属することになります。施行日は令和7年4月1日になります。以上で提案理由の説明を終わります。議会の皆様におかれましては慎重審議を賜り、御賛同くださいますようお願いいたします。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。本案について、質疑の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。本案について、討論の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決します。本案について、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。どうぞ。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。賛成多数。全員賛成よって、本案は原案のとおり可決されました。

----- . ----- . -----

○議長（皆川 高司君） 以上で本日の日程は全て終了し、今定例会に付された事件は全て終了しました。ここで本年3月末で役職定年を迎える課長より、自席にて一言挨拶をお願いします。まずは八代住宅課長。はいどうぞ。

○住宅課長（八代 賢一君） はい、住宅課の八代です。本年3月31日で役職定年を迎えることになりました。今思えば光陰矢のごとしということがありますが、課長職として7年間やってきましたが何が出来たんだろうと、いう思いがしております。まだ役職を降りた後に、まだ在籍をしておりますので、福智町にとって、何か出来ないかなとは思っているところではありますが、4月からは機構が変わり、課設置条例が施行されますので、そのときにはまた合併時のような大規模な混乱ではなく、間違いなく窓口と混乱が起きるものと思われま。そのときに私はちょっとどこに所属しているかというのは、今のところではわかりませんが、また何かできることがあれば福智町のために頑張っていきたいと思っていますので、議会の皆様よろしくをお願いします。

○議長（皆川 高司君） 次は福高人権推進課長どうぞ。

○人権推進課長（福高 教晃君） ただいま議長より発言の許可を得ましたので、3月末をもちまして、課長職退任の御挨拶をさせていただきたいと思ひます。私の気持ちとしましては、今定例会が本日無事に終了し、ほっとしておると同時に、この席が最後となりますので、皆さん方の顔を1人1人眺めながら、少し寂しいような気持ちにもなっております。私は旧方城町役場に奉職しまして32年間、課長職としましては、人権担当一筋で9年間務めてまいりました。このような浅学非才の私がこうして課長職を務められたのも職員の方の支えがあったからこそと、思っております。この場を借

りて御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。4月からですね、一職員として定年までの残り2年間ありますが、そう言いますと、え、と言われる方も多数おられるんじゃないかなと思うんですが、気持ちを新たにしまして、また一生懸命頑張ってまいりますので、引き続き温かく見守っていただきますようお願い申し上げます。最後に議員各位におかれましては、健康に留意されまして、福智町発展のため御尽力を賜りますようお願い申し上げます、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（皆川 高司君） はい、長い間お疲れ様でした。それでは、会議規則第7条の規定により、これをもちまして、令和7年第1回福智町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午前9時59分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員